

平成十七年四月

商品取引所法対照法令集

日本商品先物振興協会
社団法人全国商品取引所連合会

<p style="text-align: center;">商品取引所法</p>	<p style="text-align: center;">商品取引所法施行令</p>	<p style="text-align: center;">商品取引所法施行規則</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 商品取引所</p> <p>第一節 総則（第三条 第六条）</p> <p>第二節 会員商品取引所</p> <p>第一款 設立（第七条 第二十九条）</p> <p>第二款 会員（第三十条 第四十五条）</p> <p>第三款 機関（第四十六条 第六十三条）</p> <p>第四款 計算（第六十四条 第六十八条）</p> <p>第五款 解散及び清算（第六十九条 第七十七条）</p> <p>第三節 株式会社商品取引所（第七十八条 第九十六条）</p> <p>第四節 商品市場における取引（第九十七条 第一百二十条）</p> <p>第五節 組織変更（第二百一十一条 第三百三十八条）</p> <p>第六節 合併（第三百三十九条 第五百四十四条）</p> <p>第七節 監督（第一百五十五条 第一百六十条）</p> <p>第八節 雑則（第一百六十一条 第一百六十六条）</p> <p>第三章 商品取引清算機関等</p> <p>第一節 商品取引清算機関（第一百六十七条 第一百八十七条）</p> <p>第二節 雑則（第一百八十八条・第一百八十九条）</p> <p>第四章 商品取引員</p> <p>第一節 許可等（第九十条 第九十七条）</p> <p>第二節 業務（第九十八条 第二百二十四条）</p>		

第三節 合併、分割及び営業の譲渡（第二百二十五条 第二百三十条）

第四節 監督（第二百三十一条 第二百四十条）

第五章 商品先物取引協会

第一節 総則（第二百四十一条 第二百四十四条）

第二節 設立（第二百四十五条 第二百五十条）

第三節 協会員（第二百五十一条 第二百五十三条）

第四節 機関（第二百五十四条 第二百五十八条）

第五節 紛争の解決（第二百五十九条 第二百六十一条）

（条）

第六節 解散（第二百六十二条）

第七節 監督（第二百六十三条 第二百六十六条）

第八節 雑則（第二百六十七条・第二百六十八条）

第六章 委託者保護基金等

第一節 定義（第二百六十九条）

第二節 委託者保護委員会制法人

第一款 総則（第二百七十条 第二百七十二条）

第二款 設立（第二百七十三条 第二百七十六条）

第三款 会員（第二百七十七条・第二百七十八条）

第四款 機関（第二百七十九条 第二百八十九条）

第五款 解散及び清算（第二百九十条 第二百九十二条）

（二条）

第三節 委託者保護基金

第一款 登録（第二百九十三条 第二百九十七条）

第二款 商品取引員の加入及び脱退（第二百九十八条 第三百条）

（三条）

第三款 業務（第三百一条 第三百十二条）

第四款 負担金（第三百十三条 第三百十五条）

第五款 財務及び会計（第三百十六条 第三百二十条）

（条）

第六款 監督（第三百二十一條 第三百二十四條）
第七款 雜則（第三百二十五條・第三百二十六條）

第四節 雜則（第三百二十七條）

第七章 雜則（第三百二十八條 第三百五十五條）

第八章 罰則（第三百五十六條 第三百七十五條）

附則

第一章 總則

（目的）（平二法五二・平十法四二・平一六法四三・一部改正）

第一條 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする。

（定義）（平二法五二・全改、平一六法四三・一部改正）

第二條 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。

2 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の団体をいう。

3 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。

4 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品

（商品の指定）（平二政三五四・全改、平一六政二五九・一部改正）

第一条 商品取引所法（以下「法」という。）第二条第四項

第一号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一 牛

二 豚

三 なたね

四 亜麻の種

五 木材

六 天然ゴム

七 綿花

八 綿糸

九 乾繭

十 生糸

十一 羊毛

十二 毛糸

十三 ステーブルファイバー糸

十四 飼料

2 法第二条第四項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物品とする。

一 リチウム鉱

二 ベリリウム鉱

三 ホウ素鉱

四 マグネシウム鉱

五 アルミニウム鉱

六 希土類金属鉱

三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料
又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先
物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いも

-
- 七 チタン鉱
 - 八 バナジウム鉱
 - 九 ガリウム鉱
 - 十 ゲルマニウム鉱
 - 十一 セレン鉱
 - 十二 ルビジウム鉱
 - 十三 スترونチウム鉱
 - 十四 ジルコニウム鉱
 - 十五 ニオブ鉱
 - 十六 白金属鉱
 - 十七 カドミウム鉱
 - 十八 インジウム鉱
 - 十九 テルル鉱
 - 二十 セシウム鉱
 - 二十一 バリウム鉱
 - 二十二 ハフニウム鉱
 - 二十三 タンタル鉱
 - 二十四 レニウム鉱
 - 二十五 タリウム鉱
 - 二十六 貴石
 - 二十七 半貴石
 - 二十八 ベントナイト
 - 二十九 酸性白土
 - 三十 けいそう土
 - 三十一 陶石
 - 三十二 雲母
 - 三十三 ひる石
-

-
- の（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品
- 5 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値をいう。
- 6 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項の認可に係るものをいう。
- 7 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第百五十五条第一項の認可に係るものをいう。
- 8 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。
- 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
 - 二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
 - 三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次
-

に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものも含む。）

ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

9 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項第三号に掲げる取引

10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第八項第三号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第八項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第八項第四号ハに掲

-
- ける取引に係る同号に掲げる取引
- 二 当該上場商品の売買取引（第八項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。）
- ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
- 二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第八項第四号八に掲げる取引に係る同号に掲げる取引
- 11 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。
- 12 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。
- 13 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第六十七条又は第七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。
- 14 この法律において「清算参加者」とは、第七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。
- 15 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」とい
-

う。()の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

16 この法律において、「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 商品市場における取引
- 二 前号に掲げる行為の委託の取次ぎ
- 三 商品清算取引の委託の取次ぎ
- 四 前号に掲げる行為の委託の取次ぎ

17 この法律において、「商品取引受託業務」とは、商品市場における取引等（商品清算取引を除く。()の委託を受ける営業をいう。

18 この法律において、「商品取引員」とは、商品取引受託業務を営むことについて第九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

第二章 商品取引所

第一節 総則

(業務の制限) (平一六法四三・全改)

第三条 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

(名称又は商号) (平一六法四三・全改)

第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」

という文字を用いなければならない。

2 商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限) (平一六法四三・全改)

第五条 商品取引所は、定款で定める商品市場以外の市場(定款で定める開設期限を経過した商品市場を含む。)を開設してはならない。

2 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二以上の商品市場を開設してはならない。

(商品市場類似施設の開設の禁止) (平一六法四三・全改)

第六条 何人も、商品又は商品指数(これに類似する指数を含む。)について先物取引に類似する取引をするための施設(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第七項に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場を除く。)を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

第二節 会員商品取引所

第一款 設立

(法人格) (平一六法四三・全改)

第七条 会員商品取引所は、法人とする。

2 会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(住所) (平一六法四三・全改)

第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立の許可) (平一六法四三・全改)

第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(設立要件) (平一六法四三・全改)

第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員にならうとする二十人以上の者が発起人とならなければならない。

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

- 一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品(以下、「上場商品構成物品」という。)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(以下、「売買等」という。)を業として行つている者
- 二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品(以下、「上場商品指数対象物品」という。)の売買等を業として行つている者

(定款) (平一六法四三・全改)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定

款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し
なければならぬ。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録
しなければならぬ。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員たる資格に関する事項

五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 信託金及び取引証拠金に関する事項

八 会員の経費の分担に関する事項

九 会員に対する監査及び制裁に関する事項

十 役員の定数、任期及び選任に関する事項

十一 会員総会に関する事項

十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、
業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に
関する事項

十三 商品市場に関する次に掲げる事項

イ 上場商品又は上場商品指数

ロ 上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類

ハ 取引の決済の方法

十四 事業年度

十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

十六 公告の方法

3 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人
が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しな
ければ、その効力を生じない。

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項
のほか、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設

期限を定めるときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十六条第三項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同条第三項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

（電磁的記録）

第一条 商品取引所法（以下「法」という。）第十一条第五項において読み替えて準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十六条第三項において準用する同法第三十三条ノ二第一項（法第十三条第六項、第六十三条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する商法第二百四十四条第四項において準用する場合、法第六十八条において読み替えて準用する商法第二百八十一条第二項において準用する場合並びに法第七十七条第一項において読み替えて準用する商法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（署名に代わる措置）

第二条 法第十一条第五項において読み替えて準用する商法第六百六十六条第三項において準用する同法第三十三条ノ二第二項（法第十二条第四項及び第二百二十九条第二項において読み替えて準用する商法第七十五条第八項において準用する場合、法第十三条第六項、第六十三条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する商法第二百四十四条第四項において準用する場合並びに法第五十条において読み替えて準用する商法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

(加入申込証) (平一六法四三・全改)

第十二条 会員商品取引所の会員になろうとする者(発起人を含む。)は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載して、これに署名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 定款に記載し、又は記録した事項

二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所

三 出資の払込みの方法、期限及び場所

四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。

3 会員商品取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 成立の年月日

二 定款に記載し、又は記録した事項

三 役員の氏名及び住所

四 出資の払込みの方法、期限及び場所

4 商法第七十五条第五項、第七項及び第八項の規定は、会員商品取引所の加入の申込みについて準用する。

この場合において、同条第五項及び第七項中「発起人」とあるのは「発起人(会員商品取引所ノ成立後ニ在リテ八理事長)」と、「株式会社申込証」とあるのは「加入申込証」と、「株式申込人」とあるのは「会員商品取引所ノ加入ノ申込ヲ為サントスル者」と、同条第八項中「株式申込証」とあるのは「加入申込証」と、同項において準用する同法第三十三条ノ第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(創立総会) (平一六法四三・全改)

第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第二項第三号に定める出資の払込みの期限となつている日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。

2 発起人は、創立総会までに出資の全額の払込みを終了しなければならぬ。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。

5 創立総会における議事は、会員になろうとする者(その出資の全額の払込みが終了した者に限る。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第四項まで及び第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中、「第二百三十二条」とあるのは、「商品取引所法第十三条第六項ニ於テ準用スル同法第五十九条第八項本文及第十項」と、同法第二百四十四条第三項中、「取締役」とあるのは、「発起人」と、同条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替へるものとする。

(許可の申請) (平一六法四三・全改)

第十四条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、第九条の許可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

-
- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 上場商品又は上場商品指数
 - 四 役員の氏名及び住所
 - 五 会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数
- 2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
-

(許可の申請書の添付書類)

- 第三条 法第十四条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 役員の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面（以下これを「住民票の写し等」という。）、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）、及びその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 会員の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る会員商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したそ
-

(許可の基準及び意見の聴取) (平一六法四三・全改)
第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならぬ。

- の者の純資産額に関する調査
- 三 過半数の発起人が、それぞれ法第十条第二項各号に掲げる者に該当することを誓約する書面
- 四 加入申込証
- 五 出資の払込みがあったことを証する書面
- 六 創立総会の議事録
- 七 開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- 八 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品(法第十条第二項第一号に規定する上場商品構成物品をいう。以下同じ。)を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
- 九 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面
- 十 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十一 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品（以下「上場商品構成物品等」という。）の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

四 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合

（設立の許可等の基準）（平二政三五四・全改、平一一政八〇・平一六政二五九・一部改正）

第二条 法第十五条第一項第二号の政令で定める基準は、申請に係る上場商品に係る商品市場の会員になろうとする者のうち一年以上継続して当該上場商品に係る上場商品構成物品の売買等を業として行っているものの過半数が当該上場商品の大部分の種類を売買等を業として行っている者であることとする。

2 前項の規定は、法第八十条第一項第四号の政令で定める基準について準用する。この場合において、前項中「会員」とあるのは、「取引参加者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四百四十六条第一項第三号の政令で定める基準について準用する。この場合において、第一項中「会員」とあるのは、「会員等」と読み替えるものとする。

におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしない。

一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者

二 第二百五十九条第一項若しくは第二項、第八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項若しくは第二百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第九条若しくは第七十八条、第一百六十七条、第九十条第一項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により

当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。へにおいて「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。ト及びチにおいて同じ。）により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者

へ 商品取引所が第五十九条第一項若しくは第二項の規定により第九条若しくは第七十八条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が第八十六条第一項若しくは第二項の規定により第六十七条の許可を取り消された場合、商品取引員が第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消された場合若しくは法人である第一種特定施設開設者（第三百三十一条第二号に規定する第一種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第二種特定施設開設者（第三百三十一条第三号に規定する第二種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）が第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品取引所、商品取引清算機関、商品取引員若しくは第一種特定施設開設者若しくは第二種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消し

の日から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト 法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が第六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

チ 第五百九条第三項、第六十条第一項、第八十六条第四項若しくは第二百三十六条第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過しないもの

リ 第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者
又 商法第二百五十四条ノ二第三号に掲げる者

ル 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヌまでのいずれかに該当するもの

ヲ 法人でその役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

ニ 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

- 3 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。
- 4 主務大臣は、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可をしてはならない。
- 5 主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。
- 6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。
- 7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。
- 8 第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は

公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

9 主務大臣は、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

10 主務大臣は、会員商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発ししなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

（成立の時期及び届出）（平一六法四三・全改）

第十六条 会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（理事長への事務引継）（平一六法四三・全改）

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたとき（第十五条第十一項の規定による場合を含む。）は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（商法の準用）（平一六法四三・全改）

第十八条 商法第九十三条、第九十四条及び第九十六条の規定は会員商品取引所の発起人について、同法第

第四百二十八条の規定は会員商品取引所の設立について準用する。

(役員又は会員の氏名等の変更) (平一六法四三・全改)

第十九条 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(役員又は会員の氏名等の変更届出書の添付書類)

第四条 法第十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、その者の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに会員となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る会員商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第一百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には会員となつた日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純

(設立の登記) (平一六法四三・全改)

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 五 出資の総額
- 六 出資一口の金額及びその払込みの方法
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- 九 公告の方法

3 会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

資産額に関する調書

三 変更の届出が会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面及び法第二百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

（従たる事務所の設立の登記）（平一六法四三・全改）

第二十一条 会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならぬ。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（事務所の移転の登記）（平一六法四三・全改）

第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならぬ。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

（変更の登記）（平一六法四三・全改）

第二十三条 第二十条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならぬ。

2 第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

(理事長の職務執行停止等の登記) (平一六法四三・全改)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(登記の管轄) (平一六法四三・全改)

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請) (平一六法四三・全改)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請) (平一六法四三・全改)

第二十七条 会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事

務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならぬ。

(設立無効の登記の手續) (平一六法四三・全改)

第二十八条 非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ六及び第四百十条の規定は、会員商品取引所の設立を無効とする判決が確定した場合について準用する。

(商業登記法の準用) (平一六法四三・全改、平一六法一二四・一部改正)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第一百七条から第二百十条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項」と読み替えるものとする。

第二款 会員

(会員たる資格) (平一六法四三・全改)

第三十条 会員商品取引所の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者に限る。

- 一 当該会員商品取引所の上場商品構成物品等(当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若し

くは材料とする物で定款で定めるものを含む。次項において同じ。）の売買等を業として行っている者

二 商品取引員

三 前二号に掲げる者のほか、上場商品構成物品等の公正な価格の形成に資するものとして政令で定める要件に該当する者

(会員の資格の要件)(平一政八〇・全改、平一六政二五九・一部改正)

第三条 法第三十条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第九十条第一項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている者であること。

二 当該商品取引所の上場商品構成物品等について店頭商品先物取引を営業として行うことについて法第三百四十九条第二項の規定による届出をした者であること。

三 次のいずれかに該当する者であること。
イ 銀行

ロ 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第一号に規定する外国証券会社

ハ 信用金庫及び信用金庫連合会

ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ホ 労働金庫及び労働金庫連合会

ヘ 農林中央金庫

ト 商工組合中央金庫

チ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が前項第一号に該当する者であつた場合には被相続人が取引をしていた商品市場における上場商品構成物品等の売買等を業として行うこととなつたとき、被相続人が同項第三号に該当する者であつた場合には同号に該当する者となつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同項の規定を適用する。

(欠格条件) (平一六法四三・全改)

第三十一条 第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びヲに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(出資) (平一六法四三・全改)

第三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産であることができない。

業協同組合連合会

り 保険会社及び保険業法(平成七年法律第百五号)第

二条第七項に規定する外国保険会社等

又 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年

法律第六十六号)第一条第八項に規定する商品投資顧

問業者

- 3 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。
- 5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に対抗することができない。

(議決権及び選挙権) (平一六法四三・全改)

第三十三条 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。

- 2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

- 3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

- 4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出

(情報通信の技術を利用する方法)

第五条 法第三十三条第三項(法第十三条第六項において準用する場合を含む。)の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

席者とみなす。

5 代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならぬ。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(経費の賦課) (平一六法四三・全改)

第三十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準用する。

(加入) (平一六法四三・全改)

第三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の払込みが終了したものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。

2 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

3 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき会員商品取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込み及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

4 会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商

品取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（持分の譲渡）（平一六法四三・全改）

第三十六条 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

（持分の承継）（平一六法四三・全改）

第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条において「相続人等」という。）が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を会員商品取引所に通知しなければならない。

2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、定款で定める期間内に参加につき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時ににおいて会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された

一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止) (平一六法四三・全改)

第三十八条 会員は、持分を共有することができない。

(取引に係る権利及び義務の承継) (平一六法四三・全改)

第三十九条 第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継) (平一六法四三・全改)

第四十条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

(任意脱退) (平一六法四三・全改)

第四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(当然脱退) (平一六法四三・全改)

第四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 第三十条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の

規定により閉鎖されたこと。

三 持分全部の譲渡

四 死亡又は解散

五 除名

(除名) (平一六法四三・全改)

第四十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、会員商品取引所は、その会員総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもちてその者に対抗することができない。

(持分の差押えによる脱退) (平一六法四三・全改)

第四十四条 会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならぬ。

2 商法第九十条及び第九十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の払戻し) (平一六法四三・全改)

第四十五条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

- 2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における会員商品取引所の財産によつて定める。
- 3 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- 5 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

第三款 機関

(役員) (平一六法四三・全改)

第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。

理事長	一人
理事	二人以上
監事	二人以上

(理事長及び理事の権限) (平一六法四三・全改)

- 第四十七条 理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総理する。
- 2 理事は、定款で定めるところにより、会員商品取引所を代表し、理事長を補佐して会員商品取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
 - 3 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

(監事の権限) (平一六法四三・全改)

第四十八条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件) (平一六法四三・全改)

第四十九条 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることできない。

2 会員商品取引所の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失つ。

(役員を選任) (平一六法四三・全改)

第五十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される理事を除き、定款で定めるところにより、会員総会において、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、会員になろうとする者が選挙する。

2 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

(役員任期) (平一六法四三・全改)

第五十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(仮理事及び仮監事) (平一六法四三・全改)

第五十二条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(理事長及び理事の責任) (平一六法四三・全改)

第五十三条 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、会員総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(役員の解任の請求) (平一六法四三・全改)

第五十四条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失つ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならぬ。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載し

た書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を会員総会の議に付し、かつ、会員総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

(役員の兼職禁止) (平一六法四三・全改)

第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつている会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつている会員商品取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止) (平一六法四三・全改)

第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款等の備置き及び閲覧等) (平一六法四三・全改)

第五十七条 理事長は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事長は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその払込年月日

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

五 商品取引員であるときは、許可年月日

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、会員商品取引所の定める費用を支払わなければならない。

一 第一項及び第二項の書類の閲覧の請求

二 第一項及び第二項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項及び第二項の書類の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること又は当該情報の内容を記載した書面の交付の請求

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第六条 法第五十七条第四項第三号（法第七十七条第二項、第九十三条第三項、第二百一十三条第三項、第二百一十五条第三項、第四百四十二条第三項及び第四百四十三条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第六十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する商法第二百八十二条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法）

第七条 法第五十七条第四項第四号（法第七十七条第二項、第九十三条第三項、第二百一十三条第三項、第二百一十五条第三項、第四百四十二条第三項及び第四百四十三条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第六十八条

5 理事長は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用) (平一六法四三・全改)

第五十八条 商法第二百五十四条第三項、第二百六十六条第五項、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条並びに商法第三十九条第二項、第七十八条、第二百六十二条及び第二百六十九条の規定は理事長及び理事について、第五十三条及び商法第二百七十八条の規定は監事について準用する。この場合において、同法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

(会員総会の招集) (平一六法四三・全改)

第五十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常会員総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時会員総会を招集することができる。

3 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時会員

及び第七十七条第二項において読み替えて準用する商法第二百八十二条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、第五条各号に掲げるもののうち、会員商品取引所が定めるものとする。

総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。

6 理事長の職務を行う者がいないとき、又は第三項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。

7 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。

8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。

9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、又は記録しなければならない。

10 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、

（会員総会の招集の通知に係る電磁的方法）（平一六政二五九・全改）

第四条 会員総会を招集する者は、法第五十九条第十項の規定により電磁的方法（法第三十三条第三項に規定する電磁

（法第五十九条第五項の主務省令で定める方法）
第八条 法第五十九条第五項の主務省令で定める方法は、
第五条第一号に掲げる方法とする。

（承諾の手続において示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第九条 商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号。以下「令」という。）第四条第一項の規定により

会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定による書面による通知を発したものとみなす。

(会員総会の決議事項) (平一六法四三・全改)

第六十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 解散
- 五 合併
- 六 会員の除名
- 七 その他定款で定める事項

(会員総会の特別決議事項) (平一六法四三・全改)

第六十一条 前条第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

(会員総会の議事) (平一六法四三・全改)

的方法をいう。以下この条において同じ。) による招集の通知を発しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該会員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た会員総会を招集する者は、当該会員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該会員に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該会員が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第五条各号に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第六十二条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、会員総会において選任する。

3 議長は、会員として会員総会の決議に加わる権利を有しない。

4 会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

5 会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

(商法等の準用) (平一六法四三・全改)

第六十三条 商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第四項まで及び第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は会員総会について、非訟事件手続法第三百十九条(第六号に係る部分に限る。)及び第四百十条の規定は会員総会(創立総会を含む。)の決議を取り消し、又はその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「商品取引所法第五十九条第八項」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

第四款 計算

(損失てん補準備金) (平一六法四三・全改)

第六十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の配当禁止) (平一六法四三・全改)

第六十五条 会員商品取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

(決算関係書類等の提出) (平一六法四三・全改)

第六十六条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「決算関係書類等」という。)を監事に提出しなければならない。

(決算関係書類等の記載事項等) (平一六法四三・全改)

第六十七条 決算関係書類等に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、主務省令で定める。

(決算関係書類等の記載事項等)

第十条 法第六十七条の決算関係書類等(法第六十六条に規定する決算関係書類等をいう。第二十七条第三号、第五十六条第四号及び第六十条第五号において同じ。)に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法については、次条から第二十条までに定めるところによる。

(貸借対照表の原則)

第十一条 貸借対照表は、会員商品取引所の財産状態を明

らかにするため、事業年度の終わりにおけるすべての資産、負債及び資本を記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならぬ。

(貸借対照表の様式)

第十二条 貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。

(貸借対照表の区分)

第十三条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び資本の部を設け、各部にはその部の合計額を記載し、又は記録しなければならない。ただし、必要がある場合には、資本の部の名称として、出資の部又は純財産の部の名称を用いることができる。

(資産の部)

第十四条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、現金、預金、建物、土地その他の資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(負債の部)

第十五条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、取引証拠金、未払金、信託金、特別担保金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目

に細分しなければならない。

(資本の部)

第十六条 資本の部は、出資金、加入金、法定準備金及び剰余金の各部に区分しなければならない。

2 資本の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならない。

3 資産につき時価を付するものとした場合(第二十二条第一項ただし書及び第二項(これらの規定を第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第二十六条第二項において準用する場合を含む。))の場合を除く。))には、その資産の評価差額金(当期剰余金又は当期損失金として計上したものを除く。))は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に株式等評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

(損益計算書の原則)

第十七条 損益計算書は、会員商品取引所の収支状況を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収入とすべての支出とを記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

(損益計算書の様式)

第十八条 損益計算書の様式は、勘定式によるものとする。

(損益計算書の区分等)

第十九条 損益計算書には収入の部及び支出の部を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従

(商法の準用) (平一六法四三・全改、平一六法八七・一部改正)

第六十八條 商法第二百八十一條第二項及び第三項、第二百八十二條第一項及び第二項、第二百八十三條第一項及び第四項並びに第二百八十五條の規定は、会員商品取引所の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十一條第二項中「前項第一号又八第四号二掲グルモノ」とあるのは「財産目録、貸借対照表又八剰余金処分案若八損失処理案」と、同項において準用する同法第三十三條ノ二第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十一條第三項中「第一項第二号若八第三号二掲グル書類又八同項ノ附属明細書」とあるのは「損益計算書又八業務報告書」と、同法第二百八十二條第一項中「第二百八十一條第一項二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六條二規定スル決算関係書類等」と、同法第二項中「株主及会社ノ債権者」とある

つて、適当な名称を付した科目に細分しなければならぬ。

2 前項の支出の部には、当期剰余金又は当期損失金を記載し、又は記録しなければならない。

(業務報告書)

第二十條 業務報告書には、次に掲げる事項その他の会員商品取引所の業務に関する重要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 業務の概要
- 二 取引及び市況の概要
- 三 会議に関する事項
- 四 会員に関する事項

(財産の評価)

第二十一條 法第六十八條において読み替えて準用する同法第二百八十五條の規定により貸借対照表に記載し、又は記録すべき財産に付すべき価額については、次条から第二十六條までに定めるところによる。

のは「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは「事業時間内」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条第一項各号二掲グルモノ」とあるのは「商品取引所法第六十六条二規定スル決算関係書類等（財産目録ヲ除ク）」と、「同項第三号二掲グルモノ」とあるのは「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号二掲グルモノ」とあるのは「同条二規定スル決算関係書類等（財産目録及業務報告書ヲ除ク）」と、同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定ニ拘ラス法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（流動資産の評価）

第二十二条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない。

（固定資産の評価）

第二十三条 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

（金銭債権の評価）

第二十四条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならぬ。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 市場価格のある金銭債権については、前項の規定にかかわらず、時価を付するものとする事ができる。

(社債その他の債券の評価)

第二十五条 社債については、その取得価額を付さなければならぬ。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 第二十二条第一項ただし書及び第二項並びに前条第二項の規定は市場価格のある社債について準用する。

3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(株式その他の出資の評価)

第二十六条 株式については、その取得価額を付さなければならぬ。

2 第二十二条第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第二十四条第二項の規定は市場価格のある株式であつて子会社(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)の株式以外のものについて、それぞれ準用する。

3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

第五款 解散及び清算

(会員商品取引所の解散) (平一六法四三・全改、平一六法七六・一部改正)

第六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生
- 二 会員総会の決議
- 三 合併(合併により当該会員商品取引所が消滅する場合の当該合併に限る。第七十一条及び第七十二条において同じ。)
- 四 破産手続開始の決定
- 五 設立の許可の取消し
- 六 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

(一部の商品市場の閉鎖) (平一六法四三・全改)

第七十条 会員商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲げる事由により解散する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

(清算人) (平一六法四三・全改、平一六法七六・一部改正)

第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(解散の登記) (平一六法四三・全改、平一六法七六・一部改正)

第七十二条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならぬ。

(清算結了の登記) (平一六法四三・全改)

第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならぬ。

(解散の登記の申請) (平一六法四三・全改)

第七十四条 会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は会員商品取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

2 会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の囑託によつてする。

(清算結了の登記の申請) (平一六法四三・全改)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、清算人が第七十七条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項の承認を得たことを証する書面を添付し

なければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等) (平一六法四三・全改、平一六法七六・一部改正)

第七十六条 会員商品取引所を全部又は一部の当事者とす
る合併(第四百四十五条第一項の合併を除く。)は、主務
大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したとき

は、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務
大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた存立期間の満了又は解散事由の発生

二 会員総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 会員の数がすべての商品市場について十人以下とな
つたこと。

(商法等の準用) (平一六法四三・全改、平一六法八七
・一部改正)

第七十七条 商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五
条、第百二十八条、第百二十九条第二項及び第三項、第
百三十一条、第四百七十七条第二項、第四百八条、第
百九十九条、第四百二十一条から第四百二十五条まで、第
四百二十六条第一項並びに第四百二十七条並びに非訟事
件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ
二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十
六条、第百三十七条から第百三十八条まで並びに第百三

(会員商品取引所の合併に係る認可申請)

第二十七条 会員商品取引所は、法第七十六条第一項の規
定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請
書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するもの
とする。

一 合併の理由を記載した書面

二 会員総会の議事録

三 直前事業年度の決算関係書類等

十八条ノ三の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、商法第四百十九条第二項において準用する同法第三十三条ノ二第一項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と読み替えるものとする。

2 第四十八条第二項及び第三項、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条並びに第六十六条並びに商法第七十六条から第七十八条まで、第二百四十四条第二項から第四項まで、第二百四十七条、第二百四十九条、第二百五十四条第三項、第二百六十六条第五項、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条から第二百六十九条まで、第二百七十八条、第二百八十二条第一項及び第二項並びに第二百八十三条第一項及び第四項の規定は、会員商品取引所の清算人について準用する。この場合において、第六十六条中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは、「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第七十六条及び第七十七条第一項中「総社員ノ同意」とあるのは、「会員總會ノ決議」と、同法第二百四十四条第四項中「第一項」とあるのは、「第二項」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と、同法第二百八十二条第一項中「第二百八十一条第一項二掲グルモノ」とあるのは、「商品取引所法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条ニ規定スル決算関係書類等」と、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは、「会員及会員商品取引所ノ債権者」と、「営業時間内」とあるのは、「事業時間内」と、同項

第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同法第二百八十三条第一項中「第二百八十一条第一項各号二掲グルモノ」とあるのは、「商品取引所法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条二規定スル決算関係書類等（財産目録ヲ除ク）」と、「同項第三号二掲グルモノ」とあるのは、「業務報告書」と、「同項第一号、第二号及第四号二掲グルモノ」とあるのは、「同法第七十七条第二項ニ於テ準用スル同法第六十六条二規定スル決算関係書類等（財産目録及業務報告書ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

3 商業登記法第六十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

第三節 株式会社商品取引所

(株式会社商品取引所の許可) (平一六法四三・全改)

第七十八条 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請) (平一六法四三・全改)

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本の額
- 三 本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 上場商品又は上場商品指数
- 五 役員の名及び住所
- 六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場

商品指数

2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の申請書の添付書類)

第二十八条 法第七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 登記事項証明書

二 法第十五条第二項第一号八からホまで又はりのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号八からルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イから八まで又は同項第二号イから八までのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る株式会社商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第一百五十一条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査

五 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面

イ 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該

-
- 商品市場における上場商品構成物品の売買等（法第十條第二項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行っている者
- イ 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品（法第十條第二項第二号に規定する上場商品指数対象物品をいう。）の売買等を業として行っている者
- ロ 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録
- 七 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類
- 八 開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- 九 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
- 十 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面
- 十一 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十二 その他法八十條第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
-
- 2
株式会社商品取引所以外の株式会社が従前の目的を変

(許可の基準等) (平一六法四三・全改)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 許可申請者が株式会社でその資本の額が政令で定める金額以上のものであること。
- 二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行っている者であること。
 - ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場にお

(株式会社商品取引所の最低資本の額) (平一六政二五九

・追加)

第五条 法第八十条第一項第一号の政令で定める金額は、十億円とする。

更して株式会社商品取引所になるため法第七十九条第一項の規定により許可の申請書を提出する場合には、同条第二項の主務省令で定める書類は、前項各号(第六号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

- 一 従前の目的を変更して株式会社商品取引所になることを決議した株主総会の議事録
- 二 直前事業年度の商法第二百八十一条第一項又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一条の二十六第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益の処分又は損失の処理に関する議案(以下これらを総称して「計算書類」という。)並びにその附属明細書

-
- いて取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行っている者であること。
- 三 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。
- 四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らし、当該上場商品構成物品を一つの商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。
- 五 二以上の商品指数を一つの上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。
- 六 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。
-

- 七 許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
- 八 許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
- 2 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。
- 一 許可申請者が第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。
- 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。
- 3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。
- 4 第十五条第四項から第十一項までの規定は、第七十八条の許可について準用する。

(定款) (平一六法四三・全改)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、商法第一百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項

を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 取引参加者に対する監査及び制裁に関する事項
- 二 商品市場外における取引参加者間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
- 三 商品市場に関する次に掲げる事項
 - イ 上場商品又は上場商品指数
 - ロ 上場商品又は上場商品指数ことの取引の種類
 - ハ 取引の決済の方法
- 2 株式会社商品取引所の定款には、前項に規定する事項のほか、株式会社商品取引所としての存立期間又は商品市場の開設期限を定めたときは、その存立期間又は開設期限を記載し、又は記録するものとする。

(株式会社商品取引所の取引参加者) (平一六法四三・全改)

第八十二条 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場ごとに、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取引所の開設する当該商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができる。

- 一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる者
 - イ 当該商品市場における上場商品構成物品(当該上場商品構成物品の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品構成物品を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。)の売買等を業として行つてゐる者
 - ロ 商品取引員
- ハ イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲げる者であつて当該商品市場における上場商

(取引参加者の資格の要件) (平一政八〇・全改、平一六政二五九・旧第五条線下・一部改正)

第六条 法第八十二条第一項第一号八及び第二号八の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとす

品構成物品との関係に関し政令で定める要件に該当するもの

二 上場商品指数に係る商品市場 次に掲げる者

イ 当該商品市場における上場商品指数対象物品（当該上場商品指数対象物品の主たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商品指数対象物品を主たる原料若しくは材料とする物で定款で定めるものを含む。）の売買等を業として行つてゐる者

ロ 商品取引員

ハ イ及びロに掲げる者のほか、第三十条第一項第三号に掲げる者であつて当該商品市場における上場商品指数対象物品との関係に関し政令で定める要件に該当するもの

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号イからヨまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項（第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

（取引参加者の地位の承継）（平一六法四三・全改）

第八十三条 取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の地位を承継する。

る。

一 第三条第一号に掲げる要件に該当する者であること。

二 当該商品市場における上場商品構成物品等について店頭商品先物取引を営業として行つことについて法第三百四十九条第二項の規定による届出をした者であること。

三 第三条第三号イから又までのいずれかに該当する者であること。

(取引資格の喪失) (平一六法四三・全改)

第八十四条 取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することができる。

2 前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

3 取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失する。

一 第八十二条第一項各号のいずれにも該当しないこととなつたこと。

二 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定により閉鎖されたこと。

三 死亡又は解散

四 取引資格の取消し

(役員又は取引参加者の氏名等の変更) (平一六法四三

・全改)

第八十五条 株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類)

第二十九条 法第八十五条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、そ

(議決権の保有制限) (平一六法四三・全改 平一六法
八八・一部改正)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決

の者の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第一百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三 変更の届出が取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係るときは、その者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項第一号イからハまで又は同項第二号イからハまでのいずれかに該当することを誓約する書面及び法第一百五條第一号に掲げる方法により決済を行う場合には変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項の主務省令で定める議決権

権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十五條第一項又は第五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が商法第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第九項に規定する証券会社をいう。別表第四において同じ。）又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。別表第四において同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続により取得し、又は所有する株式会社

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 次の各号に掲げる場合における前二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社商品取引所の対象議決権を行使すること

商品取引所の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該株式の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 株式会社商品取引所が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第三十一条 法第八十六条第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。）を営む者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合（証券取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

ができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

(特別の関係)(平一六政二五九・追加)

第七條 法第八十六條第三項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 夫婦の関係

三 法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下この条及び第十九條第二号において同じ。)の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十九條第二号において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との関係

四 被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係

2 共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(発行済株式の総数等の縦覧) (平一六法四三・全改)

第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しななければならない。

(資本の減少の認可等) (平一六法四三・全改)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

する。

4 支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。

(公衆縦覧の事項等)

第三十二条 法第八十七条の主務省令で定める事項は、当該株式会社商品取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものであることができる。

3 株式会社商品取引所の発行済株式の総数に変更があつた場合において、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第一項の発行済株式の総数とみなすことができる。

4 株式会社商品取引所は、第一項に定める事項を記載した書面を本店に備えて置き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しななければならない。

(資本の額の減少の認可申請)

第三十三条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 資本の額を減少する理由を記載した書面

2 株式会社商品取引所は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等) (平一六法四三・全改)

第八十九条 主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者が不在の場合において、必要があると認めるときは、

- 二 資本の額の減少の方法を記載した書類
- 三 株主総会の議事録
- 四 直前事業年度の貸借対照表
- 五 商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 六 株式の併合をする場合には、商法第二百五十一条の規定による公告及び通知の状況を記載した書類
- 七 株式の消却をする場合においては、商法第二百三十三条第二項において準用する同法第二百五十一条の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

(資本の額の増加の届出)

第三十四条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第二項の規定による資本の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

- 一 取締役会の議事録(商法特例法第一条の第二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)において、同法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があったことを証する書面。以下同じ。)
- 二 資本の額の増加の方法を記載した書類
- 三 増資後に想定される貸借対照表

仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

2 商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及び第二百八十条第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号及び第二十一条の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社商品取引所には、適用しない。

（主務大臣の囑託登記）（平一六法四三・全改）

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を囑託しなければならない。

2 前項の規定により主務大臣が登記を囑託するときは、囑託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

（役員等の兼職禁止）（平一六法四三・全改）

第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。

（役員欠格条件）（平一六法四三・全改）

第九十二条 第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。

(業務規程等の備置き及び閲覧等) (平一六法四三・全改)

第九十三条 取締役(商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、執行役)は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備えて置かなければならない。

2 取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 取引資格取得年月日

三 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

四 商品取引員であるときは、許可年月日

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは、「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「事業時間内」とあるのは、「営業時間内」と、同項及び同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所に対する商法第二百六十三条第二項の適用については、同項中「端株主及新株予約権ヲ有スル者」とあるのは、「端株主、新株予約権ヲ有スル者及取引参加者」とする。

(許可の失効) (平一六法四三・全改)

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失つ。

一 定款で定めた株式会社商品取引所としての存立期間の満了

二 分割により営業の全部を承継させ、又は営業の全部を譲渡したとき。

三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき。

四 解散したとき。

五 設立、合併（当該合併により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

2 前項第二号、第三号又は第五号の規定により許可が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（一部の商品市場の閉鎖）（平一六法四三・全改）

第九十五条 株式会社商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする取引参加者の数が十人以下となつたときは、前条第一項第三号に該当する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

（株式会社商品取引所の合併の認可等）（平一六法四三・全改）

第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議

（株式会社商品取引所の解散の決議等に係る認可申請）

第三十五条 株式会社商品取引所は、法第九十六条第一項の規定により解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとするとき又は合併について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して

二 株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする
合併（第四百四十五条第一項の合併を除く。）

2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

第四節 商品市場における取引

（取引資格）（平一六法四三・全改）

第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるものでなければならない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

（相互決済結了取引取決めに係る取引資格）（平一六法四三・全改）

第九十八条 前条の規定にかかわらず、商品取引所は、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第一百一条第一項、第九十九条第一項、第百

主務大臣に提出するものとする。

- 一 解散又は合併の理由を記載した書面
- 二 株主総会の議事録
- 三 直前事業年度の計算書類及びその附属明細書

（解散の届出の適用除外）

第三十六条 法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める場合は、第四百四十五条第一項の合併を行う場合とする。

十三条第一項（第百十四条において準用する場合を含む。）及び第百十四条において同じ。）で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めを締結した他の商品取引所（商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。）の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができる資格を与えることができる。

2 前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場（商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。）又は当該商品取引所の商品市場において決済を結了していない取引について、当該商品取引所の商品市場又は他の商品取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

3 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第百一条第一項から第四項まで、第百三条、第百四条第三項及び第四項、第百八条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十八条、第百五十七條、第百五十九條第一項、第百六十條第一項、第百六十五條、第百七十九條並びに第百八十八條の規定の適用については、会員等とみなす。この場合において、第百十三條第一項（第百十四條及び第百八十八條において準用する場合を含む。）中「から脱退した」とあるのは、「において取引をすることができる資格を喪失した」と、第百六十條第一項及び第百六十五條中「の除名」とあるのは、「の取引を

することができる資格の取消し」とする。

(会員等の純資産額) (平一六法四三・全改)

第九十九条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合については、この限りでない。

2 商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品市場において、又は他の商品取引所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額が他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようにしなければならない。

3 会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、商品取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の停止をした日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、商品取引所は、遅滞なく、当該会員の除名又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行わなければならない。

(会員等の純資産額の最低額の算定基準)

第三十七条 商品取引所は、法第九十九条第一項の規定により、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めるときは、当該商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情及び商品市場における取引の公正かつ円滑な履行の確保を考慮して定めなければならない。

6 商品取引所は、第三項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行ったときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

7 第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(純資産額の計算基準)

第三十八条 法第九十九条第七項(法第一百七十五条第三項、第九十二条第三項、第二百一十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により純資産額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調査の資産の部に計上されるべき金額の合計額(法第二百一十一条第四項において準用する場合にあつては、第一号から第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を除く。)から負債の部に計上されるべき金額の合計額(法第二百一十一条第四項において準用する場合にあつては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあつては第十八号に掲げる負債の額を除く。)を控除するものとする。

一 委託者未収金及び長期未収債権(委託者未収金に相当するものに限る。第五号において同じ。)並びに委託者先物取引差金(流動資産に属するものに限る。)(の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。第五号において同じ。))及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分

二 前渡金

三 前払費用

-
-
- 四 貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）のうち一般貸倒引当金に該当するもの
 - 五 貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額が商品市場における取引等に関し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの
 - 六 有価証券、短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金のうち短期劣後債権に該当するもの
 - 七 有価証券及び投資有価証券のうち他の会社又は第三者が発行したもの（商品取引員が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であって、当該商品取引員が意図的に保有しているものに限る。）
 - 八 営業権
 - 九 借地権
 - 十 電話加入権
 - 十一 ソフトウェア
 - 十二 第八号から前号までに掲げるもの以外の無形固定資産
 - 十三 投資有価証券及び長期貸付金のうち長期劣後債権に該当するもの
 - 十四 長期前払費用
 - 十五 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）
 - 十六 繰延資産
 - 十七 資産のうち第三者のために担保に供されているもの（前各号に掲げるものを除く。）の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額
 - 十八 商品取引責任準備金
-

十九 短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還社債、社債及び長期借入金のうち短期劣後債務に該当するもの（長期劣後債務のうち、資本金、新株式払込金又は新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、株式等評価差額金、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金及び自己株式の合計額（次項において、「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

二十 社債及び長期借入金のうち長期劣後債務に該当するもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）

2 前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額（同項第十九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。

3 第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。

4 第一項の場合（法第二十一条第四項において準用する場合に限る。）において、負債のうちに保証債務又は保証予約（以下この項において「保証債務」という。）があるときは、当該保証債務の額の二十五パーセントに相当する額（債務保証損失引当金を計上している場合に

-
- あつては、当該それぞれの保証債務の額の二十五パーセントに相当する額又は債務保証損失引当金のうちいずれか大きい額。)を評価額とする。
- 5 第一項第六号に規定する短期劣後債権とは、劣後特約付貸付金(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。)(又は劣後特約付社債(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。))であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。
- 一 担保が供されていないこと。
 - 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。
- 6 第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸付金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。
- 一 担保が供されていないこと。
 - 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が五年を超えるものであること。
- 7 第一項第十九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。)(又は劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。))であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。
- 一 担保が供されていないこと。
 - 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。
- 三 期限前弁済又は期限前償還(以下この条において
-

「期限前弁済等」という。)の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品取引員がその元利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

8 第一項第十九号及び第二十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が付されていないこと。
二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品取引員がその利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

9 第七項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。

一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）である場合、当該劣後特約付借入金の額

二 劣後特約付社債の保有者（信託財産をもって保有する者を含む。次号において同じ。）が自己、子会社又は関連会社である場合、当該劣後特約付社債の額

三 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合、当該資金の額（当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合には、当該合計額）

10 第七項第三号又は第八項第三号の承認を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 許可年月日又は許可更新年月日

三 期限前弁済等の額（外貨建てである場合にあつては、期限前弁済等の額及びその円換算額）

四 現在及び期限前弁済等を行った後の短期劣後債務又は長期劣後債務の額（外貨建てである場合にあつては、短期劣後債務又は長期劣後債務の額及びその円換算額）

五 期限前弁済等を行う理由

六 期限前弁済等の予定日

七 十分な純資産額規制比率（法第二百十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維

(会員等の数) (平一六法四三・全改)

第百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定することができる。

(信託金) (平一六法四三・全改)

第百一条 会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信託金を預託しなければならない。

2 会員等は、前項の信託金を預託した後でなければ、商品市場において取引をしてはならない。

3 信託金は、有価証券(国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。)をもつて、これ

(充用有価証券) (平一六政一五九・追加)

第八条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所が定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程)で定めるところにより指定する

(有価証券及び倉荷証券の充用価格)

第三十九条 法第百一条第三項又は法第百三条第五項(法第百七十九条第六項において準用する場合を含む。)の有価証券及び倉荷証券の充用価格は、国債証券については時価の九割五分以下において、地方債証券、特別の法

持するための資本調達その他の具体的措置の内容
八 期限前弁済等を行った後の純資産額規制比率の推定
値

11 主務大臣は、第七項第三号又は第八項第三号の承認を

しようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該期限前弁済等を行った後において当該商品取引員が十分な純資産額規制比率を維持することができる
と見込まれること。

二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本調達を行うこと。

に充てることができる。

- 4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参酌して主務省令で定めるところにより算出した価格を超えてはならない。
- 5 商品取引員である会員等に対して商品市場における取引を委託した者（次項及び第百八条第二項において「取引委託者」という。）は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場についての当該会員等の信託金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者の有する権利に対し優先する。

ものに限る。

- 一 日本銀行の発行する出資証券
- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- 三 証券取引所の開設する市場において売買取引されている証券
- 四 証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券
- 五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による銀行の発行する株券（前二号の株券を除く。）
- 六 第三号又は第四号の株券を発行する会社の発行する社債券
- 七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

律により法人の発行する債券又は日本銀行の発行する出資証券については時価の八割五分以下において、株券、社債券又は受益証券については時価の七割以下において、倉荷証券については当該倉荷証券によって保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所（法第七十九条第六項において法第三十五条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が定める最高限度額を超えてはならない。

2 前項の規定により商品取引所（法第七十九条第六項において法第三十五条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、日本銀行の発行する出資証券、株券、社債券、受益証券又は倉荷証券について充用価格の最高限度額を定めた後において、時価が当該最高限度額を下回ることとなったときは、商品取引所（法第七十九条第六項において法第三十五条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）は、遅滞なく、前項の規定により当該最高限度額を変更しなければならない。

7 商品取引所は、商品取引債務引受業を行うことにより取得した会員等に対する債権と当該会員等に対する信託金に係る債務を相殺してはならない。

(業務規程) (平一六法四三・全改)

第百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項(会員商品取引所にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項を除く。)に関する細則を定めなければならない。

- 一 取引参加者に関する事項
- 二 信託金に関する事項
- 三 取引証拠金に関する事項
- 四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指数又はオプション(実物オプションを含む。)
- 五 取引の期限
- 六 取引の開始及び終了
- 七 取引の停止
- 八 取引の契約の締結及びその制限に関する事項
- 九 受渡しその他の決済の方法
- 十 前各号に掲げる事項のほか、取引に関し必要な事項

(取引証拠金) (平一六法四三・全改)

第百三条 商品取引所は、商品市場における取引(第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

(取引証拠金の預託方法)

第四十条 商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき取次者(同項第二号に規定する取次者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。)、委託者(同項に規定する委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。)(又は取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。))から取引証拠金の預託を受けるとき

- 一 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）を行う場合 当該会員等
 - 二 会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）
 - 三 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者
 - 四 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限る。）を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取引の委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「取次委託者」という。）
- 2 会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場

- は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならぬ。
- 一 法第百三条第一項第二号又は第三号に規定する場合 当該取引を受託した会員等
 - 二 法第百三条第一項第四号に規定する場合 当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等
- 2 商品取引所は、法第百三条第一項の規定に基づき会員等又は取次者から取引証拠金の預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金又は取次証拠金の額の範囲内に限る。）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。
- 一 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合 当該委託者
 - 二 会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者
 - 三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者
- （委託証拠金の預託に係る委託者等の同意）
- 第四十一条 会員等は、法第百三条第二項の規定により、委託者、取次者又は取次委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠

合にあつては、取次委託者）の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

金を預託させることについての書面による同意を得なければならぬ。

2 会員等は、法第百三条第二項の規定により、取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を代理人として当該委託証拠金の預託を受けなければならぬ。

3 会員等は、第一項の規定による委託者等の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾を得て、当該委託者等の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該会員等は、当該委託者等の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 会員等の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者等の同意に関する事項を電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の同意に関する事項を記録

3 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

したものを得る方法

4 前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、会員等の使用に係る電子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 会員等は、第三項の規定により委託者等の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち会員等が使用するものの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た会員等は、当該委託者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該委託者等の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(取次証拠金の預託に係る取次委託者の同意等)

第四十二条 取次者は、法第百三条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取次委託者の書面による同意について準用する。

4 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならぬ。

(商品取引所における取引証拠金の分別管理)

第四十三条 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三 法第百三条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金

四 法第百三条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

2 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金(取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)(への金銭信託(同法第五条の四の規定により元

本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三 国債の保有

3 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券（以下この条において「有価証券等」という。）をいう。以下この条において同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等（以下この条において「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所については

5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第一百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができ、当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券をもつて、これに充てることができる。

6 第一百一条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

7 第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三項の取次者（以下この項及び第九項において「会員等又は取次者」という。）は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）と当該会員等又は取次者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引所の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

（取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信用協同組合
- 三 信用金庫
- 四 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 五 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四

号)第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に
関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を
受けた者に限る。)

七 保険会社

2 会員等又は取次者(法第百三条第七項に規定する会員
等又は取次者をいう。以下この条において同じ。)は、
銀行等と法第百三条第七項の契約を締結しようとする場
合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとし
なければならない。

一 法第百三条第九項の規定による商品取引所の指示を
受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指
示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に
預託されるものであること。

二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等又は取
次者に対する債権を相殺することを禁止するものであ
ること。

三 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品
取引所(法第百三条第七項の規定による届出を受けた
商品取引所に限る。以下この条において同じ。)の承
認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の
変更をすることができないものであること。

五 会員等又は取次者は、契約が終了する日の一月前ま
でに、その旨を商品取引所に通知をするものとするこ
と。

3 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の締結
(契約の変更を含む。)に係る承認を受けようとするこ
きは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣
に提出しなければならない。

一 締結をしようとする契約の相手方である銀行等の商

-
- 号又は名称
- 二 当該契約の内容
 - 三 当該契約につき担保を供する場合にあっては、当該担保に関する事項
 - 四 届出をしようとする商品取引所の名称又は商号
- 4 主務大臣は、前項の承認の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
- 一 申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合すること。
 - 二 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用を有すること。
 - 三 承認申請者の業務又は財産の状況に照らし、当該契約を締結することが委託者の保護上問題がないと認められること。
- 5 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。
- 6 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。
- （商品取引清算機関に係る取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）**
- 第四十五条 前条の規定は、法第百七十九条第七項において法第百三条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第百三条第九項」とあるのは、「第百七十九条第七項において準用する法第百三条第九項」と、同項並びに同条第三項、
-

8 前項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部については、その預託を猶予することができる。

9 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と第七項の契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

(上場商品の格付) (平一六法四三・全改)

第百四条 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた国定規格があるときは、商品取引所は、これに従わなければならない。

3 会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 商品取引所は、格付人を選任する必要がある場合においては、当該商品取引所の会員等以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、商品取引所の使用人としなければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この

第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

限りでない。

(取引の決済) (平一六法四三・全改)

第百五条 商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 商品取引所を経て行う方法

二 商品取引所が第七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

三 商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法 (前号に掲げる方法を除く。)

(取引の決済の繰延べの禁止) (平一六法四三・全改)

第百六条 商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所 (前条第三号に掲げる方法による決済を行う商品市場にあつては、当該商品市場について商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関を含む。) につき生じた事由による場合を除くほか、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(取引の臨時的開始等の届出) (平一六法四三・全改)

第百七条 商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最初にその取引を行ったとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行による損害賠償) (平一六法四三・全改)

第百八条 会員等(第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合にあつては、清算参加者である会員等に限る。以下この条において同じ。)が商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は商品取引清算機関に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信認金及び当該取引についての取引証拠金(自己の計算による取引についてのものに限る。)について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信認金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。

(特別担保金) (平一六法四三・全改)

第百九条 第百五条第一号に掲げる方法による決済を行う場合において、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信認金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場についての特別担保金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

3 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担

保金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の額の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の総額に対する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、求償権を有する。

(信認金等の運用方法) (平一六法四三・全改)

第一百十条 商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信認金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができない。

(総取引高等の公表) (平一六法四三・全改)

第一百十一条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、速やかに、その会員等に通知し、公表しなければならない。

(信認金等の運用方法)

第四十六条 法第一百十条(法第一百八十条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 地方債の保有
- 二 次に掲げる金融機関への預け金又は郵便貯金
 - イ 銀行
 - ロ 信用協同組合
 - ハ 信用金庫
 - ニ 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- ホ 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 三 信託業務を営む金融機関への信託

(総取引高等の通知等)

第四十七条 商品取引所は、法第一百十一条の規定による通知及び公表を行おうとするときは、商品市場における取引の種類ごと、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分し、業務規程に定める方法により、その会員

- 一 毎日の総取引高
- 二 取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定指数（以下「約定価格等」という。）であつて主務省令で定めるもの

（相場及び取引高報告書の提出等）（平一六法四三・全改）
第一百二十二条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、当該商品取引所の開設する商品市場における毎日及び毎月の相場及び取引高報告書を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引所は、当該商品取引所の開設する商品市場における一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えることとなつた場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当することとなつた場合には、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

等に通知し、公表しなければならない。

2 法第百十一条第二号の主務省令で定めるものは、単一の対価の額又は約定価格等（法第百十一条第二号に規定する約定価格等をいう。以下同じ。）による競売の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した対価の額又は約定価格等とし、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等とする。

（相場及び取引高報告書の提出等）
第四十八条 商品取引所が法第百十二条第一項の規定により相場及び取引高報告書を作成し、かつ、主務大臣に提出するときは、別表第一により、かつ、遅滞なくしなければならない。

第四十九条 法第百十二条第二項の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

2 法第百十二条第二項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所

（脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了）（平一六法四三・全改）

第百十三条 会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合において、その会員又は取引参加者が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条又は第八十三条の規定により承継する者がある場合を除き、商品取引所は、定款

が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第六欄に掲げる数量を超えること。

3 商品取引所は、法第百十二条第二項の規定により報告するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

- 一 会員等又は委託者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれに代わるもの
- 二 商品市場における会員等の自己の計算による取引又は委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量
- 三 前項第二号に該当する場合にあっては、当該委託者から取引の委託を受けた商品取引員の商号

で定めるところにより、本人若しくはその決済が終了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下この条において「承継者」という。）又は他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその承継者（会員又は取引参加者であるものを除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員又は取引参加者とみなす。

3 第一項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員等との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（取引の停止の場合における取引の決済の結了）（平一六法四三・全改）

第百十四条 前条の規定は、会員等の商品市場における取引がこの法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

（帳簿の区分経理及び保存）（平一六法四三・全改）

第百十五条 会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならない。

（帳簿の区分経理等）

第五十条 会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、帳簿その他業務に関する書類を別にして区分経理しなければならない。

2 会員等は、商品市場における取引について別表第三に定める帳簿その他業務に関する書類を商品市場ごとに作成しなければならない。

3 前項の帳簿その他業務に関する書類の保存期間は、十

年とする。

(電磁的方法による保存)

第五十一条 前条第二項の帳簿その他業務に関する書類の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百十四条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第三項に規定する帳簿その他業務に関する書類の保存に代えることができる。この場合において、会員等は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)(平一六法四三・全改)

第百十六条 何人も、商品市場における取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。
- 二 仮装の取引をし、又は偽つて自己の名を用いずに取引をすること。
- 三 自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。
- 四 単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引

をすること。

五 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。

六 商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

七 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装取引等をした者の損害賠償責任) (平一六法四三・全改)

第一百七七条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(会員等の取引の制限) (平一六法四三・全改)

第一百八条 主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な対価の額若しくは約定価格等が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、会員等に対し、商品市場における取引又はその受託を制限することができる。

(受託契約準則) (平一六法四三・全改)

第一百十九条 商品取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。第三号において同じ。)の受託の条件
- 二 受渡しその他の決済の方法
- 三 前二号に掲げる事項のほか、商品市場における取引等の受託に関し必要な事項

(紛争の処理) (平一六法四三・全改)

第一百二十条 商品取引所は、当該商品取引所の商品市場における取引に関して会員等の間、商品取引員の間又は商品取引員と委託者との間に生じた紛争について当事者である会員等、商品取引員又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるところにより、仲介を行うものとする。

2 商品取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 仲介の申出手続
- 二 仲介の方法
- 三 前二号に掲げる事項のほか、仲介に関し必要な事項

第五節 組織変更

(会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更) (平一六法四三・全改)

第一百二十一条 会員商品取引所は、その組織を変更して株式会社商品取引所になることができる。

(仲介の処理状況の報告書の提出)

第五十二条 商品取引所は法第一百二十条第一項の規定により仲介を行ったときは、毎月末日現在における当該仲介の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

(組織変更計画書) (平一六法四三・全改)

第二百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

3 第六十一条の規定は、前二項の決議について準用する。

4 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してしなければならない。

5 組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

6 第一項の組織変更計画書については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成をもつて、同項の組織変更計画書の作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は同項の組織変更計画書と、当該電磁的記録の記録は同項の組織変更計画書の記載とみなす。

(組織変更計画書の記載事項)

第五十三条 法第二百二十二条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の株式会社商品取引所の商号

二 組織変更後の株式会社商品取引所の資本の額及び資本準備金の額

三 組織変更後に発行する株式の総数

四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額

五 組織変更前の会員商品取引所の会員に対して支払う金額を定めるときは、その規定

(組織変更に係る書類の備置き等) (平一六法四三・全改)

第二百二十三条 会員商品取引所の理事長は、前条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(組織変更計画書を除く。)について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

(商法の準用) (平一六法四三・全改、平一六法八七・一部改正)

第二百二十四条 商法第百条第一項から第三項までの規定は、組織変更の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と、「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同条第三項中「会社」とあるのは「会員商品取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更手続の経過等の書類の備置き等) (平一六法四三・全改、平一六法八七・一部改正)

第二百二十五条 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、組織変更

(組織変更前の会員商品取引所が備えて置くべき書類)

第五十四条 法第百二十三条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 組織変更計画書

二 組織変更に関する議案

三 組織変更後の株式会社商品取引所の定款

四 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面

五 直前事業年度の財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書

(組織変更後の株式会社商品取引所が備えて置くべき書類に記載する事項)

第五十五条 法第百二十五条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

の日から六月間、第二百二十三条第一項の書類及び前条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を本店に備えて置かなければならない。

2 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類（第二百二十三条第一項の書類を除く。）について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。この場合においては、「組織変更後の株式会社商品取引所の株主及び当該株式会社商品取引所」と、「事業時間内」とあるのは「営業時間内」と、「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と、「会員商品取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社商品取引所」と、同条第五項中「理事長」とあるのは「取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と読み替えるものとする。

（会員への株式の割当て）（平一六法四三・全改）

第二百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画書で定めるところにより、組織変更後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

- 一 法第二百二十四条において読み替えて準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過
- 二 組織変更の日
- 三 法第二百二十九条第一項の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、同条第四項において読み替えて準用する商法第七十三条ノ二第一項の規定による株式会社商品取引所の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項

3 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社商品取引所の株主となる。

（新会社の資本及び理事長等のでん補責任）（平一六法四三・全改）

第二百二十七条 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を上回ることをできない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社商品取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員商品取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

（準備金の積立て）（平一六法四三・全改）

第二百二十八条 組織変更後の株式会社商品取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

2 商法第二百八十八条ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社二留保シタル利益」とあるのは、「組織変更前ノ会員商品取引所ノ損失填補準備金其ノ他会員商品取引所二留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは、「其ノ損失填補準備金」と、「合併後存続スル会社又ハ合併二因り設立シタル会社」とあるのは、「組織変更後ノ株式会社

商品取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更における株式の発行)(平一六法四三・全改)

第二百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 この項の規定により発行する株式(以下この項において単に「株式」という。)の種類及び数

二 株式の発行価額

三 株式の発行価額中資本に組み入れない額

四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

2 商法第七十五条(第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号を除く。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十九条、第九十条、第九十一条前段、第九十二条、第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項(各号列記以外の部分に限る。)及び第四項から第七項まで、第七十六条、第七十七条第一項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第四項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事」と、同法第七十五条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは、「商品取引所法第二百二十九条第一項」と、同項第九号中「各発

起人が引受ケタル」とあるのは、「会員二割当テタル」と、「引受価額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若八」とあるのは「取締役、執行役若八」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長若八理事又ハ組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役若八執行役」と、同法第九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条ノ第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、非訟事件手続法第三百二十二条ノ第二項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長及ヒ総理事」と読み替えるものとする。

3

商法第七十三条並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百二十九条ノ三及び第二百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十三条第一項中「取締役八其ノ選任後遅滞ナク第二百六十八条第一項」とあるのは「会員商品取引所ノ理事長又ハ理事八商品取

引所法第二百二十九条第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「同号」と、同項第二号中「第六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第六十八條第一項第五号又八第六号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「同項第五号又八第六号」とあるのは「同号」と、同条第四項中「第六十八條第一項」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第二百二十九条第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及び執行役次項ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員商品取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社商品取引所ノ取締役」

と読み替えるものとする。

4 商法第七十三条ノ二及び第九十五条の規定は、組織変更後の株式会社商品取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第七十三条ノ二第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百九条第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項中「各発起人」とあるのは「会員商品取引所理事長及各理事」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又八第八十四条第一項及第二項」とあるのは「商品取引所法第二百九条第四項ニ於テ準用スル第七十三条ノ二」と、「発起人」とあるのは「会員商品取引所理事長又八理事」と、「及発起人」とあるのは「並ニ会員商品取引所理事長及理事」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

（理事長及び理事の財産価格てん補責任）（平一六法四三・全改）

第三百三十条 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を会員総会に提出した会員商品取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社商品取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

2 商法第九十二条ノ第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八条第一項第五号又第六号」とあるのは、「商品取引所法第九十二条第一項第四号」と、「発起人及取締役」とあるのは、「会員商品取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは、「同法第三十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「商品取引所法第三十条第一項」と、同項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

（現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任）（平一六法四三・全改）

第三百三十一条 商法第九十二条ノ第二項及び第三項の規定は第九十二条第三項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、同法第九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について準用する。この場合において、同法第九十二条ノ第二項中「第六十八条第一項第五号又第六号」とあるのは、「商品取引所法第九十二条第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは、「組織変更」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第八十六条中「発起人」とあるのは、「会員商品取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2 第九十二条第三項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするに於いて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しな

い。

(組織変更の認可) (平一六法四三・全改)

第百三十二条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社商品取引所について第七十九条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(組織変更認可の申請書の添付書類)

第五十六条 法第百三十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 組織変更の理由を記載した書面
二 組織変更後の株式会社商品取引所の役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 組織変更計画書を承認した会員総会の議事録

四 直前事業年度の決算関係書類等

五 現に存する純資産額を証する書面

六 法第百二十九条第一項の規定により組織変更の際して株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、法第百二十九条第三項において読み替えて準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記

(認可基準) (平一六法四三・全改)
第百三十三条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社商品取引所の資本の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。
- 二 組織変更後の株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた

載した書面並びにこれらの附属書類並びに現物出資の目的たる有価証券の証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第百三十六条第二号において同じ。)の相場を証する書面
八 検査役の報告に関する裁判があったときは、その
謄本

二 払込みを取り扱った銀行又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関の払込金の保管に関する証明書

七 法第二百二十四条において読み替えて準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員
の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

-
- 場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。
- 三 組織変更後の株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。
- 四 組織変更後の株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。
- 2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。
- 一 組織変更後の株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。
- 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。
- 3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。
- 4 前条第一項の認可を受けて組織変更が行われた株式会社は、当該組織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみなす。
- 5 組織変更前の会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後の株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場（同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第四百四十九条第三項及び第五項において同じ。）において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみ
-

なす。

(登記) (平一六法四三・全改、平一六法八七・一部改正)

第三百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、第三百三十二条第一項の認可があつた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社商品取引所については設立の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更前の会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 第二百二十四条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更してもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社商品取引所の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)が就任

を承諾したことを証する書面

七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八 第二百二十九条第一項の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第二百二十九条第三項において準用する商法第七十条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ 払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

3 商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更の効力発生) (平一六法四三・全改)

第三百三十五条 組織変更は、本店の所在地において前条第一項に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等) (平一六法四三・全改)

第三百三十六条 次に掲げる株式は、商法第六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第二百二十六条第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第二百二十九条第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

2 前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げると、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(組織変更の無効の訴え) (平一六法四三・全改、平一六法八七・一部改正)

第三百三十七条 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第八十八条、第二百五条第二項及び第三項、第三百六条、第三百八条から第一百十条まで、第二百四十九条並びに第四百十五条第二項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ六及び第四百十条の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中、「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

(政令への委任) (平一六法四三・全改)

第三百三十八条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 合併

(商品取引所の合併) (平一六法四三・全改)

第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。

2 前項の場合において、合併後存続する者又は合併によ

り設立される者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

一 会員商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合
会員商品取引所

二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合
株式会社商品取引所

3 株式会社商品取引所が合併する場合には、この法律及び商法の合併に関する規定に従つものとする。

(会員商品取引所の合併の手続) (平一六法四三・全改)

第四百十条 会員商品取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して、会員総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の会員総会の招集の通知は、合併契約書の要領を示してしなければならない。

3 第二百二十二条第六項の規定は、第一項の合併契約書に準用する。

(平一六法四三・全改)

第四百十一条 会員商品取引所が合併を行う場合の合併契約書には、合併を行う時期その他第三百三十九条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(会員商品取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第五十七条 法第四百十一条第一項の主務省令で定める事項は、法第三百三十九条第二項第一号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 合併を行う会員商品取引所の一方が合併後存続する場合 次に掲げる事項

イ 合併後存続する会員商品取引所が合併により定款を変更するときは、その規定

ロ 合併後存続する会員商品取引所が合併により消滅

-
-
- する会員商品取引所の会員に対し割り当てる出資に関する事項
- ハ 合併後存続する会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金に関する事項
 - ニ 合併により消滅する会員商品取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定
 - ホ 合併を行う各会員商品取引所において、法第四百十条第一項の承認を受ける会員総会の期日
 - ヘ 合併を行う時期
- 二 合併により会員商品取引所を設立する場合 次に掲げる事項
- イ 合併により設立される会員商品取引所の定款の規定
 - ロ 合併により設立される会員商品取引所が合併により消滅する各会員商品取引所の会員に対し割り当てる出資に関する事項
 - ハ 合併により設立される会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金に関する事項
 - ニ 合併により消滅する各会員商品取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定
 - ホ 合併を行う各会員商品取引所において、法第四百十条第一項の承認を受ける会員総会の期日
 - ヘ 合併を行う時期
- ト 合併により設立される会員商品取引所の役員の名
- 2 法第四百四十一条第一項の主務省令で定める事項は、法第三百三十九条第二項第二号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 合併を行う株式会社商品取引所が合併後存続する場

-
- 合 次に掲げる事項
- イ 合併後存続する株式会社商品取引所が合併により定款を変更するときは、その規定
 - ロ 合併後存続する株式会社商品取引所が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併により消滅する会員商品取引所の会員に対する新株の割当てに関する事項
 - ハ 合併後存続する株式会社商品取引所の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
 - ニ 合併により消滅する会員商品取引所の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定
 - ホ 合併後存続する株式会社商品取引所において商法第四百八条第一項の承認を受ける株主総会の期日及び合併により消滅する会員商品取引所において法第四百四十条第一項の承認を受ける会員総会の期日
 - ヘ 合併を行う時期
 - ト 合併後存続する株式会社商品取引所が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行うときは、その限度額
 - チ 合併後存続する株式会社商品取引所につき合併に際して就任すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定
- 二 合併により株式会社商品取引所を設立する場合 次
- イ 合併により設立される株式会社商品取引所の定款の規定
 - ロ 合併により設立される株式会社商品取引所が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに合併により消滅する会員商品取引所の会員及び合併により消滅する株式会社商品取引所の株主に対する株式の割
-

2 前項の場合において、合併の一方の当事者が株式会社商品取引所であるときは、当該株式会社商品取引所については、商法第四百九条及び第四百十条の規定は、適用しない。

(平一六法四三・全改)

第百四十二条 合併を行う会員商品取引所の理事長は、第百四十条第一項の会員総会の会議開催日の十日前から合併の日の前日まで、合併契約書、各商品取引所の貸借対照表その他の主務省令で定める書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 第百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(合併契約書を除く。)について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定

当てに関する事項

八 合併により設立される株式会社商品取引所の資本の額及び準備金に関する事項

二 合併により消滅する会員商品取引所の会員及び合併により消滅する株式会社商品取引所の株主に対して支払う金額を定めたときは、その規定

ホ 合併により消滅する会員商品取引所において法第百四十条第一項の承認を受ける会員総会の期日及び合併により消滅する株式会社商品取引所において商法第四百八条第一項の承認を受ける株主総会の期日

ヘ 合併を行う時期

ト 合併により消滅する株式会社商品取引所が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行うときは、その限度額

チ 合併により設立される株式会社商品取引所の取締役及び監査役の氏名

(合併前の会員商品取引所が備えて置くべき書類)

第五十八条 法第百四十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 合併契約書

二 直前事業年度の財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書

により備えて置く書類について準用する。

(平一六法四三・全改)

第四百十三条 合併後存続する会員商品取引所又は合併により設立される会員商品取引所の理事長は、合併の日から六月間、前条第一項の書類並びに第五百十条において準用する商法第四百十二条第一項本文及び第二項の規定による手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 第二百二十二条第六項の規定は、前項の規定により備えて置く書類(前条第一項の書類を除く。)について準用する。

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備えて置く書類について準用する。

(会員への株式の割当て)(平一六法四三・全改)

第四百四十四条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合において、当該会員商品取引所の会員は、合併契約書で定めるところにより、合併後の株式会社商品取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3 会員商品取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、合併により合併後の株式会社商品取引所の株主となる。

(合併後の会員商品取引所が備えて置くべき書類に記載する事項)

第五十九条 法第四百十三条第一項の合併に関する事項として主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五百十条において読み替えて準用する商法第四百十二条第一項本文及び法第五百十条において準用する商法第四百十二条第二項の規定による手続の経過

二 合併の日

三 合併の認可を受けた日

四 合併により消滅した会員商品取引所から承継した財産の価額及び債務の額

(合併の認可) (平一六法四三・全改)

第四百四十五条 商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所であるものに限る。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所(以下「合併後の商品取引所」という。)について次に掲げる事項(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。)を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 資本の額
- 三 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地
- 四 上場商品又は上場商品指数
- 五 役員の名及び住所
- 六 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数
- 3 前項の申請書には、合併契約書、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(合併認可の申請書の添付書類)

第六十条 法第四百四十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 合併の理由を記載した書面
- 二 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員の写真等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルま

-
- で)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、会員が取引をする商品市場ごとに法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面又は取引参加者が取引をする商品市場ごとに法第八十二条第一項一号イから八まで若しくは同項第二号イから八までのいずれかに該当することを誓約する書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第一百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
- 四 合併を行う各商品取引所の合併総会(会員商品取引所にあつては法第四百十条第一項の会員総会をいい、株式会社商品取引所にあつては商法第四百八条第一項の株主総会をいう。)の議事録
- 五 合併を行う各商品取引所の財産及び収支の状況を知ることができる書類(会員商品取引所にあつては直前事業年度の決算関係書類等、株式会社商品取引所にあつては直前事業年度の計算書類及びその附属明細書)
- 六 法第五十条において読み替えて準用する商法第四百十二条第一項本文の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 七 合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継の方法を記載した書類
- 八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記
-

(認可基準) (平一六法四三・全改)

第四百四十六條 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準(合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。)に適合していると認めるときは、認可をしなければならぬ。

- 一 合併後の商品取引所の資本の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。
- 二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。
- 三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つ

載した書類(合併後の商品取引所が株式会社商品取引所である場合に限る。)

九 開設しようとする商品市場における合併後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

十 合併に際して上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当である旨を明らかにすることができる書面

十一 合併に際して二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

ている者の取引の状況その他の当該市場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該市場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

四 二以上の商品指数を一の市場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

五 合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

六 合併後の商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

七 合併後の商品取引所が商品取引所としてこの法律の規定に適合するよつに組織されるものであること。

八 合併後の商品取引所において、合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 合併後の商品取引所の役員のうち第十五条第二項

第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、商品取引所の存立期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間）又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存立期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 第十五条第五項から第十一項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第十五条第十項中「第三号」とあるのは、「第六号」と読み替えるものとする。

（合併の登記）（平一六法四三・全改）

第四百四十七条 会員商品取引所の合併の登記については、第四百四十五条第一項の認可があつた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する会員商品取引所については変更の登記、合併により消滅する会員

商品取引所については解散の登記、合併により設立された会員商品取引所については第二十條第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(合併の時期) (平一六法四三・全改)

第四百四十八條 商品取引所の合併は、合併後存続し、又は合併により設立される者が会員商品取引所である場合には、その主たる事務所の所在地において、前條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併の効果等) (平一六法四三・全改)

第四百四十九條 第四百四十五條第一項の認可を受けて設立された者は、当該設立の時に、第九條又は第七十八條の許可を受けたものとみなす。

2 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の権利及び義務(当該商品取引所がその行う業務に関し、行政官庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を含む。)を承継する。

3 合併後の商品取引所は、合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を開設する場合を除き、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併により消滅した商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

(同種の商品市場) (平七政七八・追加、平一一政八〇・旧第六條の三繰上、平一六政二五九・旧第六條繰下・一部改正)

第九條 法第四百四十九條第三項及び第五項の政令で定める同種の商品市場は、次に掲げる商品市場とする。

一 上場商品に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品構成物品のすべてをその上場商品に含み、当該上場商品構成物品ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取引のすべてを行う商品市場

二 上場商品指数に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品指数に含まれる商品指数(以下この号において「上場商品指数構成指数」という。)のすべてをその上場商品指数に含み、当該上場商品指数構成指数ごとに当該消滅した商品取引

所の商品市場において行われていた種類の取引のすべて
を行う商品市場

4 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

5 合併により消滅した商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（商法等の準用）（平一六法四三・全改）

第五十条 商法第五十六条第三項、第四百十二条第一項本文及び第二項並びに第四百十五条並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ八の規定は、第三百三十九条第二項各号に掲げる場合における会員商品取引所について準用する。この場合において、商法第五十六条第三項中「各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役」とあるのは「各会員商品取引所ノ代表者」と、同項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百十二条第一項本文中「第四百八条第一項」とあるのは「商品取引所法第四百十条第一項」と、「述ベキ旨及最終ノ貸借対照表ニ關スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述ベキ旨」と、「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百十五条第二項中「株主、取締役、監査役」とあるのは「会員、理事長及理事、監事」と、同条第三項において準用する同法第八十八条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同項において準用する同法第八十八条中「本店及支店」とあるのは「主たる事務所及従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用) (平一六法四三・全改、平一六法
八七・平一六法二二四・一部改正)

第五百五十一条 商業登記法第六十六条、第六十八条第二
項、第六十九条、第七十条、第九十条第一項(第五号、
第六号、第八号及び第九号を除く。)及び第九十一条第
一項並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ七及び第三百四
十条の規定は、第三百三十九条第二項各号の場合における
合併による会員商品取引所の登記について準用する。こ
の場合において、商業登記法第六十六条中「商号及び本
店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第六
十九条第二項から第四項まで及び第七十条中「本店」と
あるのは「主たる事務所」と、同法第九十条第一項第二
号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又
は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは
「合併を行う各会員商品取引所の合併会員總會の議事
録」と、同項第三号中「商法第百条第一項(同法第四百
七条において準用する場合を含む。)」の規定による公
告及び催告又は同法第四百十二条第一項本文(有限会社
法第六十三条第一項において準用する場合を含む。)」
とあるのは「商品取引所法第百五十条において準用する
商法第四百十二条第一項本文」と、「公告及び催告(商
法第四百十二条第一項ただし書(有限会社法第六十三条
第一項において準用する場合を含む。))の規定により公
告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
又は電子公告によつてした会社にあつては、これらの公
告」とあるのは「公告及び催告」と、同項第四号中
「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「合併に
より消滅する会員商品取引所(当該登記所の管轄区域内
に事務所があるものを除く。)」の登記事項証明書」と、

同項第七号中「合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面」とあるのは、「合併に際して商品取引所法第二十條第二項第五号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面」と、同法第九十一條第一項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号」とあるのは「商品取引所法第五十一條において準用する商業登記法第九十條第一項第一号から第四号まで」と、同項第二号中「第八十條第一号、第八号及び第九号に掲げる」とあるのは「第八十條第一号に掲げる書面並びに理事長、理事及び監事が就任を承諾したことを証する」と、同項第三号中「商法第四百十三條ノ二第一項」とあるのは「商品取引所法第二十條第二項第五号」と読み替えるものとする。

(合併に関する特例) (平一六法四三・全改)

第百五十二條 第百三十九條第二項第二号に掲げる場合における株式会社商品取引所に対する商法第二百八十八條ノ二第一項第五号及び第五項、第四百八條ノ二第一項、第四百九條ノ二、第四百十三條ノ二、第四百十三條ノ三、第四百十四條第一項、第四百十四條ノ二並びに第四百十五條第三項において準用する同法第八條の規定の適用については、同法第二百八十八條ノ二第一項第五号中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第五項中「第一項第五号」とあるのは「商品取引所法第五十二條ニ依り読替テ適用サレル商法第二百八十八條ノ二第一項第五号」と、「会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「会員商品取引所ノ損失填補準備

備金其ノ他会員商品取引所ニ留保シタル剰余金」と、
「其ノ利益準備金」とあるのは、「其ノ損失填補準備金」と、
同法第四百八条ノ二第一項第二号中「消滅スル会社」とあるのは、「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは、「会員」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主總會ノ会日」とあるのは、「各商品取引所ニ於テ合併契約書ノ承認ヲ決議スル總會ノ会日（会員商品取引所ニ在リテ八商品取引所法第四百十條第一項ノ會員總會ノ会日ヲ謂ヒ株式会社商品取引所ニ在リテ八前條第一項ノ株主總會ノ会日ヲ謂フ）」と、同号及び同項第五号中「各会社」とあるのは、「各商品取引所」と、同法第四百九条ノ二、第四百十三条ノ二並びに第四百十三条ノ三第一項ただし書及び第二項中「消滅スル会社」とあるのは「消滅スル会員商品取引所」と、「株主」とあるのは「会員」と、同条第四項中「消滅スル会社ノ商号及本店」とあるのは、「消滅スル会員商品取引所ノ名称及主たる事務所」と、同法第四百十四條第一項中「消滅スル会社」とあるのは、「消滅スル会員商品取引所」と、同法第四百十四條ノ二第一項及び第四百十五條第三項において準用する同法第八條中「消滅シタル会社」とあるのは「消滅シタル会員商品取引所」とする。

（平一六法四三・全改、平一六法一二四・一部改正）

第五百十三條 第三百九條第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更の登記に対する商業登記法第九條第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主總會若しくは社員總會の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面」とあるのは、「合併により消滅する会員商品取引所の合併會員總會の議事録」と、同項第四号中「第六十七條第三号に掲

ける書面」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

2 第三百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項第一号」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項第一号」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「商品取引所法第五十二条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とする。

3 第三百三十九条第二項第二号の場合における合併による株式会社商品取引所の変更又は設立の登記に対する商業登記法第九十二条の規定の適用については、同条において準用する同法第六十六条中「合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の名称及び主たる事務所」と、同法第九十二条において準用する同法第六十九条第一項中「消滅会社」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所」と、同条第二項から第四項までの規定中「本店の所在地における」とあるのは「主たる事務所の所在地における」と、同法第九十二条において準用する同法第七十条第二項中「消滅会社の本店」とあるのは「合併により消滅する会員商品取引所の主たる事務所」とする。

（政令への委任）（平一六法四三・全改）

第百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節 監督

(定款の変更) (平一六法四三・全改)

第百五十五条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(定款変更認可の申請書の添付書類)

第六十一条 法第百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 変更の申請が商品市場の開設に係る場合 次に掲げる書面
 - イ 変更の理由を記載した書面
 - ロ 新旧条文の対照表
 - ハ 会員総会又は株主総会の議事録
 - ニ 新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする商品取引所の会員等であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該商品取引所の会員等になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの(会員商品取引所にあつては、その出資の全額の払込みが終了した者に限る。)の合計数が二十人以上であることを証する書面
 - ホ 二に規定する会員等及び会員等になろうとする者のうち、会員商品取引所の会員及び会員になろうとする者にあつては当該商品市場について法第三十条第一項各号のいずれかに該当することを誓約する書面、株式会社商品取引所の取引参加者及び取引参加者になろうとする者にあつては法第八十二条第一項第一号イから八まで又は同項第二号イから八までのいずれかに該当することを誓約する書面

へ 二に規定する会員等及び会員等にならうとする者の過半数の者が当該商品市場について法第十条第二項各号並びに第二十八条第一項第五号イ及びロに定める者に該当することを誓約する書面

ト 当該商品取引所の会員等にならうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

チ 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第一百五條第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した二に規定する会員等及び会員等にならうとする者の純資産額に関する調査

リ 新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
又 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

ル 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

二 変更の申請が商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合 次に掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

八 会員総会又は株主総会の議事録

3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区

- 二 当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行っている場合であつて、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を変更した場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した会員等の純資産額に関する調査
- ホ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- ヘ 上場商品の範囲の変更の場合にあつては、二以上の上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
- ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品指数の範囲の変更の場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面
- 三 会員商品取引所の存立期間若しくは株式会社商品取引所としての存立期間の廃止若しくは変更又は商品市場の開設期限の廃止若しくは変更に係る場合 次に掲げる書面
 - イ 変更の理由を記載した書面
 - ロ 新旧条文の対照表
 - ハ 会員総会又は株主総会の議事録
- 二 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書面
 - イ 変更の理由を記載した書面
 - ロ 新旧条文の対照表
- ハ 会員総会又は株主総会の議事録

分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる基準

イ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員にならうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十条第二項各号に定める者であること。

ロ 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（定款に存立期間が記載され、若しくは記録されている商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場

商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同じ。）又は会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準

4 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 期限付商品市場の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更に係るもの次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第八十条第一項第

- 六号に掲げる基準
- 5 主務大臣は、第一項の認可をする場合においては、第三項第二号口及び八（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、第三項第四号イ及びロ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及びロ（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限までの間について判断して行うものとする。
- 6 第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。
- 一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号若しくは第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、商品取引所の存立期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存立期間。以下この条において同じ。）若しくは商品市場の開設期限の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定
- 二 期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は商品取引所の存立期間若しくは商品市場の開設期限の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定
- 7 主務大臣は、商品取引所の存立期間又は商品市場の開設期限の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。
- 8 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場

商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更）（平一六法四三・全改）

第百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準
- 二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十条第一項第六号に掲げる基準

4 第十五条第五項から第九項までの規定は、株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更又は廃止についての第一項の認可について準用する。

（報告徴収及び立入検査）（平一六法四三・全改）

第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条 法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更の理由を記載した書面
- 二 新旧条文の対照表
- 三 定款その他の規則で定める変更の手續を完了したことを証する書面

対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所若しくはその会員等の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令) (平一六法四三・全改)

第百五十八条 主務大臣は、商品取引所の業務の運営に関し、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引所に対し、定款その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若

(商品取引所に係る検査職員の身分証明書)

第六十三条 法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

(商品取引所に対する監督上の処分) (平一六法四三・全改)

第百五十九条 主務大臣は、商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益若しくは取引の信義の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

- 一 この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条、次条及び第百六十五条において「この法律等」という。)若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

- 二 正当な理由がないのに商品市場を開設することができることとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場にあつては第二条第八項第一号又は第二号に掲げる取引、上場商品指数に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以

-
- 下この号において同じ。)を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号若しくは第八十条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。 第九条若しくは第七十八条の許可又は定款の変更の認可を取り消すこと。
- 三 商品取引所の行為又はその開設する商品市場における取引の状況が公益上有害であると認めるとき。 三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 2 主務大臣は、第九条若しくは第七十八条の許可若しくは第一百五十五条第一項若しくは第一百五十六条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程若しくは市場取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができ。
- 3 主務大臣は、不正の手段により商品取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引所の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所に對し、当該役員の解任を命ずることができる。
- 4 前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による処分について準用する。
-

6 第一項第三号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（会員等に対する監督上の処分）（平一六法四三・全改）

第六十条 主務大臣は、会員又は取引参加者がこの法律等に違反したときは、商品取引所に対し当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員若しくは取引参加者の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員若しくは取引参加者の役員に係るものであるときは、当該会員若しくは取引参加者に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、前条第四項の規定は前項の規定による会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

（商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務）（平一六法四三・全改）

第六十一条 商品取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（登記期間の計算）（平一六法四三・全改）

第六十二条 登記すべき事項であつて、主務大臣の許可

又は認可を要するものは、その許可書又は認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告) (平一六法四三・全改)

第六十三条 会員商品取引所が登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(登記の効力) (平一六法四三・全改)

第六十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(制裁規程) (平一六法四三・全改)

第六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引参加者が、この法律等若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員又は取引参加者に対し、過怠金を科し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しを行う旨を定めなければならない。

(市場取引監視委員会) (平一六法四三・全改)

第六十六条 商品取引所は、市場取引監視委員会規程において、商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品市場における取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会(以下この条において「委

(市場取引監視委員会委員の要件)

第六十四条 法第六十六条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

員会」という。)を置く旨を定めなければならない。

2 委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営について、理事長又は代表取締役(委員会等設置会社にあつては、代表執行役)に対して意見を述べることができる。

3 商品取引所は、その市場取引監視委員会規程において、委員会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関

(許可)(平一六法四三・追加)

第百六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

(許可の申請)(平一六法四三・追加)

第百六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲

二 上場商品構成物品等(法第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。以下同じ。)の取引に関係のある事業者団体と関係を持っていないこと。

三 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

(市場取引監視委員会規程)

第六十五条 法第百六十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 委員の身分保障に関する事項
二 委員の職務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

三 市場取引監視委員会の意見に関する事項

げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 資本の額
 - 三 本店、支店その他の営業所の所在地
 - 四 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場
 - 五 役員の名及び住所
- 2 前項の申請書には、定款、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(商品取引清算機関の許可申請書の添付書類)

第六十六条 法第六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 登記事項証明書
- 二 直前事業年度の計算書類及びその附属証明書
- 三 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 四 主要株主(総株主の議決権(法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。)(の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 五 親法人等(商品取引清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)(の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)(及び子法人等(商品取引清算機関が総株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。)(の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。)(の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)(の概要を記載した書面
- 六 法第十五条第二項第一号八からホまで又はりのいず

れにも該当しないことを誓約する書面

七 役員の写真等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 商品取引債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

九 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

十 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

十一 清算参加者が許可の申請の前日三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

十二 商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十三 その他法百六十九条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

(許可の基準) (平一六法四三・追加)

第百六十九条 主務大臣は、第百六十七条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 許可申請者が株式会社であること。
- 二 定款及び業務方法書の規定が法令に違反せず、かつ、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するた

めに十分であること。

三 商品取引債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、商品取引債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四 その人的構成に照らして、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 主務大臣は、第六十七条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、第六十七条の許可について準用する。

(業務の制限) (平一六法四三・追加)

第七十条 商品取引清算機関(商品取引清算機関が商品取引所である場合を除く。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。)は、商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、商品取引債務引受業に関連する業務で、当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(兼業の承認申請)

第六十七条 商品取引清算機関は、法第七十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の種類

二 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該業務の内容及び方法を記載した書面

二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 当該業務の運営に関する社内規則

2 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出) (平一六法四三・追加)

第一百七十一条 商品取引清算機関は、第六十八条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める書類を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員の欠格条件) (平一六法四三・追加)

第一百七十二条 第四十九条の規定は、商品取引清算機関の役員について準用する。

(商品取引所による商品取引債務引受業) (平一六法四三・追加)

四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

(兼業業務の廃止の届出)

第六十八条 商品取引清算機関は、法第七十条第二項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第七十条第一項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二 当該業務を廃止した年月日

(資本の額等の変更の届出)

第六十九条 商品取引清算機関は、法第七十一条の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第六十八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 第六十六条第一号に掲げる書類

二 法第六十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 第六十六条第一号及び第七号に掲げる書類

第一百七十三条 商品取引所は、第三条及び第六十七条の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2 前項の承認を受けようとする商品取引所は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

3 前項の申請書には、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六十九條第一項（第一号に係る部分を除く。）、

第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（清算参加者）（平一六法四三・追加）

（商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類）

第七十条 法第七十三條第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 商品取引債務引受業を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

二 商品取引債務引受業の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

三 会員総会又は株主総会の議事録

四 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 清算参加者が承認の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査

六 商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

第一百七十四条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、業務方法書で定める要件に該当する者に對し、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えることができる。

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とする債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての資格の取消しを行わなければならない。

(業務方法書) (平一六法四三・追加)

第一百七十五条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場
- 二 清算参加者の要件に関する事項(清算参加者の純資産額に関するものを含む。)
- 三 商品取引債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項
- 四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項(取引証拠金に関するものを含む。)
- 五 商品清算取引に関する事項
- 六 その他主務省令で定める事項

(業務方法書の記載事項)

第七十一条 法第一百七十五条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引債務引受業に附帯する業務に関する事項
- 二 商品取引債務引受業に関連する業務に関する事項
- 三 商品清算取引を行う清算参加者と会員等との間の商品

3 第九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)
(平一六法四三・追加)

第一百七十六条 商品取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止) (平一六法四三・追加)
第一百七十七条 商品取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)
(平一六法四三・追加)

第一百七十八条 商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(取引証拠金) (平一六法四三・追加)

清算取引に係る基本契約においては、会員等が清算参加者を代理して商品市場における取引を成立させようとするときは、当該会員等が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨

四 法第八十条第一項に規定する清算預託金を定める場合にあつては、清算預託金及びその管理方法に関する事項

(取引証拠金の預託方法)

第七十九條 商品取引清算機関は、商品市場における取引（その商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二條第十項第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 清算参加者である会員等が商品市場における取引を行う場合（次号に掲げる場合を除く。） 次のイから二までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから二までに定める者
- イ 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。）を行う場合 当該会員等
- ロ 会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）
- ハ 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限る。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該取次者
- ニ 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限る。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。） 当該取引の委託の取

第七十二條 商品取引清算機関は、法第七十九條第一項の規定に基づき取次者（同項第一号ロに規定する取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、委託者（同号ロに規定する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、取次委託者（同号二に規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、清算取次者（同項第二号ロに規定する清算取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。）、清算取次委託者（同号ロに規定する清算取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は清算取次者に対する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 法第七十九條第一項第一号ロ又はハに規定する場合 当該取引を受託した会員等
- 二 法第七十九條第一項第一号二に規定する場合 当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等
- 三 法第七十九條第一項第二号ロ又はハに規定する場合 当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者
- 四 法第七十九條第一項第二号二に規定する場合 当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

2 商品取引清算機関は、法第七十九條第一項の規定に基づき会員等、取次者又は清算取次者から取引証拠金の

次ぎを委託した者（以下この条において「取次委託者」という。）

二 清算参加者がその受託した商品清算取引を行う場合次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ 清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清算取引を行う場合 当該会員等

ロ 清算参加者がその受託した商品清算取引（その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「清算取次者」という。）から受託した会員等から受託したものを除く。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。）

ハ 清算参加者がその受託した商品清算取引（第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該清算取次者

二 清算参加者がその受託した商品清算取引（清算取次者から受託した会員等から受託したものに限る。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。） 当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「清算取次者に対する委託者」という。）

預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合及び清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。

一 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該委託者

二 会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者

三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者

四 会員等が清算取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次委託者

五 会員等が清算取次者（清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は清算取次者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次者に対する委託者

六 清算取次者が清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次者に対する委託者

2 会員等は、商品市場における取引の受託又は商品清算取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる場合においては委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者）の、前項第二号に掲げる場合においては清算取次委託者又は清算取次者（当該商品清算取引が、第四項の規定に基づく清算取次証拠金の預託を清算取次者に対する委託者から受けていない清算取次者から受託したものである場合にあつては、清算取次者に対する委託者）の承諾を得て、それらの者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

3 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

4 清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者に清算取次証拠金を預託させることができる。

（委託証拠金等の預託に係る委託者等の同意等）

第七十三条 会員等は、法第七十九条第二項の規定により、委託者、取次者若しくは取次委託者又は清算取次委託者、清算取次者若しくは清算取次者に対する委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2 会員等は、法第七十九条第二項の規定により取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を、同項により清算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者を代理人として、当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

3 取次者は、法第七十九条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

4 清算取次者は、法第七十九条第四項の規定により、清算取次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるときは、当該清算取次者に対する委託者から、自己に対して当該清算取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

5 第四十一条第三項から第七項までの規定は、第一項及び前二項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する委託者の書面による同意について準用する。

5 第百三条第四項の規定は、第一項の商品取引清算機関について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第百七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)

第七十四条 商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第百七十九条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二 法第百七十九条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三 法第百七十九条第一項第一号口又は二に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金

四 法第百七十九条第一項第一号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

五 法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金(次号の取引証拠金を除く。)

六 法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

七 法第百七十九条第一項第二号口又は二に掲げる場合

に、同項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者から預託を受けた取引証拠金

八 法第七十九条第一項第二号八に掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次者から預託を受けた取引証拠金

2 商品取引清算機関は、法第七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条の四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三 国債の保有

3 商品取引清算機関は、法第七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等（法第七十九条第六項において準用する法第百三条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券（以下この条において「有価証券等」という。）をいう。以下この条において同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所につ

いては自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等（以下この条において「清算機関固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引清算機関の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

6 第百三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取次証拠金について準用する。

7 第百三条第七項から第九項までの規定は、第二項から第四項までの場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項の会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第百七十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者」と、同項及び同条第九項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項から第九項までの規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(清算預託金) (平一六法四三・追加)

第百八十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するために、清算預託金を預託させることができる。

2 商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額に応じて、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5 第一百十条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(未決済債務等の決済) (平一六法四三・追加)

第一百八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等(当該清算参加者が行った商品市場における取引の相手方から当該商品取引清算機関が引き受けた当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受けた対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。))をいう。以下この項において同じ。) についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。

(定款又は業務方法書の変更の認可) (平一六法四三・追加)

第一百八十二条 商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第七十五条 商品取引清算機関は、法第一百八十二条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を

可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散等の認可)(平一六法四三・追加)
第百八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受業の
廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない
い。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しな
ればならない。

一 変更の理由を記載した書面

二 新旧条文の対照表

三 定款の変更認可申請書にあっては、株主総会(法第
百七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商
品取引所)にあっては、会員総会)の議事録

四 業務方法書の変更認可申請書にあっては、定款その
他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する
書面

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第七十六条 主務大臣は、法第百八十二条の規定に基づ
認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、か
つ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうか
を審査しなければならない。

(商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可
申請)

第七十七条 商品取引清算機関は、法第百八十三条の規定
による商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議の認可
を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類
を添付して主務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は解散の理由を記載した書面

二 株主総会(法第百七十三条第一項の規定に基づく承
認を受けた会員商品取引所)にあっては、会員総会)の

(報告徴収及び立入検査) (平一六法四三・追加)

第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

第百八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分) (平一六法四三・追加)

第百八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分(以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認め

議事録

- 三 直前事業年度の計算書類及びその附属明細書
- 四 商品取引債務引受業の結了の方法を記載した書面

(商品取引清算機関に係る検査職員的身分証明書)

第七十八条 法第百八十四条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第三号による。

るときは、当該商品取引清算機関に対し、第六十七條の許可若しくは第七十條第一項ただし書若しくは第七十三條第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

2 主務大臣は、第六十七條の許可、第七十條第一項ただし書若しくは第七十三條第一項の承認若しくは第七十三條第一項の承認の申請書又はこれらの書面の添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3 第七十三條第一項の承認を受けた商品取引所が第九條若しくは第七十八條の許可を取り消されたとき又は第六十九條各号若しくは第九十四條第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用) (平一六法四三・追加)

第八十七條 第五十八條第二項の規定は前二條の規定による処分について、第五十九條第四項の規定は前條の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節 雜則

(取引の決済の結了に関する規定の準用) (平一六法四三・追加)

第百八十八条 第百十三条(第百十四条において準用する場合を含む。)の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引の決済が結了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

(政令への委任) (平一六法四三・追加)

第百八十九条 第百六十七条から前条までに定めるもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 商品取引員

第一節 許可等

(商品取引受託業務の許可) (平十法四二・全改、平一六法四三・旧第百二十六条線下・一部改正)

第百九十条 商品取引受託業務は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営んではならない。

2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(許可の条件) (平十法四二・全改、平一六法四三・旧第百二十七条線下・一部改正)

第百九十一条 前条第一項の許可(同条第二項の許可の更

新を含む。以下同じ。)には、条件を付することができ
る。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は
委託者を保護するため必要な最小限度のものでなければ
ならない。

(許可の申請) (平十法四二・全改、平一六法四三・旧
第二百二十八条繰下・一部改正、平一六法一二四・一部改
正)

第九十二条 第九十条第一項の許可を受けようとする
者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提
出しなければならない。

- 一 商号
- 二 純資産額
- 三 本店、支店その他の営業所の名称及び所在地
- 四 役員の氏名及び住所
- 五 その他主務省令で定める事項

(商品取引員の許可申請書の記載事項)

第七十九条 法第九十二条第一項第五号の主務省令で定
める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 資本の額
- 二 商品市場における取引等の受託を行う商品市場
- 三 商品市場における取引等(法第二条第十六項第一号
又は第三号に掲げるものに限る。)の受託に係る取引
と商品市場における取引等(同項第一号又は第四号に
掲げるものに限る。)の受託に係る取引の別
- 四 加入する委託者保護基金(法第二百九十六条に規定
する委託者保護基金をいう。以下同じ。)の名称
- 五 加入する商品先物取引協会(法第二百四十一条第一
項に規定する商品先物取引協会をいう。以下「協会」
という。)の名称

2 前項の申請書には、定款、会社の登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(商品取引受託業務許可申請書の添付書類)

- 第八十条 法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
- 一 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
 - 二 登記事項証明書
 - 三 直前三年の各事業年度の計算書類及びその附属明細書
 - 四 前号の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し
 - 五 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリ(いずれにも該当しないことを誓約する書面)
 - 六 役員(住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該役員が外国人である場合を除く。))並びに当該役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで(当該役員が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 七 許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
 - 八 主要株主(ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあつては、所有する議決権(法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。)(の数の上位十名をいう。以下同じ。)(の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係

(主要株主が申請者の役員又は親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。)、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。)を記載した書面

九 組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十 過去五年以内に、商品取引受託業務及び第八十七条に規定する特定業務(以下「商品取引受託業務等」という。)に関して禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十一 使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書

十二 様式第六号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十三 様式第七号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十四 様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十五 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営

業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二
営業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを
記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれ
らの根拠を記載した書面

十六 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営
業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二
営業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見
込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書
面

十七 商品取引受託業務において電子情報処理組織を使
用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置
場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組
織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十八 商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するた
めの規則（当該業務に関する商品取引員における責任体
制を明確化する規定を含むものとする。）

十九 様式第九号により作成した内部管理に関する業務
を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体
制を記載した書面

二十 劣後特約借入金を借り入れている場合にあつて
は、その契約書の写し

二十一 劣後特約付社債を発行している場合にあつて
は、その目論見書又はこれに準ずるものの写し

2 法第九十条第二項の許可の更新を受けようとする場
合における法第九十二条第二項の主務省令で定める書
類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとな
る。

一 様式第十号により作成した顧客との間に生じた事故
（第一百十二条に規定する事故をいう。）、紛争及び苦
情（以下「事故等」という。）の発生状況及びその他

3 第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

(許可の基準)(平十法四二・全改、平一六法四三・旧
第百二十九条線下・一部改正)

第百九十三条 主務大臣は、第百九十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)であること。

二 許可申請者がその商品取引受託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その商品取引受託業務の収支の見込みが良好であること。

三 許可申請者がその商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その商品取引受託業務を営むことが委託者の保護に欠けるおそれがないこと。

四 許可申請者が第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

2 許可申請者の純資産額が委託者の保護のため必要な額

理状況を記載した書面

二 商品取引受託業務の収支の実績を記載した書類

三 協会、委託者保護基金、商品取引所及び商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合にあっては、監査を行った機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類

(純資産額の基準額)

第八十一条 法第百九十三条第二項の主務省令で定める額

として主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適用に当たっては、その者は、その商品取引受託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しないものとする。

(処分の手続)(平十法四二・全改、平一六法四三・旧
第百三十条繰下・一部改正)

第百九十四条 第十五条第五項から第九項までの規定は、
第百九十条第一項の許可について準用する。

(届出事項)(平十法四二・全改、平一六法四三・旧第
百三十二条繰下・一部改正、平一六法七六・一部改正)

第百九十五条 商品取引員は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 第百九十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。
- 二 商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき。
- 四 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

は、一億円とする。

(届出事項)

第八十二条 法第百九十五条第一項第四号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知つた場合
- 二 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)を変更した場合
- 三 主要株主に異動があつた場合
- 四 第八十条第一項第十二号に掲げる調書の内容を変更した場合又は兼業業務を廃止した場合

2 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

- 五 第八十条第一項第十三号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合
- 六 第八十条第一項第十四号に掲げる調書の内容を変更した場合
- 七 第八十条第一項第十八号に掲げる規則を変更した場合
- 八 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合
- 九 劣後特約付借入金の契約内容を変更した場合
- 十 劣後特約付借入金について期限前弁済をした場合又は劣後特約付社債について期限前償還をした場合（期限のないものについて弁済又は償還をした場合を含む。）
- 2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 法第九十二条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書
- 二 法第九十二条第一項第四号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 新たに就任した役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 資本の額を変更した場合 次に掲げる書類

-
-
- イ 変更前及び変更後の資本の額、変更年月日、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面
 - ロ 登記事項証明書
 - 四 商品市場における取引等の受託を行う商品市場又は受託に係る商品市場における取引等の種類を変更した場合 次に掲げる書類
 - イ 変更した商品市場における取引等の受託を行う商品市場の名称又は受託に係る商品市場における取引等の種類及び変更の理由を記載した書面
 - ロ 取締役会の議事録
 - 五 協会に加入又は脱退した場合 次に掲げる書類
 - イ 加入又は脱退した協会の名称を記載した書面
 - ロ 取締役会の議事録
 - 六 商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開した場合 次に掲げる書類
 - イ 営業を開始、休止又は再開した旨、休止の期間は開始若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記載した書面
 - ロ 休止期間における委託者勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）
 - 七 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った場合 次に掲げる書類
 - イ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面
 - ロ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し
 - 八 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた年月日、その申立てを
-

-
-
- 行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面
- 口 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し
- 九 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 定款の変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- 口 新旧条文の対照表
- 八 株主総会の議事録
- 十 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 主要株主でない者が主要株主となった場合にあつては、当該株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の議決権の総数に対する割合及び当該商品取引員との関係並びに異動のあつた年月日を記載した書面
- 口 異動後の主要株主一覧表
- 十一 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 商品取引員の商号、変更又は廃止の内容、変更又は廃止の理由及び変更又は廃止の日を記載した書類
- 口 登記事項証明書
- 十二 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 商品取引員の商号、法第九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至つた他の法人（以下第八十五条及び第八十六条において「支配関係法人」という。）の商号又は名称、変更又は消滅の内容、変更又は消滅の理由及び変更又は消滅の日を記載した書類
- 口 登記事項証明書
-

(兼業業務等の届出)(平十法四二・全改、平一三法一
二九・一部改正、平一六法四三・旧第百三十三条線下・
一部改正、平一六法八八・一部改正)
第百九十六条 商品取引員は、商品市場における取引の業

- 十三 前項第六号に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ 商品取引員の商号、変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称、変更の内容、変更の理由及び変更の日を記載した書類
 - ロ 登記事項証明書
- 十四 前項第七号に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ 変更の理由及び変更年月日を記載した書面
 - ロ 変更後の第八十条第一項第十八号に掲げる規則の写し
- 十五 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付借入金を借り入れた場合 次に掲げる書類
 - イ 契約書の写し
 - ロ 現在及び借入後の借入残高並びに借入の理由を記載した書類
- 十六 前項第八号に掲げる場合で劣後特約付社債を発行した場合 次に掲げる書類
 - イ 目論見書又はこれに準ずるものの写し
 - ロ 現在及び発行後の発行残高並びに発行の理由を記載した書類
- 十七 前項第九号に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ 変更契約書の写し
 - ロ 契約条件の変更箇所及び変更理由を記載した書類
- 十八 前項第十号に掲げる場合 次に掲げる書類
 - イ 期限前弁済又は期限前償還をした金額及び年月日
 - ロ 期限前弁済又は期限前償還をした後の残高

(兼業業務の届出)
第八十三条 商品取引員は、法第百九十六条第一項の規定

務及び商品取引受託業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品取引員は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、商品取引員がその法人の総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上に相当する議決権（社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至つたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事

により兼業業務を営もうとする旨の届出をするときは、様式第十一号により作成した当該兼業業務の概要に関する届出書を、当該兼業業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。

2 前項の届出をした商品取引員は、その兼業業務の内容を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 変更又は廃止の内容
- 三 変更又は廃止の理由
- 四 変更又は廃止の日

3 前二項の届出書には、登記事項証明書を添付しなければならない。

（実質的支配が可能な関係）

第八十四条 法第百九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めるその法人に対する関係

二 商品取引員が、他の法人の総株主等（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の百分の十以上二分の一未満に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係（前号に掲げるものを除く。）

三 商品取引員が、他の法人の総出資者の議決権の二分

項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

3 前二項の場合において、商品取引員が営もうとする兼業業務又は前項に規定する支配関係を持つている法人の業務が商品市場に相当する外国の市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒

の一年以上に相当する議決権を保有するその法人に対する関係

(支配関係の届出)

第八十五条 商品取引員は、法第九十六条第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至つた旨の届出をするときは、様式第十二号により作成した支配関係法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該支配関係法人の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）、登記事項証明書及び直前事業年度の計算書類を添付しなければならない。

第八十六条 前条の届出をした商品取引員は、同条第一項の届出書に記載すべき事項に変更を生じたとき、又は支配関係が消滅したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商品取引員の商号
- 二 支配関係法人の商号又は名称
- 三 変更又は消滅の内容
- 四 変更又は消滅の理由
- 五 変更又は消滅の日

2 前項の届出書には、登記事項証明書を添付しなければならない。

(特定業務の届出)

第八十七条 法第九十六条第三項の主務省令で定める業務（以下「特定業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 商品市場に相当する外国の市場において先物取引に

介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務その他の主務省令で定める業務に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の財産の状況に影響を及ぼすおそれがある当該業務の運営に関する事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

(廃業の届出等) (平一六法四三・追加、平一六法七六

類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

二 外国為替取引であつて、あらかじめ当事者間で約定された通貨の価格と将来の一定の時期における現実の通貨の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他これに類似する取引を顧客を相手方として行う業務、又はそれらの取引を行うことの委託を受け、若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

第八十八条 商品取引員は、法第九十六条第三項の規定により特定業務の届出をするときは、様式第十三号により作成した特定業務の概要に関する届出書を同条第一項又は第二項の規定により届出書を提出する際に併せて提出しなければならない。

2 前項の届出をした商品取引員は、同項の届出書に記載すべき事項の変更の場合には、当該変更に係る特定業務が当該商品取引員の業務に該当するものであるときはあらかじめ、支配関係法人の業務に該当するものであるときは変更後遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 商品取引員の商号
 - 二 変更に係る特定業務を行う者の商号又は名称
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 変更の日
- 3 前二項の届出書には、登記事項証明書を添付しなければならない。

・一部改正)

第九十七条 商品取引員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

- 一 商品取引受託業務を廃止したとき。 その商品取引員
- 二 合併により消滅したとき。 その商品取引員を代表する役員であつた者
- 三 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人
- 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人
- 五 分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたとき。 その商品取引員
- 六 商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡したとき。 その商品取引員

(廃業等の届出)
第八十九条 法第九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類
商品取引受託業務を廃止したとき	一 廃止年月日 二 廃止の理由	一 株主総会の議事録 二 委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号 二 合併年月日	委託者に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
破産手続開始の決定により解散したとき	一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日	一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二 委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 解散年月日 二 解散の理由	一 株主総会の議事録 二 委託者に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面

- 2 商品取引員が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により商品取引受託業務の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては商品取引受託業務の全部を譲渡したときに限る。）は、当該商品取引員の第九十条第一項の許可は、その効力を失ふ。
- 3 商品取引員は、商品取引受託業務の廃止をし、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。）をし、又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をしようとするときは、その日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 4 商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継させたとき	一 承継先の商号 二 分割の年月日	委託者に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面
商品取引受託業務の全部又は一部を譲渡したとき	一 譲渡先の商号 二 譲渡年月日	委託者に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面

- 第九十条 法第九十七条第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。
- 2 法第九十七条第三項の規定による公告及び営業所で
の掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による
商品市場における取引の結了の方法並びに商品取引受託
業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算に
ついて当該商品取引員が占有する財産の返還の方法を示
すものとする。
- 3 法第九十七条第四項の規定により届出を行う場合
は、届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 商品取引員の商号
 - 二 許可年月日
 - 三 該当事由

5 商品取引員は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該商品取引員が行った委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならぬ。

第二節 業務

(標識の揭示) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧
第百三十六条の二線下)

第百九十八条 商品取引員は、営業所ごとにその見やすい箇所に、主務省で定める標識を掲げなければならない。

2 商品取引員以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止) (平十法四二・追加、平一六法四三
・旧第百三十六条の三線下・一部改正)

第百九十九条 商品取引員は、自己の名義をもつて、他人に商品取引受託業務を営ませてはならない。

(外務員の登録) (平十法四二・追加、平一六法四三・
旧第百三十六条の四線下・一部改正)

第二百条 商品取引員は、その役員又は使用人であつて、その商品取引員のために商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の受託又は委託の勧誘を行うもの(以下「外務員」という。)に

四 該当事由の発生予定年月日

4 前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

(商品取引員の標識)

第九十一条 法第百九十八条第一項に規定する標識は、様式第十四号による。

- ついて、主務大臣の行う登録を受けなければならない。
- 2 商品取引員は、前項の規定による登録に係る外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。
- 3 第一項の規定により登録を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
- 二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
- イ 氏名、生年月日及び住所
- ロ 所属する営業所の名称
- ハ 役員又は使用人の別
- ニ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品取引員及び営業所の商号及び名称並びにその行つた期間
- 4 前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

- 第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等
- 二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面（法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書（当該外務員が外国人である場合を除く。））
- 三 登録を受けようとする外務員が商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 前項各号に掲げる書面
- 二 顧客との間に生じた事故等の発生状況及びその処理状況を記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第九十三条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録番号
- 二 登録の年月日
- 三 登録申請者の商号
- 四 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 住所
 - ロ 所属する営業所の名称
 - ハ 役員又は使用人の別
 - ニ 外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称並びにその行った期間
 - ホ 法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間
 - ヘ 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行ったときは、その処分の日及び理由

(外務員の登録の拒否) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六繰下・一部改正)

第二百一条 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者

二 第二百四条第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者

三 登録申請者以外の商品取引員に属する外務員として登録されている者

2 第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

(外務員の権限) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の七繰下・一部改正)

第二百二条 外務員は、その所属する商品取引員に代わつて、商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

(外務員についての届出) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の八繰下・一部改正)

第二百三条 商品取引員は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第二百条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十五条第二項第一号イからルまで（同号ニからリまでについては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

（外務員の登録の取消し等）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の九繰下・一部改正）

第二百四条 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができ

る。

一 第十五条第二項第一号イからルまで（同号ニについては、第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品取引員に通知しなければならない。

3 第百五十八条第二項の規定は第一項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(外務員の登録の抹消) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧百三十六条の十繰下・一部改正)

第二百五五条 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する商品取引員が解散し、又は商品取引受託業務を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務) (平十法

四二・追加、平一六法四三・旧百三十六条の十一繰下・一部改正)

第二百六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第二百八条まで及び第二百三十九条において「協会」という。)に、第二百条、第二百一条及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する商品取引員の外務員に係るもの(以下この条及び第二百八条において「登録事務」という。)を行わせることができる。

(協会による外務員登録事務)

第九十四条 法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一 法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第二百条第五項の規定による登録

三 法第二百条第六項、法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項及び第七項並びに法第二百四十一条第二項による通知

四 法第二百一条第一項の規定による登録の拒否

五 法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項の規定による意見の聴取

六 法第二百三条の規定による届出の受理

七 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び

職務の停止の命令

八 法第二百四条第三項において準用する法第一百五十八

2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四条第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する商品取引員の登録外務員が第二百四条第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

6 第二百五十八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（登録手数料の納付）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の十二線下）

条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第百五十九条第四項の規定による聴聞
九 法第二百五条の規定による登録の抹消

（外務員の登録に関する届出）

第九十五条 協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 外務員の所属する協会の商号及び営業所の名称
- 二 当該外務員の氏名、生年月日及び住所
- 三 処理した登録事務の内容及び処理した日
- 四 前号に掲げる登録事務の内容及び職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

（登録手数料の額）（平一一政八〇・追加、平一五政五七・一部改正、平一六政二五九・旧第九条線下・一部改正）

第二百七条 外務員の登録を受けようとする商品取引員は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

2 前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

（審査請求）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十三繰下・一部改正）

第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品取引員は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（商品取引員が占有する商品等の処分の制限）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十四繰下）

第二百九条 商品取引員は、委託者から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、委託の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他処分してはならない。

第十条 法第二百七条第一項の規定による登録手数料の額は、二千七百円とする。

2 前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請をするときは、主務省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（登録手数料の納付方法）

第九十六条 令第十条第二項ただし書の規定により現金をもつて登録手数料を納めるときは、その登録の申請を行ったことにより得られた納付情報により登録手数料を納めなければならない。

(受託に係る財産の分離保管等) (平十法四二・追加、
平一六法四三・旧第百三十六条の十五線下・一部改正)
第二百十条 商品取引員は、商品取引受託業務により生じた債務の弁済を確保するため、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。)の価額に相当する財産(第二百六十九条第三項第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。)については、その保全のため、商品取引員その他の財産から分離して信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託すること、委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託することその他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

(受託に係る財産の分離保管等の措置)
第九十七条 法第二百十条の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭及び有価証券(倉荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百三十八条第三項において同じ。)とする。
一 委託者未収金(商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。)及び有価証券と相殺することができるものに限る。)
二 法第百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠金(委託者(同項第二号に規定する委託者をいう。))又は取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。))が返還請求権を有するものに限る。))又は法第百七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金(委託者(同項第一号ロに規定する委託者をいう。))、取次委託者(同号二に規定する取次委託者をいう。次号ハ及びニにおいて同じ。))、清算取次委託者(同項第二号ロに規定する清算取次委託者をいう。))又は清算取次者に対する委託者(同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。次号ハ及びホにおいて同じ。))が返還請求権を有するものに限る。))に相当する金銭及び有価証券
三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの。
イ 法第百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預

託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第二号に規定する取次者をいう。ロにおいて同じ。） 当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

ロ 法第百三十三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

ハ 法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。二において同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者（同条第一項第二号ロに規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。） 当該委託証拠金に相当する金銭及び有価証券

ニ 法第百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）に相当する金銭及び有価証券

ホ 法第百七十九条第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者 当該委託証拠金（当該清算取次

者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。()に相当する金銭及び有価証券

四 法第百三条第七項（法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第百三条第八項（法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあつては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金に相当する金銭及び有価証券

五 委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差損金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券と相殺することができるものに限る。）

2 前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものとする。

第九十八条 法第二百十条の主務省令で定める措置（以下「委託者資産保全措置」という。）は、次に掲げるものとする。

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この号において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 信託契約は、商品取引員を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品取引員に対し商品市場における取引等を委託した者（以下この号において「取引委託者」という。）を元本の受益者とする。

ロ 信託契約において、当該商品取引員の役職のうちから指定された者（商品取引員が委託者資産保全

措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る信託管理人を同一の者とす
る。）及び委託者保護基金（当該商品取引員が会員
として加入している委託者保護基金に限る。以下こ
の条において同じ。）を信託管理人とすること。

八 口の規定にかかわらず、商品取引員が通知商品取
引員（法第三百四条に規定する通知商品取引員をい
う。以下同じ。）に該当することとなった場合に
あつては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、
当該委託者保護基金のみを信託管理人とすること。

二 財産の運用を次の方法に限る金銭信託とす
ること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に
関する法律第五条の四の規定により元本の補てんの契約を
した金銭信託とする場合は、この限りではない。

(1) 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
(2) 主務大臣の指定する銀行その他の金融機関への
預金

(3) その他主務大臣の定める方法

ホ 信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額
とすること。

ヘ 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場
合において、あらかじめ信託管理人である委託者保
護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはな
らないものとする。

(1) 信託財産の元本の評価額が信託必要額（当該商
品取引員の保全対象財産の額から他の委託者資産
保全措置を講じている額を控除した額をいう。）
を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の
範囲内で信託契約の解除又は一部の解除を行おう
とする場合

-
-
- (2) 他の委託者資産保全措置に変更するために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合
- (3) 取引委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合
- (4) 取引委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合
- (5) 取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合
- (6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合
- ト 信託契約の変更は、あらかじめ信託管理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。
- チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他信託管理人である委託者保護基金が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものととして終了することを妨げない。
-

-
-
- リイから手までに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件
- 二 委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。
- イ 委託者保護基金に預託された財産（以下この号において「預託財産」という。）のうち有価証券の価額は、時価によるものとする。
- ロ 預託財産の払出しを行える場合は、八に規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。
- (1) 預託財産の評価額が預託必要額（当該商品取引員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合
- (2) 他の委託者資産保全措置に変更するために預託財産の払出しを行おうとする場合
- (3) 委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために預託財産の払出しを行おうとする場合
- (4) 委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行おうとする場合
- (5) 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合
- (6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品取引員の委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合
-

八 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この条及び第三百三十九条第一項第二号から第四号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品取引員に代わって行う当該商品取引員の委託者債務の弁済（以下この項において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることのできること。

二 八の場合において、当該商品取引員は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

三 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第三百三十九条第一項第三号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第三百三十九条第一項第三号において「保証委託」という。）。

イ 次に掲げる金融機関に対して委託するものであること。

- (1) 銀行
- (2) 信用協同組合
- (3) 信用金庫
- (4) 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- (5) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (6) 信託会社（信託業法第二十一条第二項の規定に

基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

(7) 保険会社

ロ 保証委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。

ハ あらかじめ、イに掲げる金融機関が保証委託契約に基づき委託者保護基金に支払うべき額の限度額（以下この号において「支払保証限度額」という。）を定めること。

二 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者保護基金に対して支払うことを指示することができる。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

四 前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品取引員が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品取引員に代わつて弁済することを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。第百三十九条第一項第四号において「代位弁済委託」という。）。

イ 代位弁済委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。

口 あらかじめ、委託者保護基金が当該商品取引員に代わってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額（以下この号において「代位弁済限度額」という。）を定めること。

ハ 商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金が当該商品取引員の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品取引員に代わって当該委託者債務を弁済するものであること。

二 イから八までに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

2 商品取引員は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合にあつては、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3 商品取引員は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 商品取引員は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券及び委託者の計算に属する有価証券を委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。

一 銀行

二 信用協同組合

(純資産額規制比率) (平一六法四三・追加)

第二百一十條 商品取引員は、純資産額の、その商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算定した額に対する比率(以下「純資産額規制比率」という。)を算出し、毎月末及び主務省令で定める場合に、主務大臣に届け出なければならぬ。

- 三 信用金庫
- 四 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 五 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条第五号に掲げる者
- 七 信託会社又は信託業務を営む金融機関
- 八 保険会社

(危険に対応する額の算出)

第九十九條 法第二百一十條第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、別表第四に定めるところにより得られる額の合計額とする。

(純資産額規制比率の届出)

第一百條 法第二百一十條第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合
- 二 純資産額規制比率が百四十パーセント以上に回復した場合
- 2 商品取引員は、法第二百一十條第一項の規定に基づき、毎月末の純資産額規制比率を翌月二十日までに主務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項第一号に該当することとなった商品取引員は、法第二百一十條第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十五号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 2 商品取引員は、純資産額規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。
- 3 商品取引員は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における純資産額規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 第九十九条第七項の規定は、第一項の純資産額について準用する。

(のみ行為の禁止) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十六線下・一部改正)

第二百十二条 商品取引員は、商品市場における取引等の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成

- 4 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - 一 純資産額規制比率が百四十パーセントを下回つた場合(次号に掲げる場合を除く。)
純資産額規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書
 - 二 純資産額規制比率が百二十パーセントを下回つた場合
純資産額規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書
- 5 第一項第二号に該当することとなつた商品取引員は、法第二十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 6 商品取引員は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を適切に把握しなければならない。

立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十七繰下)

第二百十三条 商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(不当な勧誘等の禁止) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十八繰下・一部改正)

第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。
- 二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。
- 三 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること(委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)

(顧客の指示を受けるべき事項)

第一百一条 法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 上場商品又は上場商品指数の種類
- 二 取引の種類及び期限
- 三 数量
- 四 対価の額又は約定価格等(指値又は成行の別を含む。)
- 五 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項
- 六 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項
- 七 取引をする日時又は受託契約(法第二百十七条第一項に規定する受託契約をいう。以下同じ。)の有効期

問

(適用除外行為)

第二百二条 法第二百四十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

イ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この条（口を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ 当該商品取引員が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この口において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義を

もって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二百二十六条において同じ。）である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品取引員が定めることができるものとして商品市場における取引等の委託を受ける行為

2 前項第一号において、当該商品取引員及びその外国子会社又は当該商品取引員の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国子会社とみなし、当該商品取引員の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品取引員の外国親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品取引員は、当該行為に基づいて行う商品市場における取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのな

- 四 商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一号に掲げる取引の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で同号に掲げる取引をすること。
- 五 商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること。
- 六 商品市場における取引等につき、顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方での委託を勧誘すること。
- 七 商品市場における取引等につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- 八 商品市場における取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、商品市場における取引等又はその受託に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

いよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならぬ。

（禁止行為）

- 第百三条 法第二百四十九条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又

- は不当に遅延させること。
- 二 故意に、商品取引受託業務に係る取引と自己の取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。
- 三 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（受託契約準則に定める場合を除く。）。
- 四 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、商品取引所に報告すること。
- 五 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別の利益を提供することを約して勧誘すること。
- 六 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 七 商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 八 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をし又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 九 商品市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等（これらの取引等から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引等を理解していない顧客から受けること。

（適合性の原則）（平一六法四三・追加）

第二百十五条 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産

の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約準則への準拠) (平一六法四三・追加)

第二百六条 商品取引員は、商品市場における取引等の受託については、商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の十九繰下・一部改正)

第二百七条 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約(以下この条から第二十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。)を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該受託契約に基づく取引(第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引)の額(当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」という。)の額に比して著しく大きい旨
- 二 商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとな

るおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨

三 前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項

(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)

第四百四条 法第二百七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名

二 商品市場における取引等（法第二条第十六項第二号及び第四号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の受託を行おうとする商品取引員にあつては、その受託した商品市場における取引等の委託を受ける商品取引員の商号、住所及び代表者の氏名

三 委託者が商品取引員に連絡する方法

四 上場商品又は上場商品指数の種類、商品市場における取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等その他委託者が指示すべき事項

五 取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の種類及び額並びにその徴収及び返還の時期

六 委託手数料の額及び徴収の時期

七 法第二百十四条各号に掲げる行為に関する事項

八 法第二百十五条に規定する適合性の原則

九 取引の手續に関する事項

十 協会の定める商品取引受託業務に関する規則その他の商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘に係る規則に規定する協会員が遵守すべき事項

十一 顧客が商品取引受託業務に関する苦情の相談をする際の電話番号その他の連絡先

十二 商品取引受託業務に関する商品取引員との紛争（以下この項において「紛争」という。）の処理に関

2 商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該書面に記載すべき事項を当

加) (情報通信の技術を利用する方法) (平一六政二五九・追第十一條 商品取引員は、法第二百七条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

する事項
十三 紛争の種類その他の紛争の発生を回避するために顧客が受託契約を締結するに当たつて注意すべき事項
十四 紛争の件数の照会に関する事項
十五 商品市場における取引等の概要
十六 顧客を担当する登録外務員の氏名及び連絡先並びに当該登録外務員の所属する商品取引員の住所及び連絡先
2 法第二百七条第一項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十四ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載しなければならない。
一 商品取引員は、顧客に対し、当該書面を交付する義務を負う旨及び法第二百七条第一項各号に掲げる事項について説明する義務を負う旨
二 当該書面の内容を十分に読むべき旨
三 法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
四 前項第七号及び第十一号に掲げる事項
(情報通信の技術を利用する方法)
第二百五条 法第二百七条第二項(法第三百四十九条第八項において読み替えて準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)とする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち二までに掲げるもの

該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。

ばならない。

イ 商品取引員等（商品取引員又は商品取引員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備えて置き、これを顧客又は商品取引員の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二百七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合）は、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二百七条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合）は、商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 商品取引員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（商品取引員等の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載

事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に掲げる方法にあつては、前号に規定する期間を経過するまでの間において、第三号の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品取引員等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商品取引員等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百六条 令第十一条第一項（令第十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち、商品取引員が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

2

前項の規定による承諾を得た商品取引員は、当該顧客が

ら書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け
ない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第二百
十七条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて
してはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定によ
る承諾をした場合は、この限りでない。

(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任) (平一六法
四三・追加)

第二百十八条 商品取引員は、受託契約を締結しようとする
場合において、顧客が商品市場における取引に関する
専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める
者以外の者であるときは、主務省令で定めるところによ
り、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲
げる事項について説明をしなければならない。

(専門知識及び経験を有する顧客)

第一百七七条 法第二百十八条第一項の主務省令で定める者
は、次に掲げる者とする。

- 一 商品取引員
- 二 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関
投資家
- 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年
法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販
売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者
- 四 外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者
- 五 法第三十条第一項第一号並びに法第八十二条第一項
第一号イ及び同項第二号イに掲げる者(その者が行お
うとする取引が、その者が売買等を業として行つてい
る上場商品構成物品等(当該上場商品構成物品等の主
たる原料若しくは材料となつてゐる物又は当該上場商
品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で商
品取引所の定款で定めるものを含む。)に係るもので
ある場合に限る。)

(説明の方法)

第一百八条 商品取引員は、法第二百十八条第一項の規定に
より顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明
に先立って、当該顧客に対し法第二百十七条第一項に規

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならぬ場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引の方法の別の明示) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十線下・一部改正)

第二百十九条 商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第十六項各号のいずれに該当するかの別を明らかにしなければならない。

(取引の成立の通知) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十一線下・一部改正)

第二百二十条 商品取引員は、その商品取引受託業務に係る商品市場における取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者に通知しなければならない。

定する書面を交付しなければならない。
2 前項に規定する場合において、商品取引員は、法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について顧客が理解できるように説明をした後、同項第四号に掲げる事項について当該顧客が理解できるように説明をしなければならない。

(取引の成立の際の通知すべき事項)

第百九条 法第二百二十条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 成立した取引の種類ごとの数量
- 二 成立した取引の種類ごとの対価の額又は約定価格等
- 三 成立した取引につき、顧客の指示を受けた日時
- 四 成立の日時
- 五 商品市場における取引に係る差金の合計額
- 六 成立した全部の取引の委託手数料の合計額
- 七 第五号に掲げる額から、前号に掲げる額を控除した

2 第二百十七條第二項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者」と、「提供する」とあるのは「通知する」と、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付したものと」とあるのは、「当該書面による通知をしたものと読み替えるものとする。」

(商品取引責任準備金) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六條の二十二繰下・一部改正)

第二百二十一條 商品取引員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引等の取引高に応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

(取引の成立の通知等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用) (平一六政二五九・追加)

第十二條 前條の規定は、法第二百二十條第二項において法第二百十七條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前條中「顧客」とあるのは、「委託者」と読み替えるものとする。

2 前條の規定は、法第三百四十九條第八項において法第二百十七條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前條中「商品取引員」とあるのは、「店頭商品先物取引業者」と、「顧客」とあるのは、「特定業者」と読み替えるものとする。

額

(取引の成立の通知に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第一百十條 第一百五條(第一項第一号二、第二項第三号、第四号口及び第五号を除く。)の規定は、法第二百二十條第二項において法第二百十七條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一百五條第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行つた日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

(商品取引責任準備金の積立て)

第一百一十條 法第二百二十一條第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における法第二條第八項第一号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)(の取引金額の十万分の三に相当する金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百二十一條第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千万円に満たない場合には、当該相当する金額に、千万円から当該商品取引責任準備金の金額、ロ、ハ及びニに掲げる金額を控除した金額を十万分の六で除して計算した金額(当該計算した金額

- が当該営業年度の取引金額を超える場合には、当該営業年度の当該取引金額の十万分の三に相当する金額を加算した金額)
- ロ 各営業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額の十万分の三に相当する金額
 - ハ 各営業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額の十万分の三に相当する金額
 - ニ 各営業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の対価の額の合計額の万分の三に相当する金額
 - 二 次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額と千円とのいずれか大きい金額からホに掲げる金額を控除した金額
 - イ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額（これらの営業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該営業年度の当該取引金額を当該営業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い営業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額
 - ロ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額の最も多い営業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額
 - ハ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内

2 前項の商品取引責任準備金は、商品市場における取引等の受託に關して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(帳簿の作成等) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十三繰下)

第百二十二条 商品取引員は、商品市場における取引に

に開始した各営業年度のうち法第一条第八項第三号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の最も多い営業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

二 各営業年度及び当該営業年度開始の前二年内に開始した各営業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)の対価の額の合計額の最も高い営業年度における当該合計額の万分の六・二五に相当する金額

亦 既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額

(商品取引事故)

第百十二条 法第百二十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、当該商品取引員の業務に關し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

- 一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により商品市場における取引等の受託を行うこと。
- 二 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。
- 三 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(帳簿の作成)

第百十三条 商品取引員は、法第百二十二条の規定によ

ついで、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の区分経理)(平十法四二・追加、平一六法四三
・旧第百三十六条の二十四繰下)

第二百二十三条 商品取引員は、商品市場における取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

り、商品取引受託業務を行う営業所の一において、商品市場における取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。

2 商品取引員は、商品取引受託業務を行う営業所において、別表第五に定める帳簿のうち注文伝票及びその商品取引受託業務の内容に応じ必要なものを作成しなければならない。ただし、前項の規定により帳簿を作成する営業所においては、この限りでない。

3 別表第五に定める帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第百十四条 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品取引員は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の区分経理等)

第百十五条 商品取引員は、法第二百二十三条の規定により、別表第五に定める帳簿(先物取引計算帳を除く。以下この条において同じ。)について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等(法第二条第十六項第一号に掲げるもの(商品清算取引を除く。))又は第三号に掲げるものに限る。)の受

(報告書の提出) (平一六法四三・追加)

第二百二十四条 商品取引員は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品取引員は、前項に規定する営業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品取引員の商品取引受託業務又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

託に係る取引と商品市場における取引等(同項第二号又は第四号に掲げるものに限る。)の受託に係る取引とについて、帳簿を別にして区分経理しなければならない。

(営業報告書の作成等)

第一百六条 法第二百二十四条第一項の規定により商品取引員が提出する営業報告書には、計算書類及びその附属明細書を添付しなければならない。

2 前項の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写しを添付するものとする。

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第一百七条 法第二百二十四条第二項の規定により商品取引員は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

一 六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調査 調査の作成日から三月

二 一月ごとに様式第十六号により作成した法第二百十條の規定による受託に係る財産の分離保管等に関する調査 報告の対象となる月の翌月の二十日

三 一月ごとに様式第十号により作成した事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

四 一月ごとに様式第十七号により作成した商品取引受託業務に係る財務の状況を記載した月計残高試算表及び様式第十八号により作成した商品取引受託業務の状況を記載した定期業務報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

2 商品取引員は、前項第一号及び第二号に規定する調査

第三節 合併、分割及び営業の譲渡

(合併の認可) (平一六法四三・追加)

第二百二十五条 商品取引員を全部又は一部の当事者とす
る合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立さ
れる株式会社)が商品取引受託業務を営む場合に限り、以
下この条及び第二百三十条において単に「合併」とい
う。は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を
生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、合併後存
続する株式会社又は合併により設立される株式会社(以
下この条において「合併後の会社」という。)について
第九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書
を主務大臣に提出しなけれ
ばならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他主務省令で定め
る書類を添付しなければならない。

並びに同項第四号に規定する月計残高試算表を作成する
場合においては、主務大臣の定める会計処理の方法その
他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従わな
ければならない。

(合併の認可申請)

第一百八条 商品取引員は、法第二百二十五条第一項の規
定による合併の認可を受けようとするときは、法第九
十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 合併予定年月日
- 二 合併の方法

2 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、
次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認
可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)と
する。

- 一 合併の理由を記載した書面
- 二 合併の手続を記載した書面
- 三 合併後の商品取引員の定款(外国法人である場合に
は、定款に準ずる書面)
- 四 合併の当事者の登記事項証明書
- 五 合併の当事者の商法第四百八条第一項の規定による

株主総会の議事録

- 六 合併の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類及びその附属明細書
- 七 前号の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し
- 八 合併の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 九 合併後の商品取引員の役員の住民票の写し等、様式第四号により作成した履歴書、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。）並びに当該役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（当該役員が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した合併の当事者の純資産額に関する調書
- 十一 合併後の商品取引員の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下この条から第二百一十一条までにおいて同じ。）の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面
- 十二 合併後の商品取引員の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書
- 十三 過去五年以内に、合併の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（これに相当する外

-
-
- 国の法令による刑を含む。)若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
- 十四 合併後の商品取引員の使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書
- 十五 合併後の商品取引員における様式第六号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
- 十六 合併後の商品取引員における様式第七号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書
- 十七 合併後の商品取引員における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書
- 十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見
-

-
- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 合併後の会社が第百九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
 - 二 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 5 合併後の会社（商品取引員が合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、合併の時に第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。
-

-
- 込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
- 二十 合併後の商品取引員が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 二十一 合併後の商品取引員における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該商品取引員における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）
- 二十二 合併後の商品取引員における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面
- 二十三 合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し
- 二十四 合併の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し
-

6 合併後の会社は、合併により消滅した商品取引員の商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基ついて有する権利及び義務を承継する。

(新設分割の認可) (平一六法四三・追加)

第二百二十六条 商品取引員が新たに設立する株式会社に商品取引受託業務の全部又は一部を承継させるために行う新設分割(以下この条及び第二百三十条において単に「新設分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、新設分割により設立される株式会社(以下この条において「設立会社」という。)について第九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(新設分割の認可申請)

第百十九条 商品取引員は、法第二百二十六条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 新設分割予定年月日
- 二 新設分割の方法

2 法第二百二十六条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 新設分割の理由を記載した書面
- 二 新設分割の手続を記載した書面
- 三 設立会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
- 四 新設分割の当事者の登記事項証明書
- 五 新設分割の当事者の商法第三百七十四条第一項の規定による株主総会の議事録
- 六 設立会社の役員の写真等、様式第四号により作成した履歴書、当該役員が法第十五条第二項第一

号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。）並びに当該役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（当該役員が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

八 設立会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

九 過去五年以内に、新設分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十 設立会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十一 設立会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしなければならない。

十二 設立会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十三 設立会社における様式第八号により作成した第八十七条に規定する特定業務の概要に関する調書

十四 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十五 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十六 設立会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十七 設立会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該設立会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十八 設立会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

- 一 設立会社が第九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
- 二 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 五 設立会社は、新設分割の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 六 設立会社は、新設分割をした商品取引員の承継の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

(吸収分割の認可) (平一六法四三・追加)

第二百二十七条 商品取引員が他の株式会社の商品取引受託業務の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この条及び第二百三十条において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、吸収分割により商品取引受託業務の全部又は一部を承継する株式会社(以下この条において「承継会社」という。)について第九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(吸収分割の認可申請)
第二百二十条 商品取引員は、法第二百二十七条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 吸収分割予定年月日
- 二 吸収分割の方法

- 2 法第二百二十七条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)(とする。
 - 一 吸収分割の理由を記載した書面
 - 二 吸収分割の手続を記載した書面
 - 三 承継会社の定款(外国法人である場合には、定款に

準ずる書面)

- 四 吸収分割の当事者の登記事項証明書
- 五 吸収分割の当事者の商法第三百七十四条ノ第十七第一項の規定による株主総会の議事録
- 六 吸収分割の当事者(商品取引員を除く。)の直前三年の各事業年度の計算書類及びその附属明細書
- 七 前号の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し
- 八 吸収分割の当事者(商品取引員を除く。)が法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 九 承継会社の役員の写真等、様式第四号により作成した履歴書、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該役員が外国人である場合を除く。)並びに当該役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで(当該役員が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した吸収分割の当事者の純資産額に関する調書
- 十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係(主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。)を記載した書面
- 十二 承継会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調書

十三 過去五年以内に、吸収分割の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四 承継会社の使用人（商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。）の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五 承継会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調査書

十六 承継会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調査書

十七 承継会社における様式第八号により作成した法第百九十六条第二項に規定する特定業務の概要に関する調査書

十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二

-
- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしない。
- 一 承継会社が第九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
 - 二 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 5 承継会社（商品取引員が承継会社である場合を除く。）は、吸収分割の時に第九十条第一項の許可を受
-

-
- 営業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
- 二十 承継会社が商品取引受託業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 二十一 承継会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該承継会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）
- 二十二 承継会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面
- 二十三 吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し
- 二十四 吸収分割の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目論見書又はこれに準ずるものの写し
-

けたものとみなす。

6 承継会社は、吸収分割をした商品取引員の承継の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。

(営業譲渡の認可) (平一六法四三・追加)

第二百二十八条 商品取引員が他の株式会社に行う商品取引受託業務の全部又は一部の譲渡(以下この条及び第二百三十条において「営業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする商品取引員は、営業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この条において「譲受会社」という。)について第九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(営業譲渡の認可申請)

第二百一十一条 商品取引員は、法第二百二十八条第一項の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

- 一 営業譲渡予定年月日
- 二 営業譲渡の方法

2 法第二百二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 営業譲渡の理由を記載した書面
- 二 営業譲渡の手続を記載した書面
- 三 譲受会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)

四 営業譲渡の当事者の登記事項証明書

五 営業譲渡の当事者の商法第二百四十五条第一項(同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定による株主総会の議事録又は取締役会の

議事録

- 六 営業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類及びその附属明細書
- 七 前号の計算書類及びその附属明細書について公認会計士又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し
- 八 営業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が法第十五条第二項第一号八からホまで又はリのいずれにも該当する者でないことを誓約する書面
- 九 譲受会社の役員の写真等、様式第四号により作成した履歴書、当該役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合を除く。）並びに当該役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（当該役員が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した営業譲渡の当事者の純資産額に関する調査書
- 十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（主要株主が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面
- 十二 譲受会社の組織等の業務執行体制を記載した書面及び様式第五号により作成した登録外務員等に関する調査書
- 十三 過去五年以内に、営業譲渡の当事者について商品取引受託業務等に関して禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（こ

れに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十四 譲受会社の使用人(商品取引受託業務に関し本店、支店又は営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者に限る。)の商品取引受託業務等に係る経歴書

十五 譲受会社における様式第六号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調査書

十六 譲受会社における様式第七号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調査書

十七 授受会社における様式第八号により作成した法第一百七十条に規定する特定業務の概要に関する調査書

十八 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における商品取引受託業務の収支の見込みを記載した書面、商品取引受託業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十九 商品取引受託業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して二営業年度における純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

二十 譲受会社が商品取引受託業務において電子情報処

-
- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしない。
 - 一 譲受会社が第九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
 - 二 商品取引受託業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
 - 5 譲受会社（商品取引員が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。
 - 6 譲受会社は、営業譲渡をした商品取引員の譲渡の対象となる商品取引受託業務に関し、主務大臣の許可その他の処分に基づいて有する権利及び義務を承継する。
-

-
- 理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 二十一 譲受会社における商品取引受託業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する当該譲受会社における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）
 - 二十二 譲受会社における様式第九号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面
 - 二十三 営業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付借入金を借り入れている場合にあつては、その契約書の写し
 - 二十四 営業譲渡の当事者（商品取引員を除く。）が劣後特約付社債を発行している場合にあつては、その目録見書又はこれに準ずるものの写し
-

(処分の手続) (平一六法四三・追加)

第二百二十九条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項及び前条第一項の認可について準用する。

(政令への委任) (平一六法四三・追加)

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品取引員の合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 監督

(報告徴収及び立入検査) (平一六法四三・追加)

第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管

を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品取引員を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

4 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令等) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の二十五繰下・一部改正)

第二百三十二条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引員に対し、財産の状況又は商品取引受託業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、商品取引員の財産の状況又は商品取引受託業務の運営が次の各号のいずれかに該当するときは、その必要の限度において、当該商品取引員に対し、三月以内の期間を定めて商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 商品取引員が、その営む兼業業務又は第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務(これらの業務が同条第三項に規定する主務省令で定める業務に該当するものである場合に限る。)に關し次条の規定による勧告を受けた場合において、正当な

(商品取引員に係る検査職員的身分証明書)

第百二十二条 法第二百三十一条第四項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第十九号による。

(負債比率および流動比率の基準)

第百二十三条 法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたことにより、当該商品取引員の財産の状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、財産の状況又は商品取引受託業務の運営につき是正を加えるために商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止を命ずることが必要な場合として主務省令で定める場合

3 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(業務停止命令の事由)

第二百二十四条 法第二百三十二条第二項第四号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 純資産額が第八十一条において定める額を下回るおそれがある場合

二 商品取引員の純資産額が資本金額を下回った場合

三 顧客との間に紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため紛争がひん発するおそれがある場合

四 商品取引員の自己の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないもの(他の商品取引員に委託しているものを含む。)の数量(他の法人に対して支配関係を持つている商品取引員にあつては、当該数量に当該法人の自己の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものの数量を加えた数量)が当該商品取引員の純資産額又は受託に係る商品市場における取引であつて決済を結了していないものの数量に比し過大である場合

2 第三十八条の規定は、前項第一号及び第二号の純資産額について準用する。

(負債の合計金額等の計算基準)

第二百二十五条 法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

2 法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資

4 第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額について準用する。

(勸告) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の二十六線下・一部改正)

第二百三十三条 主務大臣は、商品取引員の商品取引受託業務の健全な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該商品取引員に対し、兼業業務又は当該商品取引員が第九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(資産の国内保有) (平一六法四三・追加)

第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、商品取引員に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

(純資産額規制比率についての命令) (平一六法四三・追加)

第二百三十五条 主務大臣は、商品取引員が第二百一十一条第二項の規定に違反している場合において、委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引受託業務の方法の変更を命

産額に関する調書の流動資産の部に計上されるべき金額を合計するものとし、同項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、様式第一号により作成した純資産額に関する調書の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

(国内に保有すべき資産) (平一六政二五九・追加)

第十三条 法第二百三十四条に規定する商品取引員の資産のうち政令で定める部分は、主務省令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

(負債の額の算定方法)

第二百二十六条 令第十三条に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額(保証債務の額を含む。)から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 主務大臣は、商品取引員が第二百十一条第二項の規定に違反している場合（純資産額規制比率が、百パーセントを下回ることに限る。）において、委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により商品取引受託業務の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該商品取引員の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品取引員の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品取引員の第九十条第一項の許可を取り消すことができる。

（監督上の処分）（平一六法四三・追加）

第二百三十六條 主務大臣は、商品取引員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該商品取引員の第九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二項第一号ハ、ニ（第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 第九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。

三 商品取引員の純資産額が第九十三条第二項の主務

省令で定める額を下回るとき。

四 不正の手段により第九十条第一項の許可を受けたとき。

五 この法律（第二百十一條第二項を除く。）この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は第九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

六 正当な理由がないのに、商品取引受託業務を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

2 主務大臣は、商品取引員の役員が前項第五号に該当する行為をしたときは、当該商品取引員に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）（平一六法四三・追加）

第二百三十七條 第二百五十八條第二項の規定は第二百三十二條第一項若しくは第二項又は前三條の規定による処分について、第二百五十九條第四項の規定は第二百三十五條第三項又は前條の規定による許可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

（取引の決済の結了）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六條の二十八繰下・一部改正）

第二百三十八條 第九十七條第五項の規定は、商品取引員が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該商品取引員であつた者について準用する。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第九十条第二項又は第九十七条第二項（同条第一項第一号から第四号まで（同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により第九十条第一項の許可が効力を失つたとき。

2 前項各号に掲げる場合において、当該商品取引員であつた者は、委託者の計算による商品市場における取引を結了する目的の範囲内において、商品取引員とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品取引員であつた者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより、他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

4 前項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（非会員等商品取引員に対する監督）（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十四繰下・一部改正）

第二百三十九条 主務大臣は、協会に加入せず、又は商品

取引所の会員等となっていない商品取引員の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者の保護に欠けることのないよう、協会又は商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品取引員の自主的努力の尊重) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十五線下)

第二百四十条 主務大臣は、商品取引員を監督するに当たっては、業務の運営についての商品取引員の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第五章 商品先物取引協会

第一節 総則

(目的及び法人格) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十六線下・一部改正)

第二百四十一条 商品先物取引協会(以下この章及び第八章において「協会」という。)は、商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の受託を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。

2 協会は、法人とする。

(業務の制限) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の三十七線下)

第二百四十二条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及

びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

(住所) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の三十八繰下)

第二百四十三条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の三十九繰下)

第二百四十四条 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引協会の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 設立

(設立の認可) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の四十繰下)

第二百四十五条 商品取引員は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(定款記載事項) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の四十一繰下・一部改正)

第二百四十六条 協会の定款には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 目的

-
- 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 協会員たる資格に関する事項
 - 五 協会の加入及び脱退に関する事項
 - 六 協会の経費の分担に関する事項
 - 七 協会員に対する監査及び制裁に関する事項
 - 八 役員の数、任期、選任及び構成に関する事項
 - 九 協会の役員及び使用人の資質の向上に関する事項
 - 十 協会員総会に関する事項
 - 十一 理事会その他の会議に関する事項
 - 十二 商品市場における取引等の受託に関して協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争についてのおつせん及び調停その他の紛争の解決に関する事項
 - 十三 会計及び資産に関する事項
 - 十四 公告の方法

(認可の申請) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧
第百三十六条の四十二繰下・一部改正)

第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所所在地
- 三 役員の名及び住所並びに協会の商号
- 2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(協会の設立認可申請書の添付書類)

第二百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 法第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(認可の基準) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧
第百三十六条の四十三繰下・一部改正)

第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方法、協会の資格その他の事項が適当であつて、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

三 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

四 認可申請者が第十五条第二項第一号八からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。

2 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百四十五条の認可について準用する。

二 役員の写真の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号八からルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 設立総会の議事録

(登記) (平一六法四三・追加)

第二百四十九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定款等の変更) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十四繰下・一部改正)

第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 協会は、第二百四十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

4 第二百四十八条第一項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

第二百二十八条 法第二百五十条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更の理由を記載した書面
- 二 新旧条文の対照表
- 三 定款の変更認可申請書にあつては、総会の議事録
- 四 制裁規程又は紛争処理規程の変更認可申請書にあつては、定款その他の規則で定める変更の手續を完了したことを証する書面

第三節 協会員

(協会員たる資格) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十六繰下・一部改正)

第二百五十一条 協会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品取引員は何人も協会員として加入することができない旨を定めなければならない。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ぜられ、又は協会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

(名簿の縦覧) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の四十七繰下)

第二百五十二条 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(制裁規程) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の四十八繰下)

第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規定の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百十六条の四十九繰下)

第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(会長及び理事の権限) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の五十繰下)

第二百五十五条 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

(監事の権限) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧
第百三十六条の五十一繰下・一部改正)

第百五十六條 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員の欠格条件) (平一六法四三・追加)

第百五十七條 第四十九條の規定は、協会の役員について準用する。

(仮理事又は仮監事) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十三繰下)

第百五十八條 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者が不在の場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第五節 紛争の解決

(苦情の解決) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧
第百三十六条の五十四繰下・一部改正)

第百五十九條 協会は、委託者等から協会員が行う商品取引受託業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(苦情の処理状況の報告書の提出)

第百二十九條 協会は法第百五十九條の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があるとき、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

(あつせん・調停委員会) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十五繰下・一部改正)

第二百六十条 協会は、紛争処理規程において、商品市場における取引等の受託に関して協会員間又は協会員と顧客との間に生じた紛争(次条において「受託に係る紛争」という。)について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有することその他他務省令で定める要件に該当する委員をもつて組織されるあつせん・調停委員会(次条において「委員会」という。)を置く旨を定めなければならない。

(あつせん及び調停の実施) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の五十六繰下・一部改正)

第二百六十一条 協会は、受託に係る紛争について当事者である協会員又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところに

- 一 苦情処理状況通知書
- 二 商品取引員別苦情受付処理件数表
- 三 商品取引所別苦情受付件数表

(あつせん・調停委員会委員の要件)

第二百三十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 二 上場商品構成物品等の取引に係るのある事業者団体と関係を持っていないこと。
- 三 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

(あつせん及び調停の処理状況の報告書の提出)

第三百三十一条 協会は法第二百六十一条の規定によりあつせん又は調停を行ったときは、毎月末日現在における当該あつせん又は調停の処理状況についての報告書を作成

より、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。

2 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 あつせん及び調停の申出手続

二 あつせん及び調停の方法

三 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に關し必要な事項

3 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があるときは、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第六節 解散

(平十法四二・追加、平一六法四三・旧第三百三十六条の五十七繰下・一部改正、平一六法七六・一部改正)

第二百六十二条 協会は、次の事由によつて解散する。

一 定款で定めた解散事由の発生

二 協会員総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

第七節 監督

(報告徴収及び立入検査)(平十法四二・追加、平一六

し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出しなければならない。

法四三・旧第三百三十六条の五十九繰下・一部改正)

第二百六十三條 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるとき、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。

2 第二百五十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)(平一六法四三・追加)

第二百六十四條 主務大臣は、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、協会に対し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(協会に対する監督上の処分)(平十法四二・追加、平

一六法四三・旧第三百三十六条の六十繰下・一部改正)

第二百六十五條 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則(以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合又は協会がこの法律等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員に対しこの法律等を遵守させるために当該協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をす

(協会に係る検査職員の身分証明書)

第三百二十二條 法第二百六十三條第二項において準用する法第二百五十七條第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十号による。

ることを怠つた場合において、商品市場における取引等の受託を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

2 主務大臣は、第二百四十五条若しくは第二百五十条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、不正の手段により協会の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は協会の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分違反したときは、当該協会に対し、当該役員の新任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十二繰下・一部改正)

第二百六十六条 第二百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第五十九条第四項の規定は前条の規定による認可の取消し又は役員の新任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

(協会の役員及び職員等の秘密保持義務) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百三十六条の六十三繰下)

第二百六十七条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職

にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(事業概況報告書等の提出) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧百三十六条の六十四繰下)

第二百六十八条 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第六章 委託者保護基金等

第一節 定義

(平一六法四三・追加)

第二百六十九条 この章において、「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2 商品取引員がその一般委託者の計算において他の商品

(一般委託者から除かれる者) (平一六政二五九・追加)

第十四条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 商品取引員
- 二 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家
- 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者
- 四 外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者
- 五 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

取引員に対し商品市場における取引等（第二条第十六項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該商品取引員を当該他の商品取引員の一般委託者とみなして、この章の規定を適用する。

3 この章及び第八章において「委託者保護業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の実行為

六 負担金（第三百条第三項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。第三百二条第二項において同じ。）の徴収及び管理

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 この章及び第八章において「委託者保護会員制法人」とは、委託者保護業務を行うことを目的として次節第二款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

第二節 委託者保護会員制法人

第一款 総則

（法人格）（平一六法四三・追加）

第二百七十条 委託者保護会員制法人は、法人とする。

(名称) (平一六法四三・追加)

第二百七十一条 委託者保護会員制法人は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いなければならない。

2 委託者保護会員制法人でない者は、その名称中に「委託者保護会員制法人」という文字を用いてはならない。

(民法の準用) (平一六法四三・追加)

第二百七十二條 民法第四十四条及び第五十条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

第二款 設立

(設立要件) (平一六法四三・追加)

第二百七十三条 委託者保護会員制法人を設立するには、その会員にならうとする二十以上の商品取引員が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 創立総会では、定款を修正することができる。

5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人の半数以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

6 委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業

務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百八十五条第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 第二百八十六条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品取引員及び発起人」と読み替えるものとする。

8 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議について準用する。

（定款記載事項）（平一六法四三・追加）

第二百七十四条 委託者保護会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する次に掲げる事項
 - イ 会員たる資格
 - ロ 会員の加入及び脱退
 - ハ 会員に対する監査及び制裁
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 運営審議会に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 解散に関する事項
- 十一 公告の方法

（理事長への事務引継）（平一六法四三・追加）

第二百七十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(登記) (平一六法四三・追加)

第二百七十六条 委託者保護会員制法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 委託者保護会員制法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三款 会員

(会員の資格) (平一六法四三・追加)

第二百七十七条 委託者保護会員制法人の会員たる資格を有する者は、商品取引員に限る。

(脱退) (平一六法四三・追加)

第二百七十八条 委託者保護会員制法人の会員である商品取引員は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護会員制法人を脱退する。

- 一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定による第九十条第一項の許可の取消し
- 二 第九十条第二項又は第九十七条第二項の規定による第九十条第一項の許可の失効

第四款 機関

(役員) (平一六法四三・追加)

第二百七十九条 委託者保護会員制法人に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

(役員の権限) (平一六法四三・追加)

第二百八十条 理事長は、委託者保護会員制法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、委託者保護会員制法人を代表し、理事長を補佐して委託者保護会員制法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 委託者保護会員制法人の業務の執行は、この法律又は定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

4 監事は、委託者保護会員制法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(役員の選任、任期及び解任) (平一六法四三・追加)

第二百八十一条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 第四十九条の規定は、委託者保護会員制法人の役員について準用する。

(監事の兼職禁止) (平一六法四三・追加)

第二百八十二条 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は委託者保護会員制法人の職員を兼ねてはならな

い。

(代表権の制限) (平一六法四三・追加)

第二百八十三条 委託者保護会員制法人と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が委託者保護会員制法人を代表する。

(総会) (平一六法四三・追加)

第二百八十四条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項) (平一六法四三・追加)

第二百八十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。)の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 予算及び資金計画の決定又は変更
- 三 決算
- 四 解散
- 五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

2 総会は、監事に対し委託者保護会員制法人の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(総会の議事) (平一六法四三・追加)

第二百八十六条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席

し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(民法の準用) (平一六法四三・追加)

第二百八十七条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会
員制法人の総会について準用する。

(運営審議会) (平一六法四三・追加)

第二百八十八条 委託者保護会員制法人の業務の適正な運営を図るため、委託者保護会員制法人に運営審議会を置く。

2 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一 第三百四条の規定により行う認定を行う場合

二 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

三 第三百八条第四項の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合

四 その他委託者保護業務の運営に関する重要事項を決定する場合

3 運営審議会は、委員八人以上で組織する。

4 委員は、委託者保護会員制法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

(職員の任命) (平一六法四三・追加)

第二百八十九条 委託者保護会員制法人の職員は、理事長

が任命する。

第五款 解散及び清算

(解散事由) (平一六法四三・追加)

第二百九十条 委託者保護会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 成立の日から二週間以内に第二百九十四条第一項の規定による登録の申請を行わなかったこと。
- 三 主務大臣が第二百九十三条の登録をしないこととしたこと。

四 第三百二十四条第一項の規定による第二百九十三条の登録の取消し

(商法の準用) (平一六法四三・追加)

第二百九十一条 商法第四百七条第一項の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と読み替えるものとする。

(残余財産の処理) (平一六法四三・追加)

第二百九十二条 清算人は、委託者保護会員制法人の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入している又は加入することとなる委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)に帰属させなければならない。

(残余財産の帰属)

第三百三十三条 委託者保護会員制法人(法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の清算人は、法第二百九十二条の規定により、当該委託者保護会員制法人の残余財産をその会員が納付した法第三百十四条第一項に規定する負担金の累計額その他当該委託者会員制法人の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入している又は加入することとなる委託者保護基金に帰属させなければならない。

第三節 委託者保護基金

第一款 登録

(委託者保護業務の登録) (平一六法四三・追加)

第二百九十三条 委託者保護会員制法人は、委託者保護業務を行おうとするときは、主務大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請) (平一六法四三・追加)

第二百九十四条 前条の登録を受けようとする委託者保護会員制法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 純資産額
- 三 事務所の所在地
- 四 役員の氏名及び住所並びに会員の商号

2 第二百九十九条第七項の規定は、前項第二号の純資産額について準用する。

(申請書に添付すべき書類)

第三百三十四条 法第二百九十四条第一項の規定により登録の申請をしようとする委託者保護会員制法人は、申請書に次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 定款
- 三 登記事項証明書
- 四 会員の名簿
- 五 登録の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

(登録の基準) (平一六法四三・追加)

第二百九十五条 主務大臣は、第二百九十三条の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、主務省令で定める。

- 一 純資産額が三十億円以上であること。
 - 二 申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。
 - 三 役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。
- 2 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百九十三条の登録について準用する。

(変更の届出) (平一六法四三・追加)

第二百九十六条 第二百九十三条の登録を受けた委託者保護会員制法人(以下この章及び第八章において「委託者保護基金」という。)は、第二百九十四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(名称) (平一六法四三・追加)

第二百九十七条 委託者保護基金は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いなければならない。

2 委託者保護基金でない者は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いてはならない。

第二款 商品取引員の加入及び脱退

(加入) (平一六法四三・追加)

第二百九十八条 委託者保護基金は、商品取引員が当該委託者保護基金に加入しようとするときは、正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等) (平一六法四三・追加)

第二百九十九条 商品取引員は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。

2 第九十条第一項の許可を受けようとする者は、その許可の申請と同時に、いずれか一の委託者保護基金に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時に、当該委託者保護基金の会員となる。

4 商品取引員は、委託者保護基金に加入した場合又は所属する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(脱退等) (平一六法四三・追加)

第三百条 第二百七十八条の規定により委託者保護基金を脱退した者は、第三百三条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品取引員とみなす。

2 商品取引員は、第二百七十八条各号に掲げる事由による場合又は主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができない。

3 商品取引員は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合(第二百七十八条の規定により脱退した場合を除く。)においても、当該商品取引員が当該委託者保護基金

金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品取引員のために当該委託者保護基金が行う業務（第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に限る。）に要する費用のうち、当該脱退した商品取引員の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

4 主務大臣は、第二項の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一 当該商品取引員が、その承認の申請の時ににおいてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二 当該商品取引員が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていること。

第三款 業務

（業務の制限）（平一六法四三・追加）

第三百一条 委託者保護基金は、委託者保護業務のほか、他の業務を営むことができない。

（業務規程）（平一六法四三・追加）

第三百二条 委託者保護基金は、委託者保護義務を行うときは、その開始前に、業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 業務及びその執行に関する事項
- 二 負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
- 三 その他主務省令で定める事項

（委託者保護基金への通知）（平一六法四三・追加、平

一六法七六・一部改正）

第三百三条 委託者保護基金の会員である商品取引員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

- 一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消されたとき。
- 二 第九十条第二項の規定により同条第一項の許可が

（業務規程の記載事項）

第二百三十五条 法第二百二条第二項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項
- 二 法第三百七条第四項の規定による補償対象債権（法第三百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。）の取得に関する事項
- 三 法第三百八条第一項の規定による資金の貸付けに関する事項
- 四 法第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理に関する事項
- 五 法第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務に関する事項
- 六 法第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

- 効力を失つたとき。
 - 三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。
 - 四 商品取引受託業務の廃止をしたとき若しくは解散をしたとき、又は第百九十七条第三項の規定による商品取引受託業務の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
 - 五 第二百三十六条第一項の規定による商品取引受託業務の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めるとき。
- 2 委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 3 主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品取引員について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。
- 一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消したとき。
 - 二 第二百三十六条第一項の規定により商品取引受託業務の停止を命じたとき（同項第七号に該当する場合に限る。）。
 - 三 第百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が

- （委託者保護基金への通知）（平一六政一五九・追加）
- 第十五条 法第百三十三条第一項第六号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 商品取引所又は商品取引清算機関に対する次に掲げる債務を履行しなかつたとき。
 - イ 金銭債務
 - ロ 決済のための商品の受渡し
 - 二 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。

効力を失ったとき。

四 その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

(一般委託者債務の弁済困難の認定) (平一六法四三・追加)

第三百四十二条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定による通知を受けた場合(同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知つたときを含む。)には、委託者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品取引員(同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知つた商品取引員を含む。以下「通知商品取引員」という。)につき、その一般委託者に対する委託者資産の返還に係る債務(以下この章において「一般委託者債務」という。)の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定を遅滞なく行わなければならない。

(認定の公告) (平一六法四三・追加、平一六法七六・全改)

第三百五十二条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行つた場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

(委託者保護基金による支払に係る公告事項) (平一六政二五九・追加)

第十六条 法第三百五十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三百四十二条の認定を受けた商品取引員の商号
- 二 法第三百六条第一項の請求の方法
- 三 法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法
- 四 一般委託者が法第三百六条第一項の請求の際に委託者保護基金に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の規定に係る商品取引員（以下「認定商品取引員」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）（第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならぬ。

4 委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 認定商品取引員の破産手続において、破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

（補償対象債権の支払）（平一六法四三・追加）

第三百六条 委託者保護基金は、認定商品取引員の一般委

五 その他委託者保護基金が必要と認める事項

（届出期間の変更事由）（平一六政二五九・追加）

第十七条 法第三百五条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告

二 法第三百五条第五項の規定による通知

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（円滑な弁済が困難であると認められる債権）（平一六政二五九・追加）

第十八条 一般委託者が認定商品取引員に対して有する債権

（補償対象債権の評価方法）

第三百三十六条 法第三百六条第一項の主務省令で定めると

託者の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般委託者が当該認定商品取引員に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が政令で定めるところにより当該認定商品取引員による円滑な弁済が困難であると認められるもの（以下「補償対象債権」という。）につき、主務省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が法第三百六条第一項の政令で定めるところにより当該認定商品取引員による円滑な弁済が困難であると認められるものは、当該認定商品取引員の財産の状況及び法第二百十条の規定による保全義務の履行の状況に照らして完全な弁済ができないと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められる債権とする。

ころにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 補償対象債権に係る委託者資産が金銭である場合
当該委託者資産の金額
- 二 補償対象債権に係る委託者資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会（証券取引法第十三号に規定する証券業協会をいう。）が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格のうち、委託者保護基金が指定するもの）に基づき算出した金額
- 三 補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されているときは、委託者保護基金が指定する証券業協会とする。）が公表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格）に基づき算出した金額
- 四 補償対象債権に係る委託者資産が前三号に規定する金銭及び有価証券以外の財産である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき算出した金額又は

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品取引員の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

3 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内であれば、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、

(委託者保護基金による支払の対象から除かれる者)(平一六政二五九・追加)

第十九条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 認定商品取引員の役員(外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における営業所の業務を統括する者を含む。)
- 二 認定商品取引員が支配関係(他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。)を有する法人

- 三 商品取引員に対して支配関係を有する法人
- 四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)(の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者(当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行う場合に限る。))
- 五 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

これに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

(実質的支配が可能な関係)

- 第三百三十七条 令第十九条第二号の主務省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 商品取引員の営む業務に従事し、又は従事していた者が他の法人の役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占めるその法人に対する関係
 - 二 商品取引員が、他の法人の総株主等(令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。)(の議決権(令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。)(の百分の十以上百分の五十以下に相当する議決権を保有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持するその法人に対する関係(前号に掲げるものを除く。))

災害その他やむを得ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りでない。

(支払金額等) (平一六法四三・追加)

第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品取引員の一般委託者が当該認定商品取引員に対して債務を負っている場合において委託者保護基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の額を控除した金額に相当する金額とする。

2 商品取引員が第二百六十九条第二項の規定により一般委託者とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該商品取引員が一般委託者とみなされる起因となつている一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有するものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

4 委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところによ

(委託者保護基金による支払の最高限度額) (平一六政二五九・追加)

第二十条 法第三百七条第三項の政令で定める金額は、千万円とする。

(補償対象債権の取得) (平一六政二五九・追加)

第二十一条 法第三百六条第一項並びに第三百七条第一項及び第三項の規定により委託者保護基金が支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額と同額であるときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権の全部を取得するものとする。

2 前項の支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額に満たないときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権のうち、委託者保護基金が指定するものを取得するものとする。

り、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

(返還資金融資) (平一六法四三・追加)

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品取引員(認定商品取引員を除く。)の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、当該通知商品取引員に対し、一般委託者債務の迅速な弁済に必要な資金の貸付け(以下「返還資金融資」という。)を行うことができる。

2 返還資金融資の申込みを行う通知商品取引員は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、主務大臣の認定(以下この条において「適格性の認定」という。)を受けなければならない。

一 返還資金融資が行われることが一般委託者債務の迅速な弁済に必要であると認められること。

二 返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済のために使用されることが確実であると認められること。

3 主務大臣は、適格性の認定を行ったときは、その旨を当該適格性の認定を受けた商品取引員が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

4 委託者保護基金は、通知商品取引員から返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

5 委託者保護基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

(保全対象財産の預託の受入れ及び管理) (平一六法四

三・追加)

第三百九条 委託者保護基金は、主務省令で定めるところにより、会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の預託を受け、これを管理することができる。

(保全対象財産の預託の受入れ及び管理)

第三百三十八条 委託者保護基金は、法第三百九条の規定により、その会員である商品取引員から保全対象財産の全部又は一部の預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定めるところにより行うものとする。

2 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員である商品取引員から預託を受けた保全対象財産を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一 銀行への預金（保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条の四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

3 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。） 保全対象財産である有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この条において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより

管理する方法

二 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、保全対象財産である有価証券を預託する者のための口座については委託者保護基金の自己の口座と区分する等の方法により、保全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

（迅速な弁済に資するための業務）

第三百三十九条 法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 第九十八条第一項第一号に定めるところによる信託

（迅速な弁済に資するための業務）（平一六法四三・追加）

第三百十条 委託者保護基金は、会員である商品取引員の委託を受けて、一般委託者債務の迅速な弁済に資するため、当該商品取引員の信託管理人としての業務その他の

主務省令で定める業務を行うことができる。

(一) 一般委託者の債権の保全 (平一六法四三・追加)

- 第三百十一條 委託者保護基金は、通知商品取引員の一般委託者の委託を受けて、当該一般委託者のため、当該一般委託者が当該通知商品取引員に対して有する債権(当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。)の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。
- 2 委託者保護基金は、一般委託者のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならない。
- 3 委託者保護基金は、一般委託者に対し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならない。

(業務の廃止) (平一六法四三・追加)

第三百十二條 委託者保護基金は、主務大臣の許可を受け

契約に基づく信託管理人としての業務

二 第九十八条第一項第二号及び前条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商品取引員に代わつて当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

三 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を原資として、当該保証委託をした商品取引員に代わつて当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

四 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品取引員に代わつて当該商品取引員の委託者債務の弁済を行う業務

2 委託者保護基金は、毎月、前項各号に掲げる業務の状況に関する報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

なければ、委託者保護業務を廃止してはならない。

第四款 負担金

(委託者保護資金) (平一六法四三・追加)

第三百十三条 委託者保護基金は、第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てられための資金(以下「委託者保護資金」という。)を設けるものとする。

2 委託者保護資金は、第二百六十九条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

(負担金) (平一六法四三・追加)

第三百十四条 商品取引員は、委託者保護資金に充てられため、業務規程で定めるところにより、その所属する委託者保護基金に対し、負担金を納付しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、業務規程で定めるところにより、通知商品取引員の負担金を免除することができる。

(負担金の額の算定方法等) (平一六法四三・追加)

第三百十五条 前条第一項の負担金の額は、業務規程で定める算定方法により算定される額とする。

2 前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資に要する費用の予想額に照らし、長期的に委託者保護基金の財政が均衡するものであること。

二 特定の商品取引員に対し差別的取扱いをしないもの

であること。

3 商品取引員は、負担金を業務規程で定める納期限までに納付しない場合には、その所属する委託者保護基金に對し、延滞金を納付しなければならない。

4 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第五款 財務及び会計

(事業年度及び区分経理) (平一六法四三・追加)

第三百十六條 委託者保護基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、第二百九十三條の登録を受けた日を含む事業年度は、その登録の日からその後最初の三月三十一日までとする。

2 委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(勘定区分)

第四百十條 法第三百十六條第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一 委託者保護資金勘定(法第二百六十九條第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。)

二 保全対象財産勘定(法第二百六十九條第三項第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。)

三 委託者債務代位弁済勘定(前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定をいう。)

四 一般勘定

2 委託者保護基金の会計においては、前項各号に掲げる勘定ごとに経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

(予算の内容)

第四百十一条 委託者保護基金の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第四百十二条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第四百十六条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- 二 第四百十七条第二項の規定による経費の指定
- 三 前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項

(収入支出予算)

第四百十三条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第四百十四条 委託者保護基金は、法第三百十七条の規定により予算を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算を変更したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

- 一 直前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

(予備費)

第四百十五条 委託者保護基金は、予見することができな

(予算及び資金計画の提出) (平一六法四三・追加)

第三百十七条 委託者保護基金は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度にあつては、登録後遅滞なく)、主務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

い理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第百四十六条 委託者保護基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって主務大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第百四十七条 委託者保護基金は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第百四十三条の規定による区分にかかわらず、第百四十条第一項各号に掲げる勘定の予算の範囲内において相互流用することができる。

2 委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(資金計画)

第百四十八条 委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を掲げなければならない。

- 一 資金の調達方法
- 二 資金の使途
- 三 その他必要な事項

2 委託者保護基金は、法第三百七条後段の規定により資金計画を変更したときは、当該変更に係る事項及びそ

の理由を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四百九十九条 委託者保護基金は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第四百四十六条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第五百十条 委託者保護基金の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第五百十一条 委託者保護基金の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四百十二条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第五百十二条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

(財務諸表等の提出) (平一六法四三・追加)

第三百十八条 委託者保護基金は、事業年度(第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度を除く。)の開始の日から三月以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定により財務諸表等を主務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 委託者保護基金は、第一項の規定により作成した財務諸表等を当該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(準備金) (平一六法四三・追加)

第三百十九条 委託者保護基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のて

二 支出

イ 支出予算額

ロ 予備費の使用の金額及びその理由

ハ 流用の金額及びその理由

ニ 支出予算現額

ホ 支出決定済額

ヘ 不用額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第四百四十六条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

ん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

(資金運用の制限) (平一六法四三・追加)

第三百二十条 委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他主務省令で定める方法

第六款 監督

(報告徴収及び立入検査) (平一六法四三・追加)

第三百二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その委託者保護業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのあ

(余裕金等の運用方法)

第一百五十三条 法第三百二十条第三号の主務省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関への信託とする。

(会計規程)

第一百五十四条 委託者保護基金は、その財務及び会計に關し、会計規程を定めるものとする。

2 委託者保護基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けるものとする。これを變更しようとするときも、同様とする。

る物件を検査させることができる。

2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適合命令) (平一六法四三・追加)

第三百二十二条 主務大臣は、委託者保護基金が第二百九十五条第一項各号に適合しなくなつたと認めるときは、その委託者保護基金に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令) (平一六法四三・追加)

第三百二十三条 主務大臣は、委託者保護基金が第三款の規定に違反していると認めるときは、その委託者保護基金に対し、委託者保護業務を行うべきこと又は業務規程の変更その他委託者保護業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(委託者保護基金に対する監督上の処分) (平一六法四三・追加)

第三百二十四条 主務大臣は、委託者保護基金が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第二百九十五条第一項各号に該当しないこととなつたとき。

二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 不正の手段により第二百九十三条の登録を受けたとき。

2 第百五十八条第二項の規定は前二条及び前項の規定に

(委託者保護基金に係る検査職員の身分証明書)

第百五十五条 法第三百二十一条第二項において準用する法第百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十一号による。

よる処分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七款 雑則

(役員及び職員等の秘密保持義務) (平一六法四三・追加)

第三百二十五条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(仮理事又は仮監事) (平一六法四三・追加)

第三百二十六条 主務大臣は、委託者保護基金の理事又は監事の職を行う者が不在の場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第四節 雑則

(平一六法四三・追加)

第三百二十七条 この法律で規定するもののほか、委託者保護会員制法人及び委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(裁判所の禁止命令) (平一六法四三・旧第四百三十三条
繰下)

第三百二十八条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公

益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができ。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合のみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行う。

(相場による賭博行為等の禁止) (平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第四百五十五条線下・一部改正)

第三百二十九条 何人も、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

一 第二条第八項第二号又は第三号に掲げる取引

二 第二条第八項第四号ロ又はハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

(委託の媒介等の禁止) (昭四二法九七・追加、平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第四百十五條の二線下)

第三百三十条 何人も、業として、商品市場における取引の委託の媒介又は代理をしてはならない。

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)(平一六
法四三・追加)

第三百三十一条 第六条の規定は、次に掲げる施設につい
ては、適用しない。

一 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場
商品に該当しないものに限る。以下この条において同
じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上
場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のもの
に限る。以下この条において同じ。)について次に掲
げる取引のみをするための施設として政令で定める要
件に該当するもの

イ 商品について当該商品の売買等を業として行つて
いる者が自己の営業のためにその計算において行う
先物取引に類似する取引

ロ 商品指数について当該商品指数の対象となる商品
の売買等を業として行っている者が自己の営業のた
めにその計算において行う先物取引に類似する取引

二 次条第一項の許可を受けた者(第三百三十四条から
第三百四十一条までにおいて「第一種特定施設開設
者」という。)が開設する同項に規定する施設

三 第三百四十二条第一項の許可を受けた者(第三百四
十四条及び第三百四十五条において「第二種特定施設
開設者」という。)が開設する同項に規定する施設

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)(平一六
法四三・追加)
第三百三十二条 商品(第三百五十二条の規定による公示
に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この項に
おいて同じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に
係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外の

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)(平二政三
五四・全改、平一政八〇・旧第七条繰下、平一六政二三
九・旧第十条繰下・一部改正)

第二十二条 法第三百三十一条第一号の政令で定める要件
は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十一条第一号に規定す
る商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買
等を業として行っている者のみが当該商品又は商品指数
の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする
施設であること。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで
当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)(平一六政
二五九・追加)

第二十三条 法第三百三十一条第一項の政令で定める要件
は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十一条第一項に規定す
る商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買

ものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引をするための施設（第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除く。）として政令で定める要件に該当するもの（以下、「第一種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行つてい
る者が自己の営業のためにその計算において、当該施
設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引
条件を決定する方法その他主務省令で定める方法によ
り行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の
売買等を業として行つてい
る者が自己の営業のために
その計算において、前号に規定する方法により行う先
物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定め
る者が自己の営業のためにその計算において、第一号
に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければ
ならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第一種特
定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下
この項及び次条において、「第一種特定施設取引参加

等

等を業として行つてい
る者及び次条に規定する者のみが
同項第一号に規定する方法により、当該商品又は商品指
数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をす
る施設（前条第一号に規定する施設を除く。）であるこ
と。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで
当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

（法第三百三十二条第一項第三号等の政令で定める者）

（平一六政二五九・追加）

第二十四条 法第三百三十二条第一項第三号及び第三百四十
二条第一項第三号の政令で定める者は、第三条第三号イか
らりまでに掲げる者とする。

（第一種特定商品市場類似施設の取引方法）

第百五十六条 法第三百三十二条第一項第一号の主務省令
で定める方法は、第一種特定施設取引参加者の提示した
取引条件が、取引の相手方となる他の第一種特定施設取
引参加者の提示した取引条件と、第一種特定商品市場類
似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致
する場合に、当該第一種特定施設取引参加者の提示した
取引条件を用いる方法とする。

-
- 者」という。()の氏名又は商号若しくは名称
- 六 第一種特定施設取引参加者が商品(申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。()の売買等を業として行っている場合の当該商品)
- 七 第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
- 八 その他主務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
-

- (第一種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類)
- 第一百五十七条 法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 法人にあつては、役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面
- 四 第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
- 五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第一種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面
- 六 組織等の業務執行体制を記載した書面
- 七 第一種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引
-

(許可の基準) (平一六法四三・追加)

第三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。
- 二 申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指数が同条の規定による上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものであること。
- 三 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。
- 四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数

量の見込みを記載した書面

八 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則(当該業務に関する第一種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。)

十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

を占めること。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

(承継) (平一六法四三・追加)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イからラまでに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継

した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(変更の許可等) (平一六法四三・追加)

第三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第三百三十三条の規定は、第一項の許可について準用する。

(帳簿の作成等) (平一六法四三・追加)

第三百三十六條 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(変更許可の申請書の添付書類)

第五百八条 法第三百三十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更(廃止を除く。)に係る商品又は商品指数の変更後一年間の取引量の見込みを記載した書面
- 二 取引方法を変更する場合にあつては、当該取引方法の詳細な説明を記載した書面
- 三 取引の対象となる商品又は商品指数を変更する場合にあつては、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることを誓約する書面

(帳簿の作成)

第一百五十九條 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六條第一項の規定により、第一種特定商品市場類似施設における取引につき、次に掲げる事項を記載した帳簿を取

ならない。

- 2 第一種特定施設開設者は、毎月、主務省令で定めるところにより、その業務に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(施設の廃止の届出等) (平一六法四三・追加)

- 第三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 2 第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、その許可は効力を失う。

引の対象となる商品又は商品指数ごとに作成しなければならない。

- 一 毎日の成立した取引の当事者である第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称
- 二 毎日の成立した取引の価格その他の取引条件
- 三 毎日の取引高

- 2 前項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第六十条 前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、第一種特定施設開設者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿記載事項の報告)

第六十一条 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六條第二項の規定により第五百九條第一項第二号及び第三号に掲げる事項を当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に報告しなければならない。

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

第三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつている商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつている商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適當であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第二百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可の取消し等) (平一六法四三・追加)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 第十五条第二項第一号イからラまで(同号二については、第九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、許可を受けてから三月以内に第一種特定商品市場類似施設を開設せず、又は引き続き三月以上当該施設における取引を停止したとき。

四 不正の手段により第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項の許可を受けたとき。

五 第一種特定施設開設者が開設する第一種特定商品市場類似施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 第百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、第百五十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(名簿) (平一六法四三・追加)

第三百四十一条 主務大臣は、第一種特定施設開設者に関する第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を備えなければならない。

2 主務大臣は、第一種特定施設開設者名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可) (平一六法四三・追加)

第三百四十二条 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)について次掲げる取引をするための施設として政令で定める要件に該当するもの(以下「第二種特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可) (平一六政二五九・追加)

第二十五条 法第三百四十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 商品又は商品指数(法第三百四十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業として行つている者及び前条に規定する者のみが同項第一号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。
- 二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

(第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定)

第百六十四条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。

- 一 くん煙シート(別名RSS)
- 二 技術的格付けゴム(別名TSR)
- 三 金
- 四 銀
- 五 白金
- 六 パラジウム
- 七 ニッケル
- 八 ガソリン
- 九 灯油

一 商品について当該商品の売買等を業として行つてい
る者が自己の営業のためにその計算において、当該施
設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引
条件を決定する方法その他主務省令で定める方法によ
り行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の
売買等を業として行つている者が自己の営業のために
その計算において、前号に規定する方法により行う先
物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定め
る者が自己の営業のためにその計算において、第一号
に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲
げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければ
ならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第二種特
定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下
この項及び次条において「第一種特定施設取引参加
者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

十 軽油

十一 原油

十二 アルミニウム

（第二種特定商品市場類似施設の取引方法）

第百六十五条 法第三百四十二条第一項第一号の主務省令
で定める方法は、第二種特定施設取引参加者の提示した
取引条件が、取引の相手方となる他の第二種特定施設取
引参加者の提示した取引条件と、第二種特定商品市場類
似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致
する場合に、当該第二種特定施設取引参加者の提示した
取引条件を用いる方法とする。

-
- 六 第二種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品
 - 七 第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日
 - 八 その他主務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
-

- （第二種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類）
- 第六百六十六条 法第三百四十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 法人にあつては、役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面
 - 四 第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
 - 五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面
 - 六 組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 七 第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面
-

(許可の基準) (平一六法四三・追加)

第三百四十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。
- 二 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。
- 三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第二種特定施設取引参加者の過半数を占めること。
- 五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の

八 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則(当該業務に関する第二種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。)

十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理体制を記載した書面

確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからラまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

(業務改善命令) (平一六法四三・追加)

第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつている商品又は取引の対象となつている商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつている商品の売買等を業として行つている者又は取引の対象となつている商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(準用) (平一六法四三・追加)

第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第二種

特定施設開設者について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中、「第三百三十二条第二項第三号又は第四号」とあるのは、「第三百四十二条第二項第三号又は第四号」と、同条第三項中、「第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」とあるのは、「第三百四十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」と、同条第四項中、「第三百三十三条」とあるのは、「第三百四十三条」と、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条中、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設」と、第三百四十条第一項第二号中、「第三百四十二条第一項」とあるのは、「第三百三十二条第一項」と、同項第三号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設」と、同項第四号中、「第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項」とあるのは、「第三百四十二条第一項又は第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項」と、同項第五号中、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設」と、「第三百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百四十三条第一項各号」と、第三百四十一条第一項中、「第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第三百四十二条第二項第一号、第三号及び第四号」と、「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは、「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは、「第二種特定施設開設者名簿」と読み替えるものとする。

(商品市場の開設等に係る経過措置)(平一六法四三・追加)

第三百四十六条 商品又は商品指数が上場商品又は上場商

品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存在するときは、当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設については、第六条の規定は適用しない。

2 商品又は商品指数が上場商品（第三百四十二条第一項に規定する商品に限る。）又は上場商品指数（同項に規定する商品指数に限る。）となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第二号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定は、前項の規定により第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者が当該公示の日から一月を経過した日において同項の許可を受けておらず、かつ、当該許可を受けたとみなされた者が開設する施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存在する場合における当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設について準用する。

4 商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものとなり又は商品指数が同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものとなり、かつ、その旨が同条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該

商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該施設が第三百三十一条第一号に掲げる施設に該当するものであるときは、この限りでない。

(政令への委任) (平一六法四三・追加)

第三百四十七条 第三百三十一条から前条までに定めるもののほか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法令との関係) (平二法五二・追加、平四法七三・平十法一〇七・平一二法九六・平一五法五四・一部改正、平一六法四三・旧第四百四十五条の四繰下・一部改正)

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。

- 一 証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場に類似する施設
- 二 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所の開設する同条第八項に規定する金融先物市場に類似する施設

(店頭商品先物取引) (平十法四二・追加、平一六法四三・旧第四百四十五条の五繰下・一部改正)

第三百四十九条 この条において、「店頭商品先物取引」とは、上場商品構成物品等(主務省令で定めるもの)に限る。以下この条において同じ。(の売買等を業として行

(店頭商品先物取引の対象物品)

第三百六十七条 法第三百四十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。
一 くん煙シート(別名RSS)

つている者（以下この条において「特定業者」という。）を相手方として、商品市場における取引によらないで、当該市場商品構成物品等について商品市場における相場を利用して自己の計算で行う次に掲げる行為又は取引であつて、その相手方たる特定業者にとつて自己の営業のためにその計算において行われるものをいう。

一 差金を授受することを目的とする行為

二 第三百二十九条各号に掲げる取引と類似の取引

2 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。店頭商品先物取引を営業として行う者（以下「店頭商品先物取引業者」という。）が届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 営業所の名称及び位置

三 店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場

四 その他主務省令で定める事項

二 技術的格付けゴム（別名TSR）

三 金

四 銀

五 白金

六 パラジウム

七 ニッケル

八 ガソリン

九 灯油

十 軽油

十一 原油

十二 アルミニウム

（店頭商品先物取引の営業の届出）

第百六十八条 店頭商品先物取引を営業として行おうとする者は、法第三百四十九条第二項の規定により店頭商品先物取引を営業として行おうとする旨の届出をするときは、同項第一号から第三号まで及び第三項に掲げる事項を記載した届出書を、当該店頭商品先物取引に関する業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。

2 前項の届出をした店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第二項第一号から第三号まで、次項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 変更内容

三 変更日

3 法第三百四十九条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 3 主務大臣は、店頭商品先物取引業者の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 店頭商品先物取引業者は、第三百二十九条の規定にかかわらず、店頭商品先物取引を行うことができる。
- 5 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引を行った場合には、第三百二十九条の規定にかかわらず、商品市場における相場の変動に伴つて当該店頭商品先物取引から生ずるおそれのある損失を軽減するために必要な限度において、商品市場における取引によらないで、第一項各号に掲げる行為又は取引であつて次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「店頭商品先物取引業者間取引」という。）を行うことができる。
 - 一 他の店頭商品先物取引業者を相手方として自己の計算で行つたものであること。
 - 二 当該店頭商品先物取引においてその相場を利用した上場商品構成物品等についての商品市場と同一の上場商品構成物品等についての同一の商品市場において形成される相場を利用して行うものであること。
 - 三 当該行為又は当該取引の相手方たる店頭商品先物取引業者にとつて自己の営業のためにその計算において行われるものであること。
- 6 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引又は店頭商品先物取引業者間取引（以下この条及び第三百五十四条において「店頭商品先物取引等」という。）の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該店頭商品先物取引等の相手方たる特定業者又は

- 一 店頭商品先物取引の対象とする上場商品構成物品等の種類
- 二 法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 店頭商品先物取引に関する業務の開始の日

（店頭商品先物取引等の契約の締結前に確認すべき事項等）

第百六十九条 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等の相手方たる特定業者又は店頭商品先物取引業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行うことについて、当該特定業者又は店頭商品先物取引業者から次の各号に掲げる事項が記載された書面を徴して確認

店頭商品先物取引業者が自己の営業のためにその計算において当該取引を行うことについて確認しなければならない。

7 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引の契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、取引の相手方たる特定業者に対し、当該店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

しなければならない。

一 特定業者又は店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当該店頭商品先物取引等においてその相場を利用する商品市場

三 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等の種類

四 当該店頭商品先物取引等の対象とする上場商品構成物品等

の売買等に係る業務の内容

五 特定業者又は店頭商品先物取引業者が、自己の営業のためにその計算において当該店頭商品先物取引等を行う旨の誓約

六 書面の作成の日

(店頭商品先物取引の契約の締結前に交付すべき書面の交付等)

第一百七十条 法第三百四十九条第七項の主務省令で定める

事項は、次に掲げるものとする。

一 店頭商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特定業者が店頭商品先物取引業者に連絡する方法

三 当該店頭商品先物取引においてその相場を利用する商品市場

四 当該店頭商品先物取引の対象となる上場商品構成物品等の種類

五 当該店頭商品先物取引の種類及び期限、数量、対価の額又は約定価格等

六 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項

8 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「商品取引員」とあるのは「店頭商品先物取引業者」と、「顧客」とあるのは「特定業者」と読み替えるものとする。

9 店頭商品先物取引業者は、店頭商品先物取引等について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の作成等)

第七十一条 店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九項の規定により、店頭商品先物取引等の契約ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- 一 第六十九条各号に掲げる事項
- 二 前条第五号及び第六号に掲げる事項

2 店頭商品先物取引業者は、法第三百四十九条第九項の帳簿を作成するときは、次の各号に掲げる書面を保存することをもち、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

- 一 法第三百四十九条第六項の規定により徴すべき書面
第一項第一号に掲げる事項
- 二 法第三百四十九条第七項の規定により交付すべき書面の写し
第一項第二号に掲げる事項

3 第一項の帳簿又は前項に掲げる書面の保存期間は、十年間とする。

(電磁的方法による保存)

第七十二条 前条第一項の帳簿又は同条第二項に掲げる書面の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に依り電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第三項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、店頭商品先物取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防

10 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、店頭商品先物取引業者に対し、その店頭商品先物取引等業務（第六項に規定する店頭商品先物取引等に関する業務をいう。以下この条において同じ。）に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、店頭商品先物取引業者の営業所に立ち入り、店頭商品先物取引等業務の状況若しくは店頭商品先物取引等業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

12 主務大臣は、店頭商品先物取引業者が第六項、第七項又は第九項の規定に違反したと認める場合その他の場合において、店頭商品先物取引等の公正が害されるおそれがあると認めるときは、当該店頭商品先物取引業者に対し、店頭商品先物取引等業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

13 主務大臣は、店頭商品先物取引業者がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分違反したときは、当該店頭商品先物取引業者に対し、三月以内の期間を定めて店頭商品先物取引等業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（参考人等の費用の請求）（昭二六法一七六・昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平五法八九・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第四百六十六条線下・一部改正）

止するために必要な措置を講じなければならない。

（店頭商品先物取引業者に係る検査職員の身分証明書）
第七十三条 法第三百四十九条第十一項において準用する法第二百五十七条第三項の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第二十四号による。

（参考人等に支給する費用）（昭三八政三五六・昭四三政四・昭四六政一一二・平二政三五四・平六政三〇三・一部改正、平一一政八〇・旧第八十条線下・一部改正、平一二政三一一・一部改正、平一六政二五九・旧十一条線下・一部改正）

第三百五十条 第十五条第九項（第八十条第四項、第三百十三條第三項、第四百十六條第四項、第五百十五條第六項、第五百五十六條第四項、第六十九條第三項（第七百七十三條第四項において準用する場合を含む。）、第九百九十四條、第二百一条第二項、第二百二十九條、第二百四十八條第二項、第二百九十五條第二項、第三百三十三條第三項（第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三條第三項（第三百四十五條において読み替えて準用する第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二百五十八條第二項（第二百五十九條第五項、第六十條第二項、第八十七條、第二百四條第三項、第二百六條第六項、第二百三十七條、第二百六十六條、第二百二十四條第二項、第三百三十九條第二項、第三百四十條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）及び第三百四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（発起人等の数の計算）（昭四二法九七・全改、平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第四百四十七條繰下・一部改正）

第三百五十一条 第十条、第六十九條第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四條第一項第三号、第九十五条又は第一百五十五條第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

第二十六条 法第三百五十條の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）の例により鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料を支給する。

2 鑑定人には、鑑定人が鑑定につき特に費用を要した場合で主務大臣（第二十九條第一項の規定により地方農政局長又は経済産業局長が法第二百三十七條において準用する法第一百五十八條第二項の規定による主務大臣の権限を行った場合にあつては、当該地方農政局長又は当該経済産業局長）が必要と認めるときは、前項の規定により支給する費用のほか、相当の額の鑑定料を支給することができる。

(公示) (平一六法四三・追加)

第三百五十二条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

(公示事項)

第七百七十四条 法第三百五十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 商品市場を開設する者
- 二 上場商品又は上場商品指数
- 三 公示することとなつた事由

(標準処理期間)

第七百七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認又は指定に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第三十二条第一項の認可、法第四百四十五条第一項の認可、法第五百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。))に係るものに限る。)、法第六百六十七条の許可、法第七十三条第一項の承認、法第三百三十二条第一項の許可、法第三百三十五条第一項の許可(法第三百四十五条において準用する場合を含む。)、法第三百四十二条第一項の許可 四月

- 二 法第八十八条第一項の認可、法第一百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。))に係るものを除く。)、法第五十六条第一項の認可、法第七十条第一項の承認、法第八十二条の認可、法第八十三条の認可、法第九十条第一項の許可、法第二百二十一条第二項の承

-
- 一 第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分をしたとき（第十五条第十一項（第八十条第四項及び第四百四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による場合を含む。）。
 - 二 商品市場について第十一条第四項又は第八十一条第二項の開設期限を経過したとき。
 - 三 第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。
 - 四 第六十九条の規定による解散（同条第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九十四条第一項の規定による許可の失効があつたとき。
 - 五 第三百三十二条第一項又は第四百四十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。
 - 六 第三百三十二条第二項又は第四百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。
 - 七 第五百五十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係る
-

-
- 一 当該申請を補正する期間
 - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため
に要する期間
 - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
- 2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 三 法第五十九条第七項の承認 十日
-

ものに限る。)をしたとき(同条第六項第二号において準用する第十五条第十一項の規定による場合を含む。)

八 第百五十五条第二項の規定による認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。))に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。

九 第百五十九条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により第九条又は第七十八条の許可の取消しをしたとき。

十 第百五十九条第一項第二号又は第二項の規定による定款の変更の認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。)の取消しをしたとき。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)(平二法五二・追加、平一六法四三・旧第百四十七条の三繰下・一部改正)

第三百五十三条 商品取引員が外国の法令に準拠して設立された法人である場合において、当該商品取引員に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)(平二政三五四・追加、平一一政八〇・旧第八条の二繰下・一部改正、平一六政二五九・旧第十二条繰下・一部改正)

第二十七条 法第三百五十三条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である商品取引員に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表の通りにする。

読み替える法の規定 第百九十二条第一項第三号	読み替えられる字句 本店、支店	読み替える字句 本店、国内における主たる営業所
---------------------------	--------------------	----------------------------

第百九十二条第一項第四号及び第百三十六条第二項
役員
役員及び国内における営業所の業務を統括する者

第百九十三条第一項第二号
許可申請者
許可申請者及びその国内における営業所

第百九十三条第一項第三号
許可申請者
許可申請者及びその人的構成に照らして許可申請者の国内における営業所

第百九十三条第三項
委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を
委託を国内において受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を国内において

(主務大臣、主務省令及び権限の委任) (昭四二法九七・昭五〇法六五・昭五三法八七・平二法五二・平十法四二・平一法一六〇・一部改正、平一六法四三・旧百四十八条線下・一部改正)
第百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 農林水産省関係商品(商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場(以下「農林水産省関係商品市場」という。)(のみを開設する商品取引所、農林水産省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が

(農林水産省関係商品の指定) (平二政三五四・全改、平一一政八〇・旧第九條線下、平一六政二五九・旧第十三條線下・一部改正)
第二十八条 法第百五十四条第一項第一号の政令で指定するものは、次に掲げるものとする。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの
二 第一条第一項第一号から第五号まで、第九号、第十号及び第十四号に掲げる物品

農林水産省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品市場における相場のみを利用した店頭商品先物取引等に係る店頭商品先物取引業者については、
農林水産大臣

二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数については、経済産業大臣

三 商品取引所、商品取引清算機関、第一種特定商品市場類似施設の開設者、第二種特定商品市場類似施設の開設者若しくは店頭商品先物取引業者であつて前二号に掲げるもの以外のもの又は商品取引員、商品先物取引協会若しくは委託者保護基金については、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律において主務省令は、農林水産省令、経済産業省令とする。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

（権限の委任）（昭四六政一一二・全改、昭五三政二八二・平二政三五四・平六政三〇三・平八政二九四・一部改正、平一一政八〇・旧第十条線下・一部改正、平一二政三一・一部改正、平一六政二五九・旧第十四条線下・一部改正）

第二十九条 法第五十七条第一項及び第二項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項並びに第二百三十七条において準用する法第五十八条第二項の規定による主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせるものとする。ただし、主務大臣が

自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 農林水産省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する農林水産大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長
 - 二 経済産業省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する経済産業大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する経済産業局長
 - 三 商品取引所であつて前二号に掲げるもの以外のもの又はその会員等に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
 - 四 商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品取引員の本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
- 2 法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限で商品取引員の支店その他の本店以外の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業所。以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。
- 3 前項の規定により商品取引員の支店等に対して法第二百三十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該商

(経過措置) (平二法五二・全改、平一六法四三・旧第百四十九条繰下)

第三百五十五条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なとされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

(昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十二条繰下・一部改正)

第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第百十六条の規定に違反した者

三 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の募集に当たり、株式申込証の用紙、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事

品取引員の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに心じた者

（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第五百二十二の二線下・一部改正）

第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

二 第二百二十七条第一項の純資産額について主務大臣又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）

三 第二百二十九条第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同項第四号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいした会員商品取引所の役員若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四 第二百六十七条の規定に違反して商品取引債務引受業を営んだ者

五 第二百九十条第一項の規定に違反して商品取引受託業務を営んだ者

六 第九十九條の規定に違反して、他人に商品取引受託業務を営ませた者

七 第二百二十八條第一項の規定による命令に違反した者

(昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十三條繰下・一部改正)

第二百五十八條 第五條第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(昭二九法九二・昭五〇法六五・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十四條繰下・一部改正)

第二百五十九條 商品取引所又は協会の役員(仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。)又は職員がその職務に関して、賄賂³を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂³は没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂³を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(平十法四二・追加、平一六法四三・旧第百五十四條の二繰下・一部改正)

第二百六十條 第二百五十八條第一項、第二百五十九條第一項

から第三項まで、第六十条第一項、第八十六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分に違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(平十法四二・追加、平一六法四三・旧第五百五十四条の三線下・一部改正)

第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二百十条の規定に違反した者
- 二 第二百三十二条第二項、第二百三十五条第二項、第二百三十六條、第三百四十條第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。) 又は第三百四十九条第十三項の規定による命令に違反した者

(平十法四二・追加、平一六法四三・旧第五百五十四条の四線下・一部改正)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十四条、第七十九条、第六十八条、第九十二条第一項若しくは第二項、第二百五条第二項若しくは第三項、第二百二十六条第二項若しくは第三項、第二百二十七条第二項若しくは第三項、第二百二十八条第二項若しくは第三項、第二百四十七条、第二百九十四条第一項、第三百三十二条第二項若しくは第三項

-
- 又は第三百四十二条第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第二百五十七条第一項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第九十七条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第九十七条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
- 六 第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第二十一条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者
- 八 第二十二条、第三十六条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第九項の規定による帳簿の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿を作成した者
- 九 第二十三条の規定に違反した者
- 十 第二十四条の規定による報告書若しくは第二百
-

六十八条の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出した者

十一 第二百三十二条第一項、第二百三十四条又は第二百三十五条第一項の規定による命令に違反した者

十二 第三百三条第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十三 第三百三十六條第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十五條繰下・一部改正）

第三百六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第二項又は第九十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して取引をした者

二 第八十六条第一項又は第二項ただし書の規定に違反した者

三 第一百八条の規定による制限に違反した者

四 第二百条第一項の規定に違反した者

五 第二百九条又は第二百二十二条の規定に違反した者

六 第二百四十四条第二項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

七 第三百三十条の規定に違反した者

八 商品市場における相場を偽つて公示した者

九 公示若しくは頒布する目的をもつて商品市場における相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒

布した者

十 第三百三十五条第一項の許可を受けないで第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

十一 第三百三十九条第一項、第三百四十四条第一項又は第三百四十九条第十二項の規定による命令に違反した者

十二 第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項の許可を受けないで第三百四十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

(昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十六條繰下・一部改正)

第三百六十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第二項、第二百四十二条第一項、第二百九十八条又は第三百二条第一項の規定に違反したとき。

二 第六十五条、第一百三十三条第四項(第六十七条第九条第五項において準用する場合を含む。)、又は第一百十條(第八十条第五項において準用する場合を含む。)、の規定に違反したとき。

三 第八十五条、第二百六十四条、第三百二十二条又は第三百二十三条の命令に違反したとき。

四 第三百十二条の規定による許可を受けないで委託者保護業務を廃止したとき。

(昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十七條繰下・一部改正)

第三百六十五条 第三百二十九条の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為又は同条各号に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六条の規定の適用を妨げない。

(昭二九法九二・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十八條繰下・一部改正)

第三百六十六条 第百六十一条、第百七十六条、第二百六十七条又は第三百二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(昭二九法九二・昭四二法九七・昭四九法二三・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百五十九條繰下・一部改正)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第二項、第五十五条(第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第九十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第百五条、第百六条、第二百七十一条第二項又は第二百九十七条第二項の規定に違反した者

二 第二百条第三項若しくは第四項又は第三百三十五条第二項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)(の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二百七十七条第一項又は第三百四十九条第七項の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第二百二十条第一項の規定に違反して、通知せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面により通知した者

五 第二百四十四条第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

六 第三百四十九条第六項の規定に違反して確認を行わずに契約を締結した者

(昭二九法九二・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第六十条繰下・一部改正)

第三百六十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条、第六十四条、第七十条第一項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二 第二百五十五条第二項又は第二百五十六条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三百一条の規定に違反して、委託者保護業務以外の業務を行つたとき。

(昭二六法一七六・昭二九法九二・昭四二法九七・昭五

○法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平十六法四三・旧第百六十一条繰下・一部改正)

第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百一条第二項又は第百十五条の規定に違反した者
- 二 第百九十五条第一項若しくは第百九十六条の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第百九十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第百九十八条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 第二百三条又は第二百九十九条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二百六十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで受託契約を締結した者
- 六 第二百三十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出をした者
- 七 第三百三十四条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（昭二九法九二・昭四二法九七・昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十二条繰下・一部改正）

第三百七十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第十九条第二項若しくは第八十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十条又は第九十五条の規定に違反したとき。

三 第八十八条第一項又は第二百六条第三項の規定に違反したとき。

四 第二百七十条第二項、第二百五十条第三項前段又は第二百九十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二百七十一条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による書類を添付せず、若しくは虚偽の記載をした書類を添付したとき。

六 第二百五十条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 第三百五条第四項又は第三百八条第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(昭二九法九二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第百六十三条線下・一部改正)

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行

為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）五

億円以下の罰金刑

二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 第三百六十二条（第四号及び第五号を除く。）二

億円以下の罰金刑

四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第四号から第六号まで、

第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、

第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三

百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（平十法四二・追加、平一六法四三・旧第六十三条の

二線下・一部改正、平一六法七六・一部改正）

第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合において、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第七十七条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。
- 二 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。
- 三 第七十七条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定に違反したとき。
- 四 第二百二十八条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかつたとき。
- 五 第二百二十九条第二項において準用する商法第七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。
- 六 第二百二十九条第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、又は当該書面若しくは同条第六項の電磁的方法が行われる場合に当該方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。
- 七 第三百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

（昭四二法九七・全改、昭五〇法六五・平二法五二・平十法四二・一部改正、平一六法四三・旧第六十四条繰下・一部改正）

第三百七十三條 次各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第九十八條第一項の規定に違反した者

二 第二百一十一條第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

(昭二九法九二・昭五〇法六五・昭五六法七五・平二法五二・平十法四二・平一三法二九・一部改正、平一六法四三・旧第百六十五條繰下・一部改正、平一六法八七・一部改正)

第三百七十四條 次各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の発起人、役員(仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。)(若しくは清算人、協会の役員(仮理事を含む。)(、委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人又は委託者保護基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。)(若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十六條第二項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第五十七條第一項から第三項まで若しくは第六十六條(第七十七條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(、第七十六條第二項、第九十三條第一項若しくは第二項、第九十四條第二項、第九十六條第二項、第九十七條第一項、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第一百零二條第一項、第一百零三條第一項、第一百零四條第一項、第一百零五條第一項、第一百零六條第一項、第一百零七條第一項、第一百零八條第一項、第一百零九條第一項、第一百一十條第一項、第一百一十一條第一項、第一百一十二條、第一百一十三條第一項、第一百一十四條第一項、第一百一十五條第一項、第一百一十六條第一項、第一百一十七條第一項、第一百一十八條第一項、第一百一十九條第一項の規定に違反したとき。

三 第五十七條第五項(第七十七條第二項、第九十三條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第三項、

-
- 第四百二十二条第三項及び第四百十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条若しくは第七十七条第二項において準用する商法第二百八十二条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該情報の内容を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 四 第六十八条又は第七十七条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項の規定に違反したとき。
- 五 第七十七条第一項において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して会員商品取引所の財産を分配したとき。
- 六 第八十七条の規定に違反して、同条に規定する事項を公衆の縦覧に供しないとき。
- 七 第八十八条第二項、第二百六条第四項、第二百五十条第三項後段又は第二百六十二条第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。
- 八 第九十九条第三項又は第四項の規定による報告をしなかつたとき。
- 九 第二百二十二条の規定に違反して組織変更の手續をしたとき。
- 十 第二百二十四条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定又は第五百十条において準用する同法第四百十二条第一項本文若しくは第二項の規定に違反して会員商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。
- 十一 この法律において準用する商法の規定に定める公
-

告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 この法律に定める登記（第三十四条第一項の規定によるものを除く。）又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠つたとき。

十三 この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十六 第二百五十二条の規定に違反して、同条の協会の名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

十七 第二百九十二条の規定に違反して、委託者保護会員制法人の残余財産を処分したとき。

十八 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十九 第三百七条又は第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十 第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

二十一 第三百二十条の規定に違反したとき。

（平一六法四三・追加）

第三百七十五条 第十五条第九項（第八十条第四項、第三百三十三条第三項、第四百四十六条第四項、第五百五十五条第六項、第五百五十六条第四項、第六百六十九条第三項（第六百七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第百

九十四条、第二百一条第二項、第二百二十九条、第二百四十八条第二項、第二百九十五条第二項、第三百三十三條第三項（第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三條第三項（第三百四十五條において読み替えて準用する第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第五百五十八條第二項（第五百五十九條第五項、第六十條第二項、第八十七條、第二百四條第三項、第二百六條第六項、第二百三十七條、第二百六十六條、第三百二十四條第二項、第三百三十九條第二項、第三百四十條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）及び第三百四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による参考人に対する処分を違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する処分を違反して、鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定（第二百九十九條及び第三百十四條に係る部分に限る。）この法律による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第二百九十三條の登録のうち最初のものの効力が生じた日

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

（商品取引債務引受業の許可に関する経過措置）

第二条 法改正による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）（第六十七條の許可を受けようとする株式会社は、施行日前においても、新法第六十八條の規定の例に

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第七十九條第四号の規定は、改正法による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第二百九十三條の登録のうち最初のものの効力が生じた日から施行する。

（受託業務保証金規則の廃止）

二 附則第五条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三条の規定 この法律の公布の日
三 附則第三十条及び第三十三条の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日
四 附則第三十一条の規定 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（商品取引所の許可に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八条の二の許可を受けている商品取引所は、新法第九条の許可を受けて設立された会員商品取引所とみなす。

（商品取引所の登記に関する経過措置）

第三条 新法の施行前に商品取引所について旧法第二百二条から第百八条までの規定により旧法第九十九条第二項の商品取引所登記簿に登録された事項は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第二十条から第二十四条まで、第七十二条、第七十三条又は第百四十七条の規定により新法第二十五条第二項の会員商品取引所登記簿に登録されたものとみなす。

（会員信託金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条第一項の規定により預託されている会員信託金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百一条第一項の規

より、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第六十七條から第六十九條までの規定の例により、その許可をすることができ、この場合において、その許可を受けた株式会社は、施行日において新法第六十七條の許可を受けたものとみなす。

（委託者保護委員会制法人の登記等に係る経過措置）

第三条 改正法附則第十八条第一項の規定により施行日前において委託者保護委員会制法人（新法第二百六十九條第四項に規定する委託者保護委員会制法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする場合の設立の登記は、附則第七条の規定による改正後の組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定の例により、当該委託者保護委員会制法人の理事長となるべき者がするものとする。

2 改正法附則第十八条第一項の規定により設立された委託者保護委員会制法人の施行日前における運営並びに解散及び清算については、新法第六章第二節の規定の例による者とする。

（委託者保護基金への業務等の承継申出の期限）

第四条 改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成十八年四月三十日とする。

（社団法人商品取引受託債務補償基金協会の解散の登記の嘱託等）

第五条 改正法附則第十九条第五項の規定により社団法人商品取引受託債務補償基金協会が解散したときは、主務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

第一条 受託業務保証金規則（昭和四十三年農林省・通商産業省令第二号）は、廃止する。

（商品取引員の許可更新の申請書の添付書類に係る経過措置）

第三条 新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じる日までの間は、第八十条第二項第三号の規定の適用については、同号中「委託者保護基金」とあるのは、「昭和五十年十月三十一日に設立され、社団法人商品取引受託債務補償基金協会（以下「補償基金協会」という。）」と読み替えるものとする。

（受託に係る財産の分離保管等の措置に係る経過措置）

第四条 新法第二百九十三条の登録のうち最初のものの効力が生じる日までの間は、第九十八条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「委託者保護基金（当該商品取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは、「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員（法第二百四十四条に規定する通知商品取引員をいう。以下同じ。）に該当することとなった」とあるのは、「信託管理人である補償基金協会が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した」と、「委託者保護基金が」とあるのは、「補償基金協会が」と、「委託者保護基金のみ」とあるのは、「補償基金協会のみ」と、「委託者保護基金の」とあるのは、「補償基金協会の」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他信託管理人」とあるのは、「信託管理人」と、同項第二号中「委託者保護基金に」とあるのは、「補償基

定により預託されている信託金とみなす。

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)

第五条 商品取引所は、施行日までに、新法第百五十五条及び第百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(取引証拠金に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのもの)に限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。は、当該取引証拠金が新法第百五十五条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第百三十三条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限る。)と、当該取引証拠金が新法第百五十五条第二号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきもの)に、同項第一号に掲げる場合にあっては同号の会員等が自己の計算において行う商品市場において同号の会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引

ならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

(銃砲刀剣類所持取締法施行令の一部改正)

第六条 銃砲刀剣類所持取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。
 第五十条の五第十九号中、「第百五十二条第一号」を、「第百五十六条第一号」に改める。

(組合等登記令の一部改正)

第七条 組合等登記令の一部を次のように改正する。
 別表一中

医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百九十五号)	資産の総額
------	----------------------	-------

委託者保護 護会員制 法人	商品取引所法 (昭和二十五年 法律第二百三十 九号)	代表権の範囲又は 制限に関する 定めがあるとき は、その定め 資産の総額
医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百九十五号)	資産の総額

金協会に」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは

「補償基金協会」と、「当該委託者保護基金」とあるのは「当該補償基金協会」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同項第三号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償基金協会に」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同項第四号中「委託者保護基金に」とあるのは「補償基金協会に」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなった場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同条第四項中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と読み替えるものとする。

(商品取引所に預託しなければならない金銭及び有価証券から除かれるもの)

第五条 改正法附則第十三条第一項の主務省令で定めるものは、施行日までにその決済を結了していない取引について、改正法による改正前の商品取引所法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券の価額が新法第百三十三条第一項又は第百七十九条第一項の規定により当該取引の取次者(新法第百三十三条第一項第二号又は第百七十九条第一項第一号口に規定する取次者をいう。)、委託者(同法第百三十三条第一項

について預託すべきものに限る。)とみなす。

2 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員に対し取引を委託した者の計算による取引についてのもの)に限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引証拠金を預託した会員に返還しなければならない。

(商品取引債務引受業に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により商品取引債務引受業(新法第二条第十二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。)に相当する業務を営んでいた商品取引所は、継続して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第七十三条の規定の例により、主務大臣の承認を受けなければならない。この場合において、その承認の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金(施行日において商品取引清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となった会員が預託しているもの)に限り、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第八十条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。

3 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金

に改め、同表商品先物取引協会の項中、「(昭和二十五年法律第二百三十九号)」を削る。

(貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「会員たる」を「会員等(会員又は同条第十一項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。)」たる」に、「会員のみ」を「会員等のみ」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正)

第九条 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第十五条第一項第一号イ中「第十三条各号」を「第二十八号各号」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

(疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正)

第十条 疑わしい取引の届出に関する政令(平成十一年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第二条第十五号中「第二条第八項」を「第二条第十七項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその

第二号又は第七十九条第一項第一号口に規定する委託者をいう。)、取次委託者(同法第三条第一項第四号又は第七十九条第一項第一号二に規定する取次委託者をいう。)、清算取次者(同項第二号口に規定する清算取次者をいう。)、清算取次委託者(同号口に規定する清算取次委託者をいう。))又は清算取次者に対する委託者(同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。))が取引証拠金として預託すべき金銭及び有価証券の価額を超える場合にあつては、当該超える部分に相当する金銭及び有価証券とする。

(補償基金協会の定款に基づく弁済業務)

第六条 改正法附則第十九条第九項の主務省令で定める業務は、補償基金協会の定款に基づき、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わってその債務に関し当該取引を委託した者に対し弁済する業務とする。

2 委託者保護基金は、前項の業務において取得した求償権を行使して取得した額を、第四百十条の規定にかかわらず、委託者保護資金勘定に繰り入れないことができる。

(商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則の一部改正)

第七条 商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則(平成六年農林水産省・通商産業省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百八条第三項」を「第三百五十四条第三項」に改める。

(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならない。

(特別担保金に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の第二項の規定により預託されている特別担保金(次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。)は、新法第九十九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。

(債務不履行による損害賠償に関する経過措置)

第九条 商品取引所の会員が施行日前において商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

(受託業務保証金に関する経過措置)

第十条 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条の第二項の規定により預託されている受託業務保証金(次項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる払渡し又は取戻しに係るものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

2 商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の第三項の規定により行った請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

委託の取次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 金融商品の販売等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、「第四百五条の五第一項」を「第三百四十九条第六項」に、「店頭商品先物取引」を「店頭商品先物取引等」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「第二条第八項」を「第二条第十七項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることに関する業務」を「商品取引受託業務」に改める。

第三条第一項第十九号中「第二条第八項」を「第二条第十六項」に、「商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けること」を「商品市場における取引等(同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。)(の委託を受けることを内容とする契約の締結」に改める。

第十六条を次のように改める。

(商品取引員に係る取引に関する行政庁の権限委任等)
第十六条 商品取引員に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限

3 施行日前において、旧法第二百二十六条第一項の許可が効力を失ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引員であった者が預託した受託業務保証金の払渡し及び取戻しについては、なお従前の例による。

(取引の決済の結了に関する経過措置)

第十一条 施行日前において、旧法第二百二十六条第一項の許可を取り消された場合、同項の許可が効力を失った場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の許可が効力を失った場合（附則第十四条第四項の規定により旧法第二百二十六条第一項の許可が効力を失った場合を除く。）であつて、商品取引員であつた者が施行日までその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第十二条 主務大臣は、商品取引所が附則第五条、第六条第二項、第七条第三項又は第十条第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品

は、その本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第七条及び第八条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限で、商品取引員の本店以外の支店その他の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 前項の規定により商品取引員の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品取引員の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(印紙税法施行令の一部改正)

第十三条 印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号中「第二百二十六条第三項（取引の受託等の許可）」を「第二条第十八項（定義）」に改める。

(産業構造審議会令の一部改正)

第十四条 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(委託証拠金に関する経過措置)

第十三条 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券(主務省令で定めるものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第一百五条第一号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引について商品取引債務引受業を行う商品取引所に預託しなければならない。

2 前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第一百五条第一号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第三百条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。)と、新法第一百五条第二号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第三百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の清算取次委託者が預託すべきものに限る。)とみなす。

3 主務大臣は、商品取引員が第一項の規定に違反した場合には、当該商品取引員の新法第九十条の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務(新法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務をいう。以下同じ。)の停止を命

第六条第一項の表商品取引所分科会の項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

じ、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

4 前項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引員に対して三億円以下の罰金を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第十四条 新法第九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九十条から第九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者(この法律の施行の際現に旧法第二百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。)は、新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、旧法第二百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

（廃業等の公告等に関する経過措置）

第十五条 新法第九十七条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品取引受託業務の廃止、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。）又は合併及び破産以外の理由による解散について適用する。

（受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置）

第十六条 新法第二百七条及び第二百十八条の規定は、この法律の施行後に商品取引員が締結した受託契約（新法第二百七条第一項に規定する受託契約をいう。）について適用する。

（外務員の登録に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三百三十六条の四第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第十四条第二項又は第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に係るものに限る。）は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

（委託者保護会員制法人の設立等に関する経過措置）

第十八条 委託者保護会員制法人（新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同

じ。)の発起人又は会員になろうとする者(附則第十四条第二項の規定により新法第九十条から第九十四条までの規定の例による許可を受けた者に限る。)は、施行日前においても、新法第六章第二節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託者保護会員制法人の設立に必要な行為及び委託者保護会員制法人への加入に必要な行為をすることができる。

2 前項の規定により施行日前において設立された委託者保護会員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の例により、新法第二百九十三条の登録の申請及び新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請並びにこれらに必要な準備行為をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請又は新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請があった場合には、新法第二百九十三条から第二百九十五条まで又は第三百二条の規定の例により、施行日前においても、その登録又は認可をすることができる。この場合において、その登録又は認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(委託者保護基金への業務等の承継に関する経過措置)

第十九条 昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会(以下この条において「補償基金協会」という。)は、政令で定める日までの間、委託者保護会員制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を当該委託者保護会員制法人において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 委託者保護会員制法人は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出を承諾しよつとするととき

-
- は、当該委託者保護会員制法人の総会（新法第二百八十五条第一項に規定する総会をいう。次項及び第四項において同じ。）でその承認を得なければならない。
- 3 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録（前条第三項の規定により施行日前において行う新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。）の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録の申請と併せて補償基金協会からの承継についての認可を主務大臣に申請しなければならない。
- 4 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請の後に第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。
- 5 第三項又は前項の認可があったときは、補償基金協会の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日（その日が当該認可に係る委託者保護会員制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日（前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあつては施行日）前であるときは、同日）において、委託者保護基金（新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。）としての当該委託者保護会員制法人（第八項及び第九項において「委託者保護基金」という。）に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 6 前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 7 委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二
-

百九十三条の登録の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を同時に行った場合における新法第二百九十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「であること」とあるのは、「であること」（商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）附則第十九条第三項の規定により認可の申請が併せてされた登録の申請にあつては、主務大臣が当該認可をしようとする場合には、当該認可の申請に係る補償基金協会の資産及び負債を含めて算定するものとする。）とする。

8 第五項の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継に係る補償基金協会の業務（次項において「承継業務」という。）を行うことができる。

9 前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなす。

（委託者保護基金等の名称の使用制限に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護会員制法人」という文字を用いている者については、新法第二百七十一条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基金」という文字を用いている者については、新法第二百九十七条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

(処分等の効力)

第二十一条 施行日前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物市場を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(証券取引法の一部改正)

第二十五条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号中「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第八条の二」を「第九条」に、「第九十七条の二第三項の指定、同法九十九条の二第二項の認可」を「第七十八条の許可、同法八十五条第一項の届出、同法第三百三十二条第一項若しくは第四百十五条第一項の認可、同法第六十七條の許可、同法第四百七十一条の届出」に、「第二百二十六条第一項」を「第二百九十条第一項」に、「第三百三十二条第一項」を「第二百九十五条第一項」に、「第三百三十六條の四第一項」を「第二百九十条第一項」に、「又は同法第三百三十六條の四の認可」を「、同法第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項若しくは第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第二百九十六条の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第二十七条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「第一条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第三十八条第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第二十八条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十四号中、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第二十九条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十二号中、「第二百二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改める。

第十三条第一項第九号中、「第四百四十八条第一項」を「第三百五十四条第一項」に改める。

（破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十条 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第三百三十八条」を「第三百三十九条」に改める。

第三百三十八条を第三百三十九条とし、第三百三十七条の次に次の一条を加える。

（商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正）
第三百三十八条 商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正す

る。

第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定のうち、第三百三十一条第一項第三号に係る部分中「破産」を「破産手続開始」に改め、第三百五十五条に係る部分を次のように改める。

(認定の公告)

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品取引員につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならぬ。

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後、同項の認定に係る商品取引員(以下「認定商品取引員」という。)について破産法(平成十六年法律第七十五号)第九十七条第一項(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならぬ。

4 委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならぬ。

5 認定商品取引員の破産手続において、破産法第九十七条第一項(同法第二百九条第三項におい

て準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

第三百三十三条に見出しを付し、同条第一項を改め、第三章第一節中同条を第九十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定のうち、第九十七条第一項第三号に係る部分中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項に係る部分中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第三百三十二条第一項第二号を削り、同項第三号を改め、同号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「破産」を「破産手続開始」に改める。

第二章の改正規定中第六十九条第四号に係る部分を次のように改める。

四 破産手続開始の決定

第二章の改正規定のうち、第七十一条及び第七十二条に係る部分中「破産」を「破産手続開始の決定」に改め、第七十六条第二項第三号に係る部分を次のように改める。

三 破産手続開始の決定

(電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条の次に次の一条を加える。

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六百六十五条第七号を削り、同条第六号を改め、同条第十号とし、同条の前に五号を加える改正規定中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改める。

第二章の改正規定のうち、第六十八条及び第七十七条第二項に係る部分中「及び第四項本文」を「及び第四項」に改め、「、同条第四項本文中「貸借対照表又は其ノ要旨」とあるのは「貸借対照表」と」を削り、第二百二十四条、第二百二十五条第一項及び第三百三十四条第二項第四号に係る部分中「第百条」を「第百条第一項から第三項まで」に改め、第三百三十七条第二項に係る部分中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第二百四十九条及び第四百十五條第二項」を「第二百四十九條並びに第四百十五條第二項」に改め、第五百一条に係る部分中「同法第四百十二條第一項」を「同法第四百十二條第一項本文」に改め、「公告及び催告（）」の下に「商法第四百十二條第一項ただし書（有限会社法第六十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定により」を加え、「に掲載してした場合における当該会社」を「又は電子公告によつてした会社」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正

する。

附則第六十七条のうち商品取引所法第百三十三条第二項の改正規定中「第百三十三条第二項」を「第百九十六条第二項」に改め、「(平成十三年法律第七十五号)」を削り、同改正規定の前に次のように加える。

第八十六条第一項中「超える議決権(」の下に「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十三条 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十条を第九十一条とし、第八十九条を第九十条とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第百二十八条第二項中「には、」の下に「定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他の」を加え、同条に一項を加える改正規定中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。

第二章の改正規定のうち、第二十九条に係る部分中「第二十三条まで」を「第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、第百五十一条及び第百

五十三条第一項に係る部分中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の第十四第一項第一号中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホ」に改め、同条第三項第一号中「第二十六条第三項」を「第二条第十八項」に改め、同項第三号中「第一条第七項」を「第二条第九項」に改め、同条第四項中「第三十六條の二十一」を「第二百二十条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十一号を次のように改める。

<p>三十一 株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可</p>		
<p>商品取引所法第七十八条(株式会社商品取引所の許可)の株式会社商品取引所の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき 十五万円</p>
<p>商品取引所法第三百十条第一項(組織変更の許可)</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき 十五万円</p>

認可)の組織変更の認可	許可件数	一件につき
商品取引所法第三百三十二條第一項(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	十五万円
商品取引所法第三百四十二條第一項(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき 十五万円

別表第一第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二 商品取引受託業務の許可又は商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき
商品取引所法第九十條第一項(商品取引受託業務の許可)の商品取引受託業務の許可(許可の更新を除く。)	許可件数	十五万円
商品取引所法第六十七條(許可)の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき 十五万円

(地価税法の一部改正)

第三十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二条第七項(定義)に規定する商品市場」を「第二条第九項(定義)に規定する商品市場(同条第二項に規定する会員商品取引所が開設するものに限る。)」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三十七条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一六年六月二日法律第七六号)抄

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法

律（平成一六年六月九日法律第八七号）抄

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第一百三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一六年六月一八日法律第二二四号）抄

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第
五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七
条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」
とあるのは、「第百十四条の四」とする。

《商品取引所法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則》

（趣旨）（平八省五・一部改正）

第一条 主務大臣（商品取引所法第百五十四条第三項の
規定により地方支分部局の長が権限を行う場合にあつて
は、当該地方支分部局の長。以下同じ。）が商品取引所
法に基づき行う不利益処分に係る行政手続法の規定に基
づく聴聞の手続については、この省令の定めるところに
よる。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、商品取引所法
及び行政手続法において使用する用語の例による。

(聴聞の期日の変更)

第三条 主務大臣が行政手続法第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定による通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、主務大臣に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出により、又は職権により聴聞の期日を変更することができる。

3 主務大臣は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人（聴聞の期日を変更した時までに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）、参考人及び鑑定人に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第四条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の十日前までに、申請者の氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第五条 行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合については、口頭で求めれば足りるものとする。

2 主務大臣は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備が妨げら

れることがないよう配慮するものとする。

3 主務大臣は、聴聞の期日における審理の進行にに応じて必要となつた資料の閲覧の請求があつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該申請者に通知しなげばならない。

（主宰者の指名の手続）

第六条 行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第七条 行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の十日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 聴聞の審理における補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第八条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理を

妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずること
その他聴聞の審理の秩序を維持するために必要な措置を
講ずることができる。

(聴聞の期日等の公示等)

第九条 主務大臣は、聴聞を行おうとする場合は、聴聞の
期日及び場所を公示するものとする。ただし、聴聞の期
日における審理を公開しない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、当事者にその旨を通知する
ものとする

(陳述書の記載事項)

第十条 行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書に
は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該事案
についての意見を記載するものとする。

**(聴聞調書及び報告書の記載事項)(平一二省一三・一
部改正)**

第十一条 行政手続法第二十四条第一項に規定する聴聞調
書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行
われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除
く。)を記載するものとする。

- 一 聴聞の件名
- 二 聴聞の期日及び場所
- 三 主宰者の氏名及び職名
- 四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれ
らの者の代理人及び補佐人並びに参考人及び鑑定人
(以下この項において「当事者等」という。)の氏名
及び住所並びに聴聞の期日に出頭した農林水産省及び
経済産業省の職員の氏名及び職名

- 五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等（参考人及び鑑定人を除く。）が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - 六 当事者等並びに農林水産省及び経済産業省の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）
 - 七 提出された証拠書類等の標目
 - 八 その他参考となるべき事項
 - 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができ
 - 3 行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
 - 二 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見
 - 三 前号の意見についての理由
- （聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）**
- 第十二条 行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の最終前において主宰者に、聴聞の最終後にあっては主務大臣に提出してするものとする。
- 2 主宰者又は主務大臣は、聴聞調書又は報告書の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

附
則

<p>(平成六年九月三〇日農林水産・通商産業省令第四号) この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(平成八年九月三〇日農林水産・通商産業省令第五号) この省令は、平成八年十月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(平成一二年一月二九日農林水産・通商産業省令第一三号) この省令は、平成一三年一月六日から施行する。</p>